# 名古屋大学 学報

事務局総務企画部総務広報課編
郵便番号　464－8601
名古屋市千種区不老町
電話 名古屋(052)789-2016
平成16年12月1日～平成17年3月31日

第393号


## 目　次

### 学内規則

# 学　内　規　則

**本号に掲載した学内規則のあらまし**

**制定の部**

**名古屋大学計画・評価委員会情報公開・個人情報保護小委員会細則の制定**

1　名古屋大学計画・評価委員会情報公開・個人情報保護小委員会の組織及び運営について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学情報公開委員会規程等を廃止する規程の制定**

1　名古屋大学情報公開委員会規程等を廃止することとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学学章規程の制定**

1　学章について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年３月22日とすることとした。

**名古屋大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程の制定**

1　名古屋大学の保有する個人情報の開示，訂正，利用停止，異議申立て等に関し必要な事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程施行細則の制定**

1　名古屋大学の保有する個人情報に係る開示請求，訂正請求，利用停止請求，開示の実施方法，手数料に関し必要な事項について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学における情報公開に関する取扱規程の制定**

1　名古屋大学における情報公開の実施等に関し必要な事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。
3　名古屋大学における情報公開に関する取扱要項を廃止することとした。

**名古屋大学における情報公開に関する取扱規程施行細則の制定**

1　名古屋大学における情報公開に係る開示の実施方法，手数料等に関し必要な事項について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員苦情処理規程の制定**

1　労働条件その他の職場環境等に関する職員からの苦情の処理に係る手続き，相談窓口等について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年３月22日とすることとした。

**名古屋大学苦情処理委員会規程の制定**

1　名古屋大学苦情処理委員会の組織及び運営について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年３月22日とすることとした。

**名古屋大学苦情処理委員会専門委員会細則の制定**

1　名古屋大学苦情処理委員会に置く専門委員会の組織及び運営について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成17年３月22日とすることとした。

**名古屋大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程の制定**

1　名古屋大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する管理組織，実施方法等について必要な事項を定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学自然災害対策規程の制定**

1　名古屋大学における自然災害対策に関し，災害対策組織，応急活動，防災対策等必要な事項を定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学医系部局合同会議規程の制定**

1　名古屋大学医系機構全体会議の組織及び運営について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年３月22日とすることとした。

**名古屋大学国際企画室規程の制定**

1　名古屋大学国際企画室の組織及び運営について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**国立大学法人名古屋大学総長選考規程の制定**

1　国立大学法人名古屋大学総長の選考に関し必要な事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年３月26日とし，現に総長である者の任期について経過措置を定めることとした。
3　国立大学法人名古屋大学総長の選考に関する暫定基準を廃止することとした。

**国立大学法人名古屋大学総長選考規程施行細則の制定**

1　国立大学法人名古屋大学総長の選考に係る投票の手続き等について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成17年３月26日とすることとした。

**国立大学法人名古屋大学総長解任規程の制定**

1　国立大学法人名古屋大学総長の解任に関し必要な事項について定めることとした。
2　この規程の施行期日は，平成17年３月26日とすることとした。
3　国立大学法人名古屋大学総長の解任に関する暫定基準を廃止することとした。

**国立大学法人名古屋大学総長解任規程施行細則の制定**

1　国立大学法人名古屋大学総長の解任に係る審査請求，審査手続き等について定めることとした。
2　この細則の施行期日は，平成17年３月26日とすることとした。

## 一部改正の部

### 名古屋大学医学部規程の一部改正

1　授業科目及び単位数並びにその他所要の整備を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とし，平成16年度以前に入学した者について経過措置を定めることとした。

### 名古屋大学大学院医学系研究科規程の一部改正

1　授業科目について改めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とし，平成16年度以前に入学した者について経過措置を定めることとした。

### 名古屋大学大学院生命農学研究科規程の一部改正

1　授業科目を改めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とし，平成16年度以前に入学した者について経過措置を定めることとした。

### 名古屋大学大学院医学系研究科規程の一部改正

1　授業科目及び単位数を改めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とし，平成16年度以前に入学した者について経過措置を定めることとした。

### 名古屋大学医学部附属病院規程の一部改正

1　医療安全管理部の設置，高気圧治療部の廃止，外来化学療法部の新設及び臨床工学技術部の設置をすること並びにそれに伴い所要の改正及び整備を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とし，最初の任命に係る医療安全管理部長，外来化学療法部長及び臨床工学技術部長の任期について経過措置を定めることとした。

### 名古屋大学大学院医学系研究科病理解剖受託規程の一部改正

1　解剖料について改めることとした。

2　その他規定の整備を行うこととした。

3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

### 名古屋大学職員就業規則の一部改正

1　名古屋大学役員及び職員の兼業に関する規程の一部改正に伴い，規定の整備を行うこととした。

2　その他規定の整備を行うこととした。

3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。ただし，改正後の第14条第１項及び第31条の規定は，平成17年３月22日から施行することとした。

### 名古屋大学通則の一部改正

1　文学部第３年次編入学を志願する者に係る資格要件について改めることとした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

### 名古屋大学契約職員就業規則の一部改正

1　教育研究プロジェクト業務のために雇用される教育職本給表に相当する契約職員の雇用期間について定めること及びそれに伴い所要の改正を行うこととした。

2　契約職員の配置換について定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。
3　労務の業務に従事する契約職員の最終雇用年齢を定めることとした。
4　週休日の勤務に係る超過勤務手当の支給額について定めることとした。
5　その他規定の整備を行うこととした。
6　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。ただし，改正後の第17条の規定の施行期日は，平成17年３月22日とし，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則の一部改正**

1　教育研究プロジェクト業務等のために雇用される教育職本給表に相当するパートタイム勤務職員の雇用期間について定めること及びそれに伴い所要の改正を行うこととした。
2　パートタイム勤務職員の配置換えについて定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。
3　労務の業務に従事するパートタイム勤務職員の最終雇用年齢について定めることとした。
4　休日の勤務に係る超過勤務手当の支給額について定めることとした。
5　その他規定の整備を行うこととした。
6　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。ただし，改正後の第18条の規定の施行期日は，平成17年３月22日とし，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学医員及び医員（研修医）就業規則の一部改正**

1　休日の勤務に係る超過勤務手当の支給額について定めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年３月22日とし，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学の講座，学科目及び研究部門に関する規程の一部改正**

1　研究科に置く講座について改めることとした。
2　その他規定の整備を行うこととした。
3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学計画・評価委員会規程の一部改正**

1　審議事項について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日から施行することとした。

**名古屋大学公印規程の一部改正**

1　国費留学生等証明書用の総長印について定めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員休職規程の一部改正**

1　意に反する休職の審査の取扱いについて定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員休職規程取扱細則の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学の管理職員等の範囲に関する規程の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年３月22日とすることとした。

**名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正**

1　特別休暇の種類について改めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。
2　特別休暇に係る休暇の単位について定めることとした。
3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程取扱細則の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学に勤務する契約職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正**

1　特任教授等の裁量労働制について定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。
2　無給休暇の種類について改めることとした。
3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学に勤務する契約職員の勤務時間，休暇等に関する規程取扱細則の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正**

1　年次有給休暇以外の休暇の種類について改めることとした。
2　規定の整備を行うこととした。
3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員の勤務時間，休暇等に関する規程取扱細則の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員の育児休業等に関する規程の一部改正**

1　育児休業の適用除外者について改めることとした。
2　期間を定めて雇用される職員の育児休業期間及び適用要件について定めること並びにこれに伴い所要の改正を行うこととした。
3　その他所要の整備を行うこととした。
4　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員の介護休業等に関する規程の一部改正**

1　介護休業の適用除外者について改めることとした。
2　任期を定めて雇用される職員の介護休業期間及び適用要件について定めること並びにこれに伴い所要の改正を行うこととした。
3　その他所要の整備を行うこととした。
4　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員採用規程の一部改正**

1　事務職員等の採用方法について所要の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員の人事に関する規程の一部改正**

1　職員の意に反する降格等に係る審査の取扱いについて定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員の人事に関する規程取扱細則の一部改正**

1　大学教員の職名及び職階について改めることとした。

2　その他規定の整備を行うこととした。

3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員の任期に関する規程の一部改正**

1　任期を付して雇用される職員の種類及び任期について改めることとした。

2　任期を付して雇用される職員の雇用の更新について定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。

3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員定年規程の一部改正**

1　名古屋大学特別教授に関する規程の制定に伴い，規定の整備を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員給与規程の一部改正**

1　短時間勤務正職員の週休日の勤務に係る超過勤務手当の支給割合について定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。

2　短時間勤務正職員及び年俸制の適用を受ける職員に係る適用除外規定について改めることとした。

3　その他規定の整備を行うこととした。

4　この改正の施行期日は，平成17年３月22日とし，改正後の第21条の規定は，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学契約職員，パートタイム勤務職員，医員及び医員（研修医）の給与に関する規程の一部改正**

1　教育職本給表に相当する契約職員等の日給又は時間給について改めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。

2　非常勤講師（客員）の基準単価を定めることとした。

3　その他規定の整備を行うこととした。

4　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学外国人教師及び外国人研究員に関する規程の一部改正**

1　外国人研究員の範囲について定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員退職手当規程の一部改正**

1　退職手当を支給する職員の範囲について所要の改正を行うこと及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。

2　その他規定の整備を行うこととした。

3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学自家用電気工作物保安規程の一部改正**

1　目次及び章名を付することとした。
2　自家用電気工作物保安規程の適用範囲について,全学対象から東山地区及び鶴舞地区対象に改めること,並びにこれに伴い所要の改正を行うこととした。
3　電気工作物の工事等の保安に係るその効力，総括管理者の設置，主任技術者の職務等，業務従事者の義務，法定事業者検査の実施，責任の分界点等について定めること，並びにこれに伴い所要の改正を行うこととした。
4　保安管理組織について別図で定めること，巡視，点検及び測定の基準について別表で定めること，並びにこれに伴い所要の改正を行うこととした。
5　工事の実施及び記録に関する取扱いについて所要の改正を行うこととした。
6　名古屋大学自然災害対策規程の制定等に伴い，災害対策等に関する取扱いについて所要の改正を行うこととした。
7　その他規定の整備を行うこととした。
8　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学防火管理規程の一部改正**

1　名古屋大学自然災害対策規程の制定に伴い所要の改正及び整備を行うこととした。
2　部局の防火管理者について改めることとした。
3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学教職課程規程の一部改正**

1　教育職員の認定課程及び免許状について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とし，平成16年度以前に入学した者について経過措置を定めること，並びに法学研究科，生命農学研究科生物機構・機能科学専攻，応用分子生命科学専攻及び生物圏資源学専攻に係る別表第２の規程については，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学教職課程委員会に関する暫定規程の一部改正**

1　委員会の組織について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学全学教育科目規程の一部改正**

1　全学教育科目の授業科目について改めることとした，
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学全学教育協議会規程の一部改正**

1　協議員の構成について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学物質科学国際研究センター協議会規程の一部改正**

1　協議員の構成について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学留学生相談室規程の一部改正**

1　名古屋大学留学生教育交流委員会の改組に伴い所要の整備を行うこととした。

2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学大学教員選考基準の一部改正**

1　特任教授等の資格について定めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員本給等の支払に関する細則の一部改正**

1　休職者等に係る通勤手当の支給方法について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年３月22日とし，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学職員指定職本給表適用職員給与細則の一部改正**

1　名古屋大学特別教授に関する規程の制定に伴い，規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員本給細則の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学年俸制適用職員給与細則の一部改正**

1　年俸制の適用を受ける職員について改めることとした。
2　特別の事情があると認められる場合の年俸の決定について定めること及びそれに伴い所要の整備を行うこととした。
3　その他規定の整備を行うこととした。
4　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員通勤手当支給細則の一部改正**

1　休職者等に係る通勤手当の支給停止期間について所要の改正を行うこととした。
2　この改正は，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学職員単身赴任手当支給細則の一部改正**

1　所要の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年３月22日とし，平成16年４月１日から適用することとした。

**名古屋大学職員退職手当支給細則の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学医学部附属病院諸料金規程の一部改正**

1　高度先進医療料の額について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とし，施行日前に高度先進医療に係る診療の同意を得た者について経過措置を定めることとした。

**名古屋大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程の一部改正**

1　受託実習生の受入れ職種について改めること及びそれに伴い所要の改正を行うこととした。
2　受託実習料について改めることとした。

3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学医学部附属病院研修生受入れ規程の一部改正**

1　研修料について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学役員退職手当規程の一部改正**

1　役員の退職手当の額の算定方法を改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年３月26日とすることとした。

**国立大学法人名古屋大学総長選考会議規程の一部改正**

1　規定の整備を行うこととした。
2　この改正の施行期日は，平成17年３月26日とすることとした。

**名古屋大学授業料等の料金に関する規程の一部改正**

1　授業料の額について改めることとした。
2　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員の育児休業等に関する規程取扱細則の一部改正**

1　名古屋大学職員の育児休業等に関する規程に規定する「期間を定めて雇用される職員」及び「延長の要件」の取扱いについて定めることとした。
2　その他規定の整備を行うこととした。
3　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**名古屋大学職員の介護休業等に関する規程取扱細則の一部改正**

1　名古屋大学職員の介護休業等に関する規程に規定する「期間を定めて雇用される職員」及び「特別な事情」の取扱いについて定めることとした。
2　介護休業及び介護部分休業の申出に係る様式について定めることとした。
3　その他規定の整備を行うこととした。
4　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

**規則等の整理に伴う関係規程の一部改正**

1　名古屋大学国際企画室の設置に伴い，名古屋大学教育研究組織規程，国立大学法人名古屋大学教育研究評議会規程及び名古屋大学個人情報保護規程について所要の整備を行うこととした。
2　名古屋大学エコトピア科学研究機構の改組に伴い，国立大学法人名古屋大学教育研究評議会規程ほか，関係規程について所要の整備を行うこととした。
3　名古屋大学エコトピア科学研究機構の改組に伴い，名古屋大学男女共同参画推進専門委員会細則ほか，関係細則等について所要の整備を行うこととした。
4　この改正の施行期日は，平成17年４月１日とすることとした。

◇制定の部

## 名古屋大学計画・評価委員会情報公開・個人情報保護小委員会細則

（趣旨）

**第１条**　名古屋大学計画・評価委員会規程（平成16年度規程第273号）第７条及び名古屋大学個人情報保護規程（平成16年度規程第313号）第７条の規定に基づく小委員会に関する事項は，この細則の定めるところによる。

（設置）

**第２条**　名古屋大学計画・評価委員会（以下「委員会」という。）に情報公開・個人情報保護小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

（任務）

**第３条**　小委員会は，次に掲げる事項を審議する。

一　情報公開及び個人情報保護に係る規則の制定及び改廃に関する事項

二　情報公開及び個人情報保護の実施体制に関する事項

三　法人文書及び保有個人情報の開示・不開示に関する事項

四　開示手数料及び開示実施手数料の定めに関する事項

五　法人文書の開示実施手数料の減額又は免除に関する事項

六　保有個人情報の訂正及び利用停止に関する事項

七　不服申立てに関する事項

八　法人文書及び保有個人情報の管理に関する事項

九　その他情報公開及び個人情報保護に関し必要な事項

（組織）

**第４条**　小委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　委員会の委員長

二　総長補佐のうちから若干名

三　大学院法学研究科の教授のうちから１名

四　大学院医学系研究科の教授のうちから１名

五　大学院情報科学研究科の教授のうちから１名

六　大学院文学研究科，大学院教育発達科学研究科及び大学院経済学研究科の教授のうちから１名

七　大学院理学研究科，大学院工学研究科，大学院生命農学研究科及び附置研究所の教授のうちから１名

八　前５号以外の部局の教授のうちから１名

九　その他小委員会が必要と認めた者

２　前項各号（第１号を除く。）の委員は，委員会の委員長が指名する。

（任期）

**第５条**　前条第１項各号（第１号及び第２号を除く。）の委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

（委員長）

**第６条**　小委員会に，委員長を置き，第４条第１項第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は，小委員会を招集し，その議長となる。

（定足数）

**第７条**　小委員会は，第３条第３号，第６号又は第７号の事項を審議するときは，委員の３分の２以上の出席により成立し，議事は，出席者の過半数によって決する。

（意見の聴取）

**第８条**　小委員会が必要と認めたときは，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

**第９条**　小委員会が必要と認めたときは，専門委員会を置くことができる。

（庶務）

**第10条**　小委員会の庶務は，関係部・課の協力を得て，総務企画部総務広報課において処理する。

（雑則）

**第11条**　この細則に定めるもののほか，小委員会の運営に関し必要な事項は，委員会の議を経て，定める。

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

**名古屋大学情報公開委員会規程等を廃止する規程**

次に掲げる規程等は，廃止する。

一　名古屋大学情報公開委員会規程（平成16年４月１日制定）

二　名古屋大学情報公開審査専門委員会細則（平成16年４月１日制定）

三　名古屋大学全学計画評価委員会暫定規程（平成16年４月１日制定）

四　名古屋大学計画評価審査委員会暫定規程（平成16年４月１日制定）

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

**名古屋大学学章規程**

**第１条**　名古屋大学（以下「本学」という。）の学章に関する事項は，この規程の定めるところによる。

**第２条**　本学の学章は，別図１のとおりとする。

２　学章の図法は，別図２のとおりとする。

**第３条**　この規程に定めるもののほか，学章の使用等に関し必要な事項は，別に定める。

**附　則**

この規程は，平成17年３月22日から施行する。

別図１（第２条第１項関係）

別図２（第２条第２項関係）

**名古屋大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程**

目次



**第１章　総則**

（趣旨）

**第１条**　名古屋大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示，訂正及び利用停止並びに異議申立てに関し必要な事項については，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（定義）

**第２条**　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設等，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び

総合保健体育科学センターをいう。

二　個人情報　生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

三　保有個人情報　本学の職員（役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し，又は取得した個人情報であって，本学の職員が組織的に利用するものとして，本学が保有しているものをいう。ただし，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第２項に規定する法人文書に記録されているものに限る。

四　本人　個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## 第２章　開示

（開示の請求）

**第３条**　総長に対し，自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）は，情報公開・個人情報保護窓口において，又は郵送により，保有個人情報開示請求書（別記様式第１号）を提出し，当該開示の請求に係る手数料を納入する。この場合，開示請求者は，別に定めるところにより，当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の法定代理人であることを示す書類を提示し，又は提出しなければならない。

２　総長は，前項により提出された開示請求書に形式上の不備があるときは，開示請求者に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができる。総長は，必要な場合，開示請求者に対し，補正の参考となる情報を提供する。

３　第１項の手数料及びその納入方法は，別に定める。

（部局への照会）

**第４条**　総長は，前条第１項の規定により開示請求があった場合又は法第21条の規定により他の独立行政法人等から事案が移送された場合若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第22条の規定により行政機関の長から事案が移送された場合は，当該開示請求に係る保有個人情報を特定するため，部局の長に照会を行う。

（開示請求に対する措置）

**第５条**　総長は，前条の規定により特定された保有個人情報について，法第14条及び第15条の規定に基づき，その全部又はその一部を開示するときは，開示請求者に対し，保有個人情報開示決定通知書（別記様式第２号）により通知する。

２　総長は，当該保有個人情報の全部を開示しないとき（法第17条の規定により当該開示請求を拒否するとき及び当該保有個人情報を保有していないときを含む。）は，開示請求者に対し，保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第３号）により通知する。

３　前２項の規定による開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）の審査は，法第14条，第16条及び第17条の規定並びに名古屋大学における保有個人情報の開示決定等に係る審査基準に基づき，名古屋大学計画・評価委員会情報公開・個人情報保護小委員会（以下「小委員会」という。）が行うものとする。

（開示決定等の期限）

**第６条**　開示決定等は，開示請求があった日から30日以内に行う。ただし，第３条第２項の規定により補正を求めた場合，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，総長は，開示請求者に対し，遅滞なく，開示決定等期限の延長通知書（別記様式第４号）により通知する。

３　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため，開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は，前２項の規定にかかわらず，開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし，残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において，総長は，第１項に規定する期間

内に，開示請求者に対し，開示決定等期限の延長特例通知書（別記様式第５号）により通知する。

（事案の移送）

**第７条**　総長は，開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等から提供されたものであるとき，その他他の独立行政法人等において開示決定等をすることについて正当な理由があるときは，当該独立行政法人等と協議の上，当該独立行政法人等に対し，開示請求事案移送書（別記様式第６－１号）により事案の移送を行う。

２　総長は，開示請求に係る保有個人情報が法第22条第１項各号の場合に該当するときは，行政機関の長と協議の上，当該行政機関の長に対し，開示請求事案移送書（別記様式第６－２号）により事案の移送を行う。

３　総長は，前２項により事案を移送した場合は，開示請求者に対し，事案を移送した旨を開示請求事案移送通知書（別記様式第７号）により通知する。

（第三者に対する意見書提出機会の付与）

**第８条**　総長は，開示請求に係る保有個人情報に，国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは，開示決定等をするに当たり，当該情報に係る第三者に対し，当該第三者に関する情報の内容等について，第三者意見書提出機会付与書（別記様式第８－１号）により，意見書を提出する機会を与えることができる。

２　総長は，前項によるもののほか，次の各号のいずれかに該当するときは，開示決定等に先立ち，当該第三者に対し，開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容等について，第三者意見書提出通知書（別記様式第８－２号）により通知し，意見書を提出する機会を与えなければならない。

一　第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって，当該第三者に関する情報が法第14条第２号ロ又は同条第３号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を法第16条の規定により開示しようとするとき。

３　総長は，前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が，当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記様式第９号。以下「反対意見書」という。）を提出した場合において，開示を決定するときは，開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において，総長は，開示決定後直ちに，反対意見書を提出した第三者に対し，反対意見書に係る開示決定通知書（別記様式第10号）により通知しなければならない。

（開示の実施等）

**第９条**　開示請求に係る保有個人情報の開示は，別に定める方法により行う。

２　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は，開示決定の通知があった日から30日以内に，その求める開示の実施の方法等を保有個人情報開示実施方法等申出書（別記様式第11号）により申し出なければならない。

## 第３章　訂正

（訂正の請求）

**第10条**　前条の規定により開示を受けた保有個人情報又は第７条第２項の規定に基づき本学から事案を移送した行政機関の長が開示の実施をした保有個人情報について，総長に対し，訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求する者（以下「訂正請求者」という。）は，当該保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に情報公開・個人情報保護窓口において，又は郵送により，保有個人情報訂正請求書（別記様式第12号）を提出する。この場合，訂正請求者は，別に定めるところにより，当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の法定代理人であることを示す書類を提示し，又は提出しなければならない。

２　総長は，前項により提出された訂正請求書に形式上の不備があるときは，訂正請求者に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができる。

（部局への照会）

**第11条**　総長は，前条第１項の規定により訂正請求があった場合又は法第33条の規定により他の独立行政法人等から事案が移送された場合若しくは行政機関個人情報保護法第34条の規定により行政機関の長から事案が移送された場合は，当該訂正請求に係る保有個人情報について，部局の長に照会を行う。

（訂正請求に対する措置）

**第12条**　総長は，当該保有個人情報の訂正をするときは，訂正請求者に対し，保有個人情報訂正決定通知書（別記

様式第13号）により通知する。

2　総長は，当該保有個人情報の訂正をしないときは，訂正請求者に対し，保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第14号）により通知する。

3　前２項の決定（以下「訂正決定等」という。）の審査は，小委員会が行うものとする。

（訂正決定等の期限）

**第13条**　訂正決定等は，訂正請求があった日から30日以内に行う。ただし，第10条第２項の規定により補正を求めた場合，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，総長は，訂正請求者に対し，遅滞なく，訂正決定等期限の延長通知書（別記様式第15号）により通知する。

3　訂正決定等に特に長期間を要すると認められるときは，前２項の規定にかかわらず，相当の期間　内に訂正決定等を行うことができる。この場合において，総長は，第１項に規定する期間内に，訂正請求者に対し，訂正決定等期限の延長特例通知書（別記様式第16号）により通知する。

（事案の移送）

**第14条**　総長は，訂正請求に係る保有個人情報が法第21条第３項の規定に基づく開示に係るものであるとき，その他他の独立行政法人等において訂正決定等をすることについて正当な理由があるときは，当該独立行政法人等と協議の上，当該独立行政法人等に対し，訂正請求事案移送書（別記様式第17－１号）により事案の移送を行う。

2　訂正請求に係る保有個人情報が法第27条第１項第２号に掲げるものであるとき，その他行政機関の長において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは，当該行政機関の長と協議の上，当該行政機関の長に対し，訂正請求事案移送書（別記様式第17－２号）により事案の移送を行う。

3　総長は，前２項により事案を移送した場合は，訂正請求者に対し，事案を移送した旨を訂正請求事案移送通知書（別記様式第18号）により通知する。

4　総長は，第１項又は第２項の規定により事案の移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関の長が訂正決定をしたときは，当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

**第15条**　総長は，訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において，必要があると認めるときは，当該保有個人情報の提供先に対し，遅滞なく，保有個人情報提供先への訂正実施通知書（別記様式第19号）により通知する。

## 第４章　利用停止

（利用停止の請求）

**第16条**　第９条の規定により開示を受けた保有個人情報又は第７条第２項の規定に基づき本学から事案を移送した行政機関の長が開示の実施をした保有個人情報について，総長に対し，法第36条の規定に基づき，利用の停止，消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の措置を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）は，当該保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に情報公開・個人情報保護窓口において，又は郵送により，保有個人情報利用停止請求書（別記様式第20号）を提出する。この場合，利用停止請求者は，別に定めるところにより，当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること又は本人の法定代理人であることを示す書類を提示し，又は提出しなければならない。

2　総長は，前項により提出された利用停止請求書に形式上の不備があるときは，利用停止請求者に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができる。

（部局への照会）

**第17条**　総長は，前条第１項の規定により利用停止請求があった場合は，当該保有個人情報の利用停止請求について，部局の長に照会を行う。

（利用停止請求に対する措置）

**第18条**　総長は，当該保有個人情報の利用停止をするときは，利用停止請求者に対し，保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第21号）により通知する。

２　総長は，当該保有個人情報の利用停止をしないときは，利用停止請求者に対し，保有個人情報利用不停止決定通知書（別記様式第22号）により通知する。
３　前２項の決定（以下「利用停止決定等」という。）の審査は，小委員会が行うものとする。
（利用停止決定等の期限）
**第19条**　利用停止決定等は，利用停止請求があった日から30日以内に行う。ただし，第16条第２項の規定により補正を求めた場合，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。
２　前項の規定にかかわらず，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，総長は，利用停止請求者に対し，遅滞なく，利用停止決定等期限の延長通知書（別記様式第23号）により通知する。
３　利用停止決定等に特に長期間を要すると認められるときは，前２項の規定にかかわらず，相当の　期間内に利用停止決定等を行うことができる。この場合において，総長は，第１項に規定する期間内に，利用停止請求者に対し，利用停止決定等期限の延長特例通知書（別記様式第24号）により通知する。

## 第５章　異議申立て

（異議申立ての請求）
**第20条**　第５条の規定による開示請求に対する措置，第12条の規定による訂正請求に対する措置及び第18条の規定による利用停止請求に対する措置について，不服のある者は，当該措置に関する決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に情報公開・個人情報保護窓口において，又は郵送により，総長に対し，異議申立てをすることができる。この場合，異議申立人は，別に定めるところにより，本人であること又は法定代理人であることを示す書類を提示し，又は提出しなければならない。
（情報公開・個人情報保護審査会への諮問）
**第21条**　小委員会は，開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等について，法第42条第１項の規定に基づき，異議申立書（別記様式第25号）による異議申立てがあったときには，その対応について審議する。
２　総長は，前項の審議の結果を踏まえ，法第42条第２項各号のいずれかに該当する場合を除き，情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し，諮問書（別記様式第26－１号，第26－２号又は第26－３号）により諮問する。
（諮問した旨の通知）
**第22条**　総長は，前条第２項の規定により審査会へ諮問をした場合は，次に掲げる者に対し，諮問をした旨を情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（別記様式第27号）により通知する。
一　異議申立人及び参加人
二　開示請求者，訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
三　当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
（異議申立てに対する決定）
**第23条**　総長は，審査会の答申に基づき，当該異議申立てに対する決定を行うものとし，異議申立人に対し，その決定した旨を通知する。
（雑則）
**第24条**　この規程に定めるもののほか，保有個人情報の開示，訂正及び利用停止等の実施に関し必要な事項は，別に定める。

### 附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

〈別記様式第１号〉

## 保有個人情報開示請求書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

氏(ふりがな)名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は居所
〒　　　　　　　　　　　　℡　　（　　）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第１項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

| |
|---|
| |

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）
　ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は，実施の方法及び希望日を記載してください。

| |
|---|
| ア　事務所における開示の実施を希望する。<br>〈実 施 の 方 法〉　□閲覧　□写しの交付　□その他（　　　　　　）<br>〈実施の希望日〉　平成　　年　　月　　日<br>イ　写しの送付を希望する。 |

３　手数料

| | |
|---|---|
| 手数料<br>（１件300円） | ⑴　情報公開・個人情報保護窓口で開示請求を行う場合は，本請求書の提出時に，現金で納付してください。<br>⑵　郵送で本請求書を提出する場合は，下記の方法で納付してください。<br>①現金書留（本請求書を同封のこと。なお，郵便小為替も可）<br>②銀行振込み（本請求書及び「振込み領収書」を同封のこと。） |

４　本人確認等

| |
|---|
| ア　開示請求者　□本人　□法定代理人 |
| イ　請求者本人確認書類<br>□運転免許証　□健康保険被保険者証　□外国人登録証明書　□住民基本台帳カード<br>□その他（　　　　　　）<br>※　請求書を送付して請求をする場合には，加えて住民票の写しを添付してください。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）<br>㈠　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人<br>㈡　本人の氏(ふりがな)名<br>㈢　本人の住所又は居所 |
| エ　法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示又は提出してください。<br>請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　） |

〈別記様式第６－１号〉

## 開示請求事案移送書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（他の独立行政法人等）　殿

名古屋大学総長

平成　年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

| | |
|---|---|
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 開示請求者氏名等 | 氏　名：<br>住所又は居所：<br>連絡先：<br><br>法定代理人による開示請求の場合<br>本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人<br>本人の氏名<br>本人の住所又は居所 |
| 添付資料等 | ・開示請求書<br>・移送前に行った行為の概要記録<br>・<br>・ |
| 備考 | （複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨） |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第６－２号〉

## 開示請求事案移送書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（行政機関の長）　殿

名古屋大学総長

平成　年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第22条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 開示請求者氏名等 | 氏　名：<br>住所又は居所：<br>連絡先：<br><br>法定代理人による開示請求の場合<br>本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人<br>本人の氏名<br>本人の住所又は居所 |
| 添付資料等 | ・開示請求書<br>・移送前に行った行為の概要記録<br>・<br>・ |
| 備考 | （複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨） |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第７号〉

## 開示請求事案移送通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（開示請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第１項（第22条第１項）の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の独立行政法人等（行政機関）において行われます。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 移送をした日 | 平成　年　月　日 |
| 移送の理由 | |
| 移送先の独立行政法人等又は行政機関の長 | （独立行政法人等又は行政機関の長）<br>（連絡先）<br>部局課室名：<br>担当者名：<br>所在地：<br>電話番号： |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第８－１号〉

## 第三者意見書提出機会付与書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（第三者利害関係人）　様

名古屋大学総長　印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第１項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 開示請求の年月日 | 平成　年　月　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 | |
| 意見書の提出先 | （課室名）<br>（連絡先） |
| 意見書の提出期限 | 平成　年　月　日 |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第８－２号〉

## 第三者意見書提出通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（第三者利害関係人）　様

名古屋大学総長　印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第１項の規定による開示請求がありました。当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第２項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 開示請求の年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 法第23条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分　□第１号、　□第２号<br>（適用理由） |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 | |
| 意見書の提出先 | （課室名）<br>（連絡先） |
| 意見書の提出期限 | 平成　　年　　月　　日 |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第９号〉

## 保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成　年　月　日

名古屋大学総長　殿

氏名又は名称（ふりがな）
（法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名）

住所又は居所
（法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）

平成　年　月　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 開示に関してのご意見 | □保有個人情報を開示されることについて支障がない。<br>□保有個人情報を開示されることについて支障がある。<br>（１）支障（不利益）がある部分<br>（２）支障（不利益）の具体的理由 |
| 連　絡　先 | |

〈別記様式第４号〉

## 開示決定等期限の延長通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（開示請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第２項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 延長後の期限 | 平成　年　月　日 |
| 延長の理由 | |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第５号〉

## 開示決定等期限の特例延長通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（開示請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由 | |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | （平成○年○月○日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。）<br>平成○年○月○日 |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第２号〉

# 保有個人情報開示決定通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（開示請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

| |
|---|
| |

２　不開示とした部分とその理由

| |
|---|
| |

※　部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内、○○○に対して異議申立てをすることができます。

３　開示する保有個人情報の利用目的

| |
|---|
| |

４　開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

⑴　開示の実施の方法等

⑵　事務所における開示を実施することができる日時、場所
期間：○月○日から○月○日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時間：
場所：
⑶　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

〈本件連絡先〉
○○省○○局○○課○○室
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第11号〉

## 保有個人情報開示実施方法等申出書

平成　年　月　日

名古屋大学総長　殿

(ふりがな)
氏　名

住所又は居所

〒　　　　　　　　℡　　（　　）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第３項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1　保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日　　付：

2　求める開示の実施方法

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 種類・量 | 実施の方法 | |
|---|---|---|---|
| | | ⑴閲覧 | ①全部<br>②一部　（　　　　　） |
| | | ⑵複写したものの交付 | ①全部<br>②一部　（　　　　　） |
| | | ⑶その他<br>（　　　　） | ①全部<br>②一部　（　　　　　） |

3　開示の実施を希望する日
平成　年　月　日　午前・午後

4　「写しの送付」の希望の有無　（有　：同封する郵便切手等の額　　　円／無）

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第10号〉

## 反対意見書に係る開示決定通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（反対意見書を提出した第三者）　様

名古屋大学総長　印

（あなた、貴社等）から平成　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第３項の規定により通知します。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 開示することとした理由 | |
| 開示決定をした日 | 平成　年　月　日 |
| 開示を実施する日 | 平成　年　月　日 |

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋大学総長に対して異議申立てをすることができます。

〈本件連絡先〉
○○省○○局○○課○○室
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第３号〉

# 保有個人情報不開示決定通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（開示請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成○年○月○日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第２項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 開示をしないこととした理由 | |

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、名古屋大学総長に対し異議申立てをすることができます。

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第12号〉

## 保有個人情報訂正請求書

平成　年　月　日

名古屋大学総長　殿

氏　名（ふりがな）

住所又は居所

〒　　　　　　　　　　　　　℡　　（　　）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 平成　年　月　日 |
|---|---|
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号：　　日付：<br>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）<br><br>（理由） |

| |
|---|
| １　開示請求者　□　本人　□　法定代理人 |
| ２　請求者本人確認書類<br>□運転免許証　□健康保険被保険者証　□外国人登録証明書　□住民基本台帳カード<br>□その他（　　　　）<br>※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。 |
| ３　本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）<br>ア　本人の状況　□未成年者（　　年　月　日生）　□成年被後見人<br>イ　本人の氏名（ふりがな）<br>ウ　本人の住所又は居所 |
| ４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。<br>請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　） |

〈別記様式第17－１号〉

訂正請求事案移送書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（他の独立行政法人等）　殿

名古屋大学総長

平成　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等のの保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 訂正請求者名等 | 氏　名：<br>住所又は居所：<br>連絡先：<br><br>法定代理人による開示請求の場合<br>本人の状況　□未成年者（　　　年　月　日生）　□成年被後見人<br>本人の氏名<br>本人の住所又は居所 |
| 添付資料等 | ・訂正請求書<br>・移送前に行った行為の概要記録<br>・<br>・ |
| 備考 | （複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨） |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第17－２号〉

# 訂正請求事案移送書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（行政機関の長）　殿

名古屋大学総長

平成　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 訂正請求者名等 | 氏　名：<br>住所又は居所：<br>連絡先：<br><br>法定代理人による開示請求の場合<br>本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人<br>本人の氏名<br>本人の住所又は居所 |
| 添付資料等 | ・訂正請求書<br>・移送前に行った行為の概要記録<br>・<br>・ |
| 備考 | （複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨） |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第18号〉

訂正請求事案移送通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（訂正請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第１項（第34条第１項）の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の独立行政法人等（行政機関）において行われます。

記

| | |
|---|---|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 移送をした日 | 平成　年　月　日 |
| 移送の理由 | |
| 移送先の独立行政法人等又は行政機関の長 | （独立行政法人等又は行政機関の長）<br><br>（連絡先）<br>部局課室名：<br>担当者名：<br><br>所在地：<br><br>電話番号： |
| 備考 | |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第15号〉

## 訂正決定等期限の延長通知書

名大　第　　号
平成　年　月　日

（訂正請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第２項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 延長後の期限 | 平成　年　月　日 |
| 延長の理由 | |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第16号〉

## 訂正決定等期限の特例延長通知書

名大　第　　号
平成　年　月　日

（訂正請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由 | |
| 訂正決定等をする期限 | 平成　　年　　月　　日 |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第13号〉

## 保有個人情報訂正決定通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（訂正請求者）　様

名古屋大学総長　印

　平成　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第１項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

| | |
|---|---|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 訂正請求の趣旨 | |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）<br><br>（訂正理由） |

　この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋大学総長に対して異議申立てをすることができます。

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第19号〉

## 保有個人情報提供先への訂正実施通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

他の独立行政法人等
又は行政機関の長　殿

名古屋大学総長

（他独立行政法人等又は行政機関の長）に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第35条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

| | |
|---|---|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報 | （氏名、住所等） |
| 訂正請求の趣旨 | |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）<br>（訂正理由） |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第14号〉

## 保有個人情報不訂正決定通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（訂正請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

| | |
|---|---|
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 訂正をしないこととした理由 | |

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条にの規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋大学総長に対して異議申立てをすることができます。

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第20号〉

## 保有個人情報利用停止請求書

平成　年　月　日

名古屋大学総長　殿

（ふりがな）
氏　名 ________________

住所又は居所

〒　　　　　　　　　　　℡　　（　　）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

| | |
|---|---|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 平成　年　月　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 | 開示決定通知書の文書番号：　　　、日付：○年○月○日<br>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 |
| 請求に係る趣旨及び理由 | （趣旨）<br>□第１号該当　→　□利用の停止、□消去<br>□第２号該当　→　提供の停止<br>（理由） |

１　開示請求者　　□本人　□法定代理人

２　請求者本人確認書類
□運転免許証　□健康保険被保険者証　□外国人登録証明書　□住民基本台帳カード
□その他（　　　　　　　　）
※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。

３　本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア　本人の状況　□未成年者（　　年　月　日生）　□成年被後見人
イ　本人の氏名（ふりがな）________________
ウ　本人の住所又は居所________________

４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。
請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　）

〈別記様式第23号〉

利用停止決定等期限の延長通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（利用停止請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第２項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

| | |
|---|---|
| 利用停止請求のあった保有個人情報の名称等 | |
| 延長後の期限 | 平成　年　月　日 |
| 延長の理由 | |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第24号〉

利用停止決定等期限の特例延長通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（利用停止請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

| | |
|---|---|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由 | |
| 利用停止決定等をする期限 | 平成　年　月　日 |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第21号〉

保有個人情報利用停止決定通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（利用停止請求者）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第１項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

| | |
|---|---|
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | |
| 利用停止請求の趣旨 | |
| 利用停止決定をする内容及び理由 | （利用停止決定の内容）<br><br>（利用停止の理由） |

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋大学総長に対して異議申立てをすることができます。

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第22号〉

## 保有個人情報利用不停止決定通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（利用停止請求者）　殿

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 | |
|---|---|
| 利用停止をしないこととした理由 | |

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋大学総長に対して異議申立てをすることができます。

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第26－１号〉

# 諮　問　書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

情報公開・個人情報保護審査会　殿

名古屋大学総長　印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　異議申立てに係る保有個人情報の名称等 | |
| 2　異議申立てに係る開示決定等<br><br>（開示決定等の種類）<br>□開示決定<br>□一部開示決定<br>（該当不開示条項）<br>□不開示決定<br>（該当不開示条項） | ⑴　開示決定等の日付、記号番号<br><br>⑵　開示決定等をした者<br><br>⑶　開示決定等の概要 |
| 3　異議申立て | ⑴　異議申立日<br><br>⑵　異議申立人<br><br>⑶　異議申立ての趣旨 |
| 4　諮問の理由 | |
| 5　参加人等 | |
| 6　添付書類等 | ①　保有個人情報開示請求書（写し）<br>②　保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について（通知）（写し）<br>③　不服申立書（写し）<br>④　理由説明書<br>⑤　開示の実施を行った保有個人情報<br>⑥　その他参考資料 |
| 7　諮問庁担当課、担当者名電話、住所等 | |

〈別記様式第26－２号〉

# 諮　問　書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

情報公開・個人情報保護審査会　殿

名古屋大学総長　印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　異議申立てに係る保有個人情報の名称等 | |
| 2　異議申立てに係る訂正決定等<br><br>（訂正決定等の種類）<br>□訂正決定<br>□不訂正決定 | ⑴　訂正決定等の日付、記号番号<br><br>⑵　訂正決定等をした者<br><br>⑶　訂正決定等の概要 |
| 3　異議申立て | ⑴　異議申立日<br><br>⑵　異議申立人<br><br>⑶　異議申立ての趣旨 |
| 4　諮問の理由 | |
| 5　参加人等 | |
| 6　添付書類等 | ①　保有個人情報訂正請求書（写し）<br>②　保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）(写し）又は保有個人情報の訂正をしないこととした旨の決定について（通知）（写し）<br>③　不服申立書（写し）<br>④　理由説明書<br>⑤　その他参考資料 |
| 7　諮問庁担当課、担当者名電話、住所等 | |

〈別記様式第26－３号〉

# 諮　問　書

名大　第　　号
平成　年　月　日

情報公開・個人情報保護審査会　殿

名古屋大学総長　印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条の規定により諮問します。

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　異議申立てに係る保有個人情報の名称等 | |
| 2　異議申立てに係る利用停止決定等<br><br>（利用停止決定等の種類）<br>□利用停止決定<br>□不利用停止決定 | ⑴　利用停止決定等の日付、記号番号<br><br>⑵　利用停止決定等をした者<br><br>⑶　利用停止決定等の概要 |
| 3　異議申立て | ⑴　異議申立日<br><br>⑵　異議申立人<br><br>⑶　異議申立ての趣旨 |
| 4　諮問の理由 | |
| 5　参加人等 | |
| 6　添付書類等 | ①　保有個人情報利用停止請求書（写し）<br>②　保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の利用停止をしないこととした旨の決定について（通知）（写し）<br>③　不服申立書（写し）<br>④　理由説明書<br>⑤　その他参考資料 |
| 7　諮問庁担当課、担当者名電話、住所等 | |

〈別記様式第27号〉

## 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

名大　第　　　号
平成　年　月　日

（異議申立人等）　様

名古屋大学総長　印

平成　年　月　日付けの当職に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条の規定により通知します。

記

| | |
|---|---|
| 異議申立てに係る保有個人情報の名称等 | |
| 異議申立て | ⑴異議申立日<br><br>⑵異議申立ての趣旨 |
| 諮問日・諮問番号 | 平成　年　月　日・平　諮問　　号 |

〈本件連絡先〉
（担当者名）（内線：　　）
電　話：
ＦＡＸ：
e-mail：

〈別記様式第25号〉

# 異 議 申 立 書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

異 議 申 立 人

年齢　　歳

次のとおり異議申立てをします。

1　異議申立人の住所、氏名及び年齢

（　　歳）

2　異議申立てに係る処分

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第　　条第　　号の規定に基づく保有個人情報の不開示決定（不訂正決定、利用不停止）処分

3　異議申立てに係る処分があったことを知った日

平成　　年　　月　　日

4　異議申立ての趣旨

5　異議申立ての理由

6　処分庁の教示の有無および内容

「この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」第６条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋大学総長に対して異議申立てをすることができます。」との教示がありました。

## 名古屋大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程施行細則

（目的）

**第１条**　名古屋大学における保有個人情報の開示等に関する取扱規程（平成16年度規程第351号。以下「規程」という。）第３条第１項及び第３項，第９条第１項，第10条第１項並びに第16条第１項の規定に基づく名古屋大学（以下「本学」という。）の保有個人情報に係る開示請求，訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等並びに開示の実施方法，手数料等に関し必要な事項は，この細則の定めるところによる。

（開示請求，訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等）

**第２条**　規程第３条第１項の規定により開示請求者が提示又は提出しなければならない書類は，次に掲げるものとする。

一　開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証，健康保険の被保険者証，外国人登録証明書，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第１項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって，当該開示請求者が本人であることを確認するに足りるもの

二　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し，又は提出することができない場合にあっては，当該開示請求をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認める書類

２　開示請求書を本学に送付して開示請求をする場合には，開示請求者は，前項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を本学に提出しなければならない。

３　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第12条第２項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には，当該法定代理人は，戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）本学に対し提示し，又は提出しなければならない。

４　開示請求をした法定代理人は，当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは，直ちに，書面でその旨を本学（規程第７条第３項の規定により移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関の長）に届け出なければならない。

５　前項の規定による届出があったときは，当該開示請求は，取り下げられたものと取り扱う。

６　前５項の規定は，規程第10条第１項の規定による訂正請求及び第16条第１項の規定による利用停止請求における本人確認手続等について準用する。

（開示の実施の方法）

**第３条**　開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書（以下「法人文書」という。）の開示の方法は，第２項から第６項まで定めるところによる。

２　次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　文書又は図画（次号から第４号まで又は第５項に該当するものを除く。）　当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第15条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては，次項第１号に定めるもの）

二　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし，これにより難い場合にあっては，当該マイクロフィルムを日本工業規格Ａ列１番（以下「Ａ１判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

三　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル，横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

四　スライド（第６項に該当するものを除く。次項第４号において同じ。）　当該スライドを専用機器により映写したもの

３　次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　文書又は図画（次号から第４号まで又は第５項に該当するものを除く。）当該文書又は図画を複写機により日本工業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし，これにより難い場合にあっては，当該文書若しくは図画を複写機によりＡ１判若しくは日本工業規格Ａ列２番（以下「Ａ２判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

二　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを日本工業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし，これにより難い場合にあっては，Ａ１判，Ａ２判又はＡ３判の用紙に印刷したもの
三　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
四　スライド　当該スライドを印画紙に印画したもの
4　次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　録音テープ（第６項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク　次に掲げる方法
イ　当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
ロ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの配付
二　ビデオテープ又はビデオディスク　次に掲げる方法
イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
ロ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの配付
三　電磁的記録（前２号，次号又は次項に該当するものを除く。）　次に掲げる方法であって，本学がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって，一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの
イ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
ロ　当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
ハ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの配付
ニ　当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複写したものの配付
ホ　当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの配付
四　電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって，本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
イ　前号イからハまでに掲げる方法
ロ　当該電磁的記録を幅12．７ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103，X6104又はX6105に適合する長さ731．52メートルのものに限る。）に複写したものの配付
ハ　当該電磁的記録を幅12．７ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123，X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833，15895若しくは15307に適合するものに限る。）に複写したものの配付
ニ　当該電磁的記録を幅８ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。）に複写したものの配付
ホ　当該電磁的記録を幅３．81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127，X6129，X6130又はX6137に適合するものに限る。）に複写したものの配付
5　映画フィルムの開示の実施の方法は，次に掲げるとおりとする。
一　当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
二　当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの配付
6　スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は，次に掲げるとおりとする。
一　当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
二　当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの配付
（手数料の額等）
**第４条**　開示請求に係る手数料の額は，法人文書１件につき300円とする。
2　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の

開示請求書によって行うときは，前項の規定の適用については，当該複数の法人文書を１件の法人文書とみなす。
一　一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた，相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が１年以上のものであって，当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
二　前号に掲げるもののほか，相互に密接な関連を有する複数の法人文書
３　保有個人情報の開示請求に係る手数料の納入は，次の各号に掲げる方法によるものとする。
一　情報公開・個人情報保護窓口において保有個人情報の開示を請求する場合　現金
二　郵送により保有個人情報の開示を請求する場合　現金書留又は銀行振込
（写しの送付）
**第５条**　開示請求者は，開示決定に基づく保有個人情報の開示を受ける場合において，法人文書の写しの送付を求めたときは，当該法人文書の送付に要する費用又は費用相当の郵便切手を前条第３項第２号の規定による方法又はその他の方法により納入しなければならない。

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学における情報公開に関する取扱規程

（趣旨）
**第１条**　名古屋大学（以下「本学」という。）における情報公開の実施に関し必要な事項については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるもののほか，この規程の定めるところによる。
（定義）
**第２条**　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。
二　法人文書　本学の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によって認識することのできない方式で作られた記録をいう。）であって，本学の職員が組織的に用いるものとして，本学が保有しているものをいう。
（開示の請求）
第３条　法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）は，情報公開・個人情報保護窓口において，又は郵送により，法人文書開示請求書（別記紙様式第１号）を提出し，当該開示の請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）を納入する。
２　総長は，前項により提出された開示請求書に形式上の不備があるときは，開示請求者に対し，相当の期間を定めて，その補正を求めることができる。必要な場合，総長は，開示請求者に対し，補正の参考となる情報を提供する。
３　開示請求手数料及びその納入方法は，別に定める。
（部局への照会）
**第４条**　総長は，前条第１項の規定により開示請求があった場合又は法第12条の規定により他の独立行政法人等から事案が移送された場合若しくは行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条の２の規定により行政機関の長から事案が移送された場合は，当該開示請求に係る法人文書を特定するため，部局の長に照会を行う。
（開示請求に対する措置）
**第５条**　総長は，前条により特定された法人文書について，法第５条及び第６条の規定に基づき，その全部又はその一部を開示するときは，開示請求者に対し，法人文書開示決定通知書（別記様式第２号）により通知する。
２　総長は，当該法人文書の全部を開示しないとき（法第８条の規定により開示請求を拒否するとき又は当該法人

文書を保有していないときを含む。）は，開示請求者に対し，法人文書不開示決定通知書（別記様式第３号）により通知する。

３　前２項の規定による開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）の審査は，法第５条，第７条及び第８条の規定並びに名古屋大学の情報公開における開示・不開示の審査基準(平成16年度基準第１号)に基づき，名古屋大学計画・評価委員会情報公開・個人情報保護小委員会（以下「小委員会」という。）が行うものとする。

（開示決定等の期限）

**第６条**　開示決定等は，開示請求があった日から30日以内に行う。ただし，第３条第２項の規定により補正を求めた場合，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，総長は，開示請求者に対し，遅滞なく，開示決定等期限の延長通知書（別記様式第４号）により通知する。

３　開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため，開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は,前２項の規定にかかわらず,開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし，残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において，総長は，第１項に規定する期間内に，開示請求者に対し，開示決定等期限の延長特例通知書（別記様式第５号）により通知する。

（事案の移送）

**第７条**　総長は，開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるとき，その他他の独立行政法人等において開示決定等をすることについて正当な理由があるときは,当該独立行政法人等と協議の上,当該独立行政法人等に対し，開示請求事案移送書（別記様式第６－１号）により事案の移送を行う。

２　総長は，開示請求に係る法人文書が法第13条第１項の各号に掲げる場合に該当するときは，行政機関の長と協議の上，当該行政機関の長に対し，開示請求事案移送書（別記様式第６－２号）により事案の移送を行う。

３　総長は，前２項により事案を移送した場合は，開示請求者に対し，開示請求事案移送通知書(別記様式第７号)により通知する。

（第三者に対する意見書提出機会の付与）

**第８条**　総長は，開示請求に係る法人文書に国，独立行政法人等，地方公共団体，地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは，開示決定等をするに当たり，当該情報に係る第三者に対し，第三者に対する意見書提出機会付与書（別記様式第８－１号）により，意見書を提出する機会を与えることができる。

２　総長は，前項によるもののほか，次の各号のいずれかに該当するときは，開示決定に先立ち，当該第三者に対し，開示請求に係る法人文書の表示等について，第三者に対する意見書提出通知書（別記様式第８－２号）により，意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし，当該第三者の所在が判明しない場合は，この限りでない。

一　第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって，当該情報が法第５条第１号ロ又は同条第２号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二　第三者に関する情報が記録されている法人文書を法第７条の規定により開示しようとするとき。

３　前２項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が，当該法人文書の開示に反対の意思を表示した法人文書の開示に関する意見書（別記様式第８－３号。以下「反対意見書」という。）を提出した場合において，開示決定をするときは,開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも２週間を置かなければならない。この場合において，総長は，開示決定後直ちに，反対意見書を提出した第三者に対し，法人文書の開示決定通知書（別記様式第８－４号）により通知しなければならない。

（開示の実施等）

**第９条**　開示請求に係る法人文書の開示は，別に定める方法により行う。

２　開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は，開示決定の通知があった日から30日以内に，法人文書開示実施申出書（別記様式第９－１号又は第９－２号）により申し出なければならない。

３　前項の規定により開示を受けた者は，最初に開示を受けた日から30日以内に限り，法人文書の更なる開示実施

申出書（別記様式第９－３号）により，更に開示を受ける旨を申し出ることができる。

４　前２項の規定により開示の実施を受ける者は，開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納入する。この場合において，小委員会において開示の実施を受ける者が経済的困難その他特別の理由があると認められるときは，開示実施手数料を減額し，又は免除することができる。

５　開示実施手数料及びその納入方法並びに減額及び免除に関する事項は，別に定める。

（異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

**第10条**　小委員会は，開示決定等について，法第18条第１項の規定に基づき，異議申立書（別記様式第10号）による異議申立てがあったときには，その対応について審議する。

２　総長は，前項の審議の結果を踏まえ，法第18条第２項各号のいずれかに該当する場合を除き，情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問書（別記様式第11号）により諮問する。

（諮問した旨の通知）

**第11条**　総長は，前条第２項の規定により審査会に諮問をした場合は，次に掲げる者に対し，情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（別記様式第12号）により通知する。

一　異議申立人及び参加人

二　開示請求者（開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

三　当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（異議申立てに対する決定）

**第12条**　総長は，審査会の答申に基づき，当該異議申立てに対する決定を行うものとし，異議申立人に対し，その決定した旨を通知する。

（雑則）

**第13条**　この規程に定めるもののほか，情報公開の実施に関し必要な事項は，別に定める。

## 附　則

１　この規程は，平成17年４月１日から施行する。

２　名古屋大学における情報公開に関する取扱要項（平成16年度要項第２号）は，廃止する。

別記様式第１号

# 法人文書開示請求書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地
〒
TEL　　　(　　　)

連　　絡　　先：(連絡先が上記の本人以外の場合は，連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第４条第１項の規定に基づき，下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1　請求する法人文書の名称等(請求する法人文書が特定できるよう，法人文書の名称，請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

| |
|---|
| |

2　求める開示の実施の方法等（⑴又は⑵に○印を付けてください。⑴を選択された場合は，具体的な方　法等を記載してください。)

⑴　情報公開・個人情報保護窓口おいて開示の実施を希望する。
【実施の方法】□文書・図画の閲覧　　□文書・図画の写しの交付
□その他（　　　　　　　　　　　）　　（　□にレ印を付すこと。)
【実施希望日】希望日　平成　　年　　月　　日（　）　時（基本的に開示決定は請求日から30日以後となりますので，それを考慮して御記入願います。)

⑵　写しの郵送を希望する。

3　開示請求手数料，納付方法

| 1件300円 | ⑴　情報公開・個人情報保護窓口で開示請求を行う場合は，本請求書の提出時に，現金で納付してください。<br>⑵　郵送で本請求書を提出する場合は，下記の方法で納付してください<br>①　現金書留（本請求書を同封のこと。なお，郵便小為替も可)<br>②　銀行振込み（本請求書及び「振込み領収書」を同封のこと。) |
|---|---|

※ 以下は，記入しないでください。

| 情報公開担当窓口受付日：平成　　年　　月　　日 | 整理番号　　　－ |
|---|---|
| 部局等への照会日　　　：平成　　年　　月　　日 | 部局等からの回答日　：平成　　年　　月　　日 |
| 開示決定期限　　　　　：平成　　年　　月　　日 | 延長後の開示決定期限　：平成　　年　　月　　日 |
| 開示の決定日　　　　　：平成　　年　　月　　日 | 開示の実施日　　　　：平成　　年　　月　　日 |
| 事案の移送の有無　　　：　□あり　　□なし | 第三者への意見提出機会の付与：　□あり　□なし |

別記様式第２号

# 法人文書開示決定通知書

名大　第　　　　号
平成　　年　　月　　日

殿

名古屋大学総長

平成　　年　　月　　日付けで請求のあった法人文書の開示については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項の規定に基づき，下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1　開示する法人文書の名称

2　不開示とした部分とその理由

理由

不開示とした根拠：独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律該当条項
- □　第５条１号該当（個人に関する情報）
- □　第５条２号該当（法人等に関する情報）
- □　第５条３号該当（審議又は検討等に関する情報）
- □　第５条４号該当（事務・事業に関する情報）

＊この決定について不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，名古屋大学に対して異議申立てをすることができます。

3　開示の実施の方法等

⑴　開示の実施の方法，開示実施手数料

| 法人文書の種類・数量等 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 | 法人文書全体についての開示実施基本額 |
|---|---|---|---|
| 枚 | ①閲覧 | 100枚までにつき100円 | |
| | ②複写の交付 | Ａ４用紙１枚につき20円 | |

4　開示を実施することがきる日，時間及び場所

⑴　日　時：①　平成　　年　　月　　日（　）　　時　　分
　　　　　　②　平成　　年　　月　　日（　）　　時　　分

⑵　場　所：名古屋大学情報公開・個人情報保護窓口（広報プラザ）

5　写しの送付の方法による場合

⑴　準備に要する日数：　　　　日間　　⑵　郵送料の額：　　　　　円

6　問い合わせ先：

7　開示実施の申出：同封の開示実施申出書は，この開示決定等の通知があった日から30日以内に情報公開・個人情報保護窓口まで提出してください。

別記様式第３号

## 法人文書不開示決定通知書

名大　第　　　　号
平成　　年　　月　　日

殿

名古屋大学総長

平成　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第２項に基づき，下記のとおり開示しないことに決定しましたので，通知します。

記

１　不開示決定した法人文書の名称

| |
|---|
| |

２　不開示とした理由

理由

不開示とした根拠：独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律該当条項

- □　第５条１号該当（個人に関する情報）
- □　第５条２号該当（法人等に関する情報）
- □　第５条３号該当（審議又は検討等に関する情報）
- □　第５条４号該当（事務・事業に関する情報）
- □　第８条該当（法人文書の存否に関する情報）
- □　その他（法人文書不存在）

＊この決定について不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，名古屋大学に対して異議申立てをすることができます。

３　問い合わせ先：

別記様式第４号

## 開示決定等期限の延長通知書

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

殿

名古屋大学総長

平成　　年　　月　　日付けでの法人文書の開示請求については，下記とおり，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第２項の規定に基づき，開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。
なお，開示決定等をしたときは，その旨を改めて通知します。

記

１　開示請求のあった法人文書の名称等

２　延長後の期間

⑴　法第10条第１項による開示決定等の期限
平成　　年　　月　　日まで

⑵　法第10条第２項による開示決定等の期限（開示請求のあった日から最大60日）
平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

３　延長理由

４　問い合わせ先：

別記様式第５号

開示決定等期限の延長特例通知書

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

殿

名古屋大学総長

平成　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求については，下記のとおり，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

なお，開示決定等をしたときは，その旨を改めて通知します。

記

1　開示請求のあった法人文書の名称等

| |
|---|
| |

2　法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

| |
|---|
| |

3　開示決定等の期限

⑴　法人文書のうち，可能な部分について開示決定等する期間
平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日（開示請求のあった日から最大60日以内）

⑵　残りの法人文書については，次の期日までに開示決定等をする予定です。
平成　　年　　月　　日

4　問い合わせ先

別記様式第６－１号

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

## 開示請求事案移送書

他の独立行政法人等　殿

名古屋大学総長

平成　　年　　月　　日付けで開示請求のあった事案については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第１項の規定により，下記のとおり移送します。

記

| 開示請求に係る法人文書名 | 開示請求書に記載されている法人文書の名称等（一部を移送する場合には，開示請求のあった事案のうち，○○，○○及び○○に係る法人文書） |
|---|---|
| 請求者名等 | 氏　　名：<br>住　　所：<br><br>電話番号： |
| 添付資料等名 | ・開示請求書<br>・移送前に行った行為の概要記録<br>・<br>・<br>・ |
| 問い合わせ先 | |
| 備　　考 | （複数の独立行政法人等，行政機関の長に移送する場合には，その旨を記載する。） |

別記様式第６－２号

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

**開示請求事案移送書**

行政機関の長　殿

名古屋大学総長

平成　　年　　月　　日付けで開示請求のあった事案については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第13条第１項の規定により，下記のとおり移送します。

記

| 開示請求に係る法人文書名 | 開示請求書に記載されている法人文書の名称等（一部を移送する場合には，開示請求のあった事案のうち，○○，○○及び○○に係る法人文書） |
|---|---|
| 請求者名等 | 氏　　名：<br>住　　所：<br><br>電話番号： |
| 添付資料等名 | ・開示請求書<br>・移送前に行った行為の概要記録<br>・<br>・<br>・ |
| 問い合わせ先 | |
| 備　　考 | （複数の独立行政法人等，行政機関の長に移送する場合には，その旨を記載する。） |

別記様式第７号

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

**開示請求事案移送通知書**

（開示請求者）　殿

名古屋大学総長

平成　　年　　月　　日付けで開示請求のあった事案については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第１項（又は第13条第１項）の規定により，下記のとおり移送しましたので通知します。

記

| 開示請求に係る法人文書名 | 開示請求書に記載されている法人文書の名称等（一部を移送する場合には，開示請求のあった事案のうち，○○，○○及び○○に係る法人文書） |
|---|---|
| 移送年月日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 移送先の独立行政法人等（行政機関の長） | 独立行政法人等（行政機関の長）<br><br>（連絡先）<br>担当部課名：<br>担 当 者 名：<br>所　在　地：<br>電 話 番 号： |
| 移送の理由 | |
| 備　　　考 | １　標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は，移送先の独立行政法人等（行政機関の長）が行うことなります。<br>２　複数の独立行政機関等（行政機関の長）に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には，開示実施手数料の300円の控除措置については，開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。 |

別記様式第８－１号

## 第三者に対する意見書提出機会付与書

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

殿

名古屋大学総長

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第４条の規定による開示請求があり，当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため，同法第14条第１項の規定に基づき，御意見を伺うこととしました。

つきましては，当該法人文書を開示することについて御意見があるときは，同封した「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1　開示請求のあった法人文書の名称

2　開示請求の年月日
平成　　年　　月　　日

3　上記法人文書に記録されている（あなた，貴社等）に関する情報の内容

4　意見書の提出先

5　意見書の提出期限
平成　　年　　月　　日

6　問い合わせ先

別記様式第８－２号

第三者に対する意見書提出通知書

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

殿

名古屋大学総長

（あなた，貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第４条の規定による開示請求があり，開示決定を行いたいと考えています。

つきましては，同法第14条第２項の規定に基づき，御意見を伺いますので，当該法人文書を開示することについて御意見があるときは，同封した「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに同意見書の御提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

１　開示請求のあった法人文書の名称

２　開示請求の年月日
平成　　年　　月　　日

３　法第14条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及び適用理由

３　上記法人文書に記録されている（あなた，貴社等）に関する情報の内容

□　法第14条第２項第１号適用（人の生命，健康，生活又は財産を保護するために，公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認められるとき。）
□　法第14条第２項第２号適用（開示することが公益上特に必要であると認めるとき。）
【上記の適用理由】

４　意見書の提出先

５　意見書の提出期限
平成　　年　　月　　日

６　問い合わせ先

別記様式第８－３号

## 法人文書の開示に関する意見書

名大　第　　　　号
平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

平成　　年　　月　　日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について，下記のとおり意見を提出します。

記

1　照会のあった法人文書の名称

| |
|---|
| |

2　意見

| |
|---|
| ⑴　上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無<br><br>⑵　支障（不利益）の具体的内容 |

3　問い合わせ先

別記様式第８－４号

法人文書の開示決定通知書

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

（反対意見書を提出した第三者）殿

名古屋大学総長

（あなた，貴社等）から，平成　　年　　月　　日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第３項の規定に基づき，下記のとおり開示決定しましたので通知します。

記

１　開示決定した法人文書の名称

|  |
|---|
|  |

２　開示することとした理由

|  |
|---|
|  |

３　開示を実施する日
平成　　年　　月　　日

４　問い合わせ先

５　備考
この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第６条の規定により，名古屋大学に対して異議申立てをすることができます。

別記様式第９－１号

## 法人文書開示実施申出書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所　〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号　TEL　（　　）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第３項に基づき，下記のとおり申出をします。

記

１　法人文書開示決定通知書の番号等
　日　　付　：　平成　年　月　日
　文書番号　：　名大　第　　　号

２　求める開示の実施の方法
　下表から実施の方法を選択し，該当するものに○印を付けてください。

| 法人文書の名称 | 種類・量 | 実　施　の　方　法 | |
|---|---|---|---|
| | | 1 | ①全部<br>②一部（　　　　　　　　　　　） |
| | | 2 | ①全部<br>②一部（　　　　　　　　　　　） |
| | | 3 | ①全部<br>②一部（　　　　　　　　　　　） |

３　開示の実施を希望する日
　平成　　年　　月　　日

４　「写しの送付」の希望の有無
　有　：　同封する郵便切手の額　　　　　　円
　無　：

５　開示実施手数料　　　　　円（現金で納付のこと。）

**【備考】**
⑴　情報公開・個人情報保護窓口で，開示の実施を受ける場合は，現金で納付してください。
⑵　郵送で「写しの送付」を希望する場合は，下記の方法で納付してください
　①　現金書留（「本申出書」及び「郵便切手」を同封のこと。郵便小為替も可）
　②　銀行振込み（郵便切手相当額も併せて振り込むこと。「本申出書」及び「振込み領収書」を同封のこと。）

注）開示の実施方法についての申出期間は，開示決定等の通知のあった日から30日以内です。
　ただし，当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは，この限りではありません。

別記様式第９－２号

# 法人文書開示実施申出書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所　〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号　　TEL　　（　　）

法人文書開示決定通知書（平成　年　月　日付け名大　第　　号）により通知のありました法人文書については，既報のとおり開示を受けるので，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第３項及び同施行令第９条第２項の規定に基づき，下記とおり申出をします。

記

１　開示実施手数料（現金で納付のこと）

円

２　写しの送付による場合
　　同封する郵便切手の額　　　　円分

【備考】
⑴　情報公開・個人情報保護窓口で，開示の実施を受ける場合は，現金で納付してください。
⑵　郵送で「写しの送付」を希望する場合は，下記の方法で納付してください
　①　現金書留(「本申出書」及び「郵便切手」を同封のこと。郵便小為替も可)
　②　銀行振込み（郵便切手相当額も併せて振り込むこと。「本申出書」及び「振込み領収書」を同封のこと。）

注）開示の実施方法についての申出期間は，開示決定等の通知のあった日から30日以内です。
　ただし，当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは，この限りではありません。

別記様式第９－３号

# 法人文書の更なる開示実施申出書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所又は居所　〒

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先電話番号　TEL　（　　）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第５項の規定に基づき，下記のとおり申出をします。

記

１　更なる開示を求める法人文書の名称

| |
|---|
| |

２　開示決定通知書の日付及び文書番号

日　　付　：　平成　年　月　日

文書番号　：　名大　第　　　号

３　最初に開示を受けた日

平成　　年　　月　　日

４　更なる開示の実施の方法等

⑴　情報公開・個人情報保護窓口における開示の実施を受ける場合は，その希望日

⑵　写しの送付を希望する場合は，その旨

⑶　法人文書の同じ部分について，最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。ただし，同じ開示の方法を受けることにつき正当な理由があるときは，この限りではありません。

５　開示実施手数料（現金で納付のこと。）

円

【備考】

⑴　情報公開窓・個人情報保護口で，開示の実施を受ける場合は，現金で納付してください。

⑵　郵送で「写しの送付」を希望する場合は，下記の方法で納付してください。

①　現金書留(「本申出書」及び「郵便切手」を同封のこと。郵便小為替も可)

②　銀行振込み（郵便切手相当額も併せて振り込むこと。「本申出書」及び「振込み領収書」を同封のこと。）

別記様式第10号

# 異　議　申　立　書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

異議申立人　　　　　　　　印

年齢　　歳

次のとおり異議申立てをします。

1　異議申立人の住所，氏名及び年齢

（　　歳）

2　異議申立てに係る処分

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第　　条第　　号の規定に基づく法人文書の不開示決定処分

3　異議申立てに係る処分があったことを知った日

平成　　年　　月　　日

4　異議申立ての趣旨

5　異議申立ての理由

6　処分庁の教示の有無および内容

「この決定に不服がある場合には，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」第５条（第６条）の規定により，この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，名古屋大学に対して異議申立てをすることができます。」との教示がありました。

別記様式第11号

# 諮　問　書

名大総第　　　　号
平成17年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審査会　御中

名古屋大学総長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条の規定に基づく開示決定等について，別紙のとおり，異議申立てがあったので，同法第18条第２項の規定に基づき諮問します。

（別紙）

| | |
|---|---|
| 1　異議申立てに係る法人文書の名称 | |
| 2　異議申立てに係る開示決定等<br><br>（開示決定等の種類）<br>□　開示決定<br>□　一部開示決定<br>（該当不開示条項）<br>□　不開示決定<br>（該当不開示条項） | ⑴　開示決定等の日付，記号番号<br>平成　　年　　月　　日，　名大　第　　　号<br>⑵　開示決定等した者<br><br>⑶　決定の概要 |
| 3　異議申立て | ⑴異議申立日<br>平成　　年　　月　　日<br>⑵異議申立人<br><br>⑶異議申立ての趣旨 |
| 4　諮問の理由 | |
| 5　参加人等 | |
| 6　添付書類等 | ①　法人文書開示請求書（写し）<br>②　法人文書開示決定等通知書（写し）<br>③　異議申立書（写し）<br>④　理由説明書<br>⑤　その他参考資料（第三者からの反対意見書等） |
| 7　諮問庁担当課，担当者，電話，住所等 | |

注１）２の（開示決定等の種類）については，該当する開示決定等の□をチェックすること。
　　また，部分開示決定又は不開示決定の場合は，該当不開示条項（法第５条各号，第８条又は文書不存在）を記載すること。
注２）４の（諮問の理由）については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」，「全部開示とすることが適当と考えるが，第三者の反対意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

別記様式第12号

## 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

名大　第　　　　　号
平成　　年　　月　　日

（異議申立人）　殿

名古屋大学総長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条の規定に基づく開示決定等に対する下記の異議申立てについて，同法第18条の規定により情報公開審査会に諮問したので，同法第19条の規定により通知します。

記

| | |
|---|---|
| 1　異議申立てに係る法人文書の名称 | |
| 2　異議申立てに係る開示決定等 | |
| 3　異議申立て | 異議申立日　　　平成　　年　　月　　日<br>異議申立ての趣旨 |
| 4　諮問日・諮問番号 | 諮 問 日　　　平成　　年　　月　　日<br>諮問番号　　　平　　諮問　　　　号 |
| 5　問い合わせ先 | |
| 6　備考 | |

注１）「２　異議申立てに係る開示決定等」の欄については，開示決定等の日付，記号番号，開示決定等した者及び開示決定等の種類（開示決定，部分開示決定又は不開示決定）を記載すること。
注２）４の「諮問番号」は，情報公開・個人情報保護審査会が付す番号です。

## 名古屋大学における情報公開に関する取扱規程施行細則

（趣旨）

**第１条**　名古屋大学における情報公開に関する取扱規程（平成16年度規程第352号。以下「規程」という。）第３条第３項，第９条第１項及び第５項に基づく名古屋大学（以下「本学」という。）の情報公開に係る開示の実施の方法，開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）等に関し必要な事項は，この細則の定めるところによる。

（開示の実施の方法）

**第２条**　次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　文書又は図画（次号から第４号まで又は第４項に該当するものを除く。）　当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第１項ただし書の規定が適用される場合にあっては，次項第１号に定めるもの）

二　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし，これにより難い場合にあっては，当該マイクロフィルムを日本工業規格Ａ列１番（以下「Ａ１判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

三　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル，横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

四　スライド（第５項に該当するものを除く。次項第４号において同じ。）　当該スライドを専用機器により映写したもの

２　次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　文書又は図画（次号から第４号まで又は第４項に該当するものを除く。）当該文書又は図画を複写機により日本工業規格Ａ列３番（以下「Ａ３判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし，これにより難い場合にあっては，当該文書若しくは図画を複写機によりＡ１判若しくは日本工業規格Ａ列２番（以下「Ａ２判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの

二　マイクロフィルム　当該マイクロフィルムを日本工業規格Ａ列４番（以下「Ａ４判」という。）の用紙に印刷したもの。ただし，これにより難い場合にあっては，Ａ１判，Ａ２判又はＡ３判の用紙に印刷したもの

三　写真フィルム　当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

四　スライド　当該スライドを印画紙に印画したもの

３　次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　録音テープ（第５項に該当するものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク　次に掲げる方法

イ　当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ　当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の五の項ロにおいて同じ。）に複写したものの配付

二　ビデオテープ又はビデオディスク　次に掲げる方法

イ　当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ　当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの配付

三　電磁的記録（前２号，次号又は次項に該当するものを除く。）　次に掲げる方法であって，本学がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって，一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの

イ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ　当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の七の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ　当該電磁的記録をＡ３判以下の大きさの用紙に出力したものの配付

ニ　当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表の七の項ニにおいて同じ。）に複写したものの配付

ホ　当該電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディス

クの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表の七の項ホにおいて同じ。）に複写したものの配付

四　電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって，本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ　前号イからハまでに掲げる方法

ロ　当該電磁的記録を幅12．7ミリメートルのオープンリールテープ（日本工業規格X6103，X6104又はX6105に適合する長さ731．52メートルのものに限る。別表の七の項トにおいて同じ。）に複写したものの配付

ハ　当該電磁的記録を幅12．7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6123，X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833，15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の七の項チにおいて同じ。）に複写したものの配付

ニ　当該電磁的記録を幅８ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の七の項リにおいて同じ。）に複写したものの配付

ホ　当該電磁的記録を幅３．81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本工業規格X6127，X6129，X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの配付

4　映画フィルムの開示の実施の方法は，次に掲げるとおりとする。

一　当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二　当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの配付

5　スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は，次に掲げるとおりとする。

一　当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二　当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの配付

（手数料の額等）

**第３条**　手数料の額は，次の各号に掲げる手数料の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。

一　開示請求手数料　開示請求に係る法人文書１件につき300円

二　開示実施手数料　開示を受ける法人文書１件につき，別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに，同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては，その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし，基本額（規程第９条第３項の規定により更に開示を受ける場合にあっては，当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次のイからホのいずれかに該当する場合は，それぞれ当該イからホに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし，300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とすること。

イ　法第12条第１項の規定に基づき，他の独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。）当該独立行政法人等が法第17条第１項の規定に基づき定める開示請求手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

ロ　法第12条第１項の規定に基づき，他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合　開示請求手数料相当額のうち，規程第９条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして，当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ　規程第７条の規定に基づき他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合300円のうち，規程第９条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして，当該独立行政法人等と協議して定める額

ニ　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第12条の２第１項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合　300円のうち，規程第９条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして，当該行政機関の長と協議して定める額

ホ　規程第７条の規定に基づき法人文書の一部について行政機関の長へ移送した場合　300円のうち，規程第９条の規定に基づき開示を実施する本学が分担するものとして，当該行政機関の長と協議して定める額

2　開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは，前項第１号の規定の適用については，当該複数の法人文書を１件の法人文書とみなし，かつ，当該複数の法

人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第２号ただし書の規定の適用については，当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
一　一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた，相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が１年以上のものであって，当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書
二　前号に掲げるもののほか，相互に密接な関連を有する複数の法人文書
３　開示請求手数料又は開示実施手数料は，次の各号に掲げる方法により，納付しなければならない。
一　情報公開・個人情報保護窓口（広報プラザ）において，法人文書の開示を請求する場合又は開示の実施を受ける場合　現金
二　郵送により，法人文書の開示を請求する場合又は法人文書の写しにより開示の実施を受ける場合　次に掲げるいずれかの方法
イ　現金書留（開示の実施を受ける場合は，当該法人文書の写しの送付に要する費用相当の郵便切手を同封すること。）
ロ　銀行振込（開示の実施を受ける場合は，当該法人文書の写しの送付に要する費用相当の郵便切手相当額を振り込むこと。）
（手数料の減免）
**第４条**　総長は，法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは，開示請求１件につき２，000円を限度として，開示実施手数料を減額し，又は免除することができる。
２　前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は，規程第９条第２項及び第３項の規定による申し出を行う際に，併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書（別紙様式）を提出しなければならない。
３　前項の申請書には，申請人が生活保護法　（昭和25年法律第144号）第11条第１項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を，その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

**附　則**
この細則は，平成17年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|---|---|---|
| 一　文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | イ　閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| | ロ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧 | １枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額 |
| | ハ　複写機により複写したものの交付 | 用紙１枚につき20円（A２判については60円，A１判については110円） |
| | ニ　撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 | １枚につき130円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，530円）に12枚までごとに750円を加えた額 |
| 二　マイクロフィルム | イ　用紙に印刷したものの閲覧 | 用紙１枚につき10円 |
| | ロ　専用機器により映写したものの閲覧 | １巻につき300円 |

| | | |
|---|---|---|
| | ハ　用紙に印刷したものの交付 | 用紙１枚につき70円（A３判については130円，A２判については250円，A１判については510円） |
| 三　写真フィルム | イ　印画紙に印画したものの閲覧 | １枚につき10円 |
| | ロ　印画紙に印画したものの交付 | １枚につき30円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，440円） |
| 四　スライド（九の項に該当するものを除く。） | イ　専用機器により映写したものの閲覧 | １巻につき400円 |
| | ロ　印画紙に印画したものの交付 | １枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，１，500円） |
| 五　録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク | イ　専用機器により再生したものの聴取 | １巻につき300円 |
| | ロ　録音カセットテープに複写したものの交付 | １巻につき600円 |
| 六　ビデオテープ又はビデオディスク | イ　専用機器により再生したものの視聴 | １巻につき300円 |
| | ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付 | １巻につき700円 |
| 七　電磁的記録（五の項，六の項又は八の項に該当するものを除く。） | イ　用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |
| | ロ　専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 0.5メガバイトまでごとにつき550円 |
| | ハ　用紙に出力したものの交付 | 用紙１枚につき20円 |
| | ニ　フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 | １枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | ホ　光ディスクに複写したものの交付 | １枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | ヘ　電子情報処理組織を使用する方法 | 0.5メガバイトまでごとに220円 |
| | ト　幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付 | １巻につき４,000円に１メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | チ　幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | １巻につき1,900円（日本工業規格X6135に適合するものについては2,800円，国際規格14833，15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円，9,800円又は16,800円）に１メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | リ　幅８ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき1,250円（日本工業規格X6142に適合するものについては2,450円，国際規格15757に適合するものについては13,400円）に1メガバイトまでごとに220円を加えた額 |
| | ヌ　幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | １巻につき980円（日本工業規格X6129，X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円，4,150円又は6,000円）に１メガバイトまでごとに220円を加えた額 |

| 八　映画フィルム | イ　専用機器により映写したものの視聴 | １巻につき400円 |
|---|---|---|
| | ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 3,300円(16ミリメートル映画フィルムについては12,300円，35ミリメートル映画フィルムについては14,000円)に記録時間10分までごとに1,550円(16ミリメートル映画フィルムについては3,650円，35ミリメートル映画フィルムについては4,450円)を加えた額 |
| 九　スライド及び録音テープ（第２条第５項に規定する場合におけるものに限る。) | イ　専用機器により再生したものの視聴 | １巻につき700円 |
| | ロ　ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては，5,200円にその超える枚数１枚につき110を加えた額) |
| 備考　一の項ハ，二の項ハ又は七の項ハの場合において，両面印刷の用紙を用いるときは，片面を１枚として額を算定する。 | | |

別紙様式

## 開示実施手数料の減額（免除）申請書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長　殿

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17号第３項の規定に基づき，下記のとおり法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1　開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号）

2　減額（免除）を求める額

3　減額（免除）を求める理由
①　生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第１項第〇号に掲げる扶助を受けており，手数料を納付する資力がないため。
②　その他

（注）①又は②のいずれかに〇印を付けてください。
①に〇を付した場合は，当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
②に〇を付した場合は，その理由を具体的に記載するとともに，その事実を証明する書面を添付してください。

## 名古屋大学職員苦情処理規程

（趣旨）

**第１条**　この規程は，名古屋大学（以下「本学」という。）における職員からの労働条件その他の職場環境等に関する苦情の申出，相談及び処理（セクシュアル・ハラスメント及び名古屋大学職員就業規則（平成16年度規則第１号）第45条の規定に基づく懲戒処分に関するものを除く。）に関し必要な事項を定める。

（対象者）

**第２条**　この規程において対象とする者は，本学に雇用されるすべての職員とする。

（対象とする苦情）

**第３条**　この規程において対象とする苦情は，次に掲げるものとする。

一　勤務時間，休憩時間，休息時間，休日，休暇等に関すること。

二　昇格，降格，配置換，出向等の人事異動に関すること。

三　昇級，昇給，諸手当，福利・厚生等の給与・待遇に関すること。

四　職場環境（人間関係を含む。）に関すること。

五　男女共同参画に関すること。

（相談窓口）

**第４条**　前条に規定する苦情の迅速かつ適切な処理を行うため，本部内に，苦情相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

２　相談窓口に，苦情の申出及び相談を整理する者として，苦情相談窓口担当員（以下「担当員」という。）を置き，次に掲げる業務を行う。

一　苦情の申出の受付け

二　苦情の申出，相談の整理及び関係部局への取次ぎ

三　その他苦情相談に関する業務

（苦情の申出）

**第５条**　職員は，相談窓口に対し，文書，ファクシミリ又は電子メールにより苦情の申出を行うことができる。

２　苦情の申出及び相談は，原則として職員本人が行うものとする。

（秘密の保持）

**第６条**　担当員及び苦情相談にかかわった者は，関係者の名誉，プライバシーその他の人権を尊重するとともに，知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（苦情処理申立て）

**第７条**　第３条第４号及び第５号に規定する苦情については，原則として当該苦情の関係部局等の長が処理するものとし，それを解決できない場合には，名古屋大学苦情処理委員会（以下「委員会」という。）に苦情処理の申立てを行うことができる。

２　苦情を申し出た職員は，第３条第４号又は第５号に規定する苦情に関し，当該関係部局等の処理の結果に不服があるときは，委員会に苦情処理の申立てを行うことができる。

３　委員会は，前２項の苦情処理の申立てのあった事案について，調停，事実調査等を行う。

４　委員会は，事実調査の結果，救済措置，環境改善措置等を行う必要があると認めた場合，総長及び関係部局等の長（以下「総長等」という。）に対し勧告を行う。

５　委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（虚偽申立て）

**第８条**　前条第２項の苦情処理について，悪意をもって虚偽の申立てを行った者は，処分等に付されることがある。

２　総長等は，事実調査の結果，申立てに相当する事実が認められなかった場合であっても，直ちにこのことをもって，虚偽の申立てを行ったとみなし，申し立てた職員に対して不利益な取扱いをしないものとする。

（不利益取扱いの禁止）

**第９条**　総長等は，苦情相談を行ったこと，苦情相談に関し事実調査に協力したこと等に起因して，当該苦情に関係した者に対して不利益な取扱いをしないものとする。

（雑則）

**第10条**　この規程に定めるもののほか，苦情処理に関し必要な事項は，別に定める。

**附　則**

この規程は，平成17年３月22日から施行する。

## 名古屋大学苦情処理委員会規程

（趣旨）

**第１条**　名古屋大学職員苦情処理規程（平成16年度規程第369号）第７条第５項の規定に基づく名古屋大学苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は，この規程の定めるところによる。

２　委員会は，学生相談総合センター，男女共同参画室，留学生相談室，保健管理室，その他の部局と連携協力し，苦情処理申立て（セクシュアル・ハラスメントに関する苦情を除く。）に適切に対応し，その解決を図るものとする。

（任務）

**第２条**　委員会は，次に掲げる事項を調査・審議する。

一　苦情処理の申立てに対する解決，調停，事実調査，２次被害防止等に関すること。

二　苦情処理に係る救済措置，環境改善措置等に関する総長及び関係部局の長への勧告に関すること。

三　苦情処理に係る関係部局との連携協力に関すること。

四　その他苦情処理に関すること。

（組織）

**第３条**　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

一　理事のうち総長が指名した者

二　総長補佐のうち総長が指名した者

三　その他総長が必要と認めた者若干名

（任期）

**第４条**　前条第３号の委員の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じたときは，その都度補充する。この場合における委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

**第５条**　委員会に委員長を置き，第３条第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。ただし，委員長に事故がある場合は，あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

（意見の聴取）

**第６条**　委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者を出席させ，その意見を聴くことができる。

（専門委員会）

**第７条**　委員会に，次に掲げる専門委員会を置く。

一　苦情処理調停専門委員会

二　苦情処理調査専門委員会

２　前項に規定する専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（委員の義務）

**第８条**　委員会及び専門委員会の委員（以下「両委員」という。）は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も，同様とする。

２　両委員は，関係者の名誉，プライバシーその他の人権を侵害することのないよう，慎重に行動しなければならない。

（庶務）

**第９条**　委員会の庶務は，関係部・課の協力を得て，総務企画部人事労務課において処理する。

（雑則）

**第10条**　この規程に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，委員会の議を経て，総長が定める。

## 附　則

1　この規程は，平成17年３月22日から施行する。

2　この規程の施行の際最初の任命に係る第３条第３号の委員の任期は,第４条第１項本文の規定にかかわらず,平成19年３月31日までとする。

## 名古屋大学苦情処理委員会専門委員会細則

（趣旨）

**第１条**　名古屋大学苦情処理委員会規程（平成16年度規程第370号）第７条第２項の規定に基づく名古屋大学苦情処理委員会（以下「委員会」という。）の専門委員会に関する事項は，この細則の定めるところによる。

（専門委員会）

**第２条**　委員会に，次の表のとおり専門委員会を置く。

| 名称 | 任務 |
|---|---|
| 調停専門委員会 | 一　苦情処理の申立てに係る調停の実施に関する事項<br>二　調停の成立又は不成立についての委員会への報告に関する事項<br>三　その他調停手続きに関する事項 |
| 調査専門委員会 | 一　苦情処理の申立てに係る事案の事実関係を明らかにするための調査に関する事項<br>二　委員会に対する事実調査の結果及び救済・環境改善等に係る報告書の提出に関する事項<br>三　関係者，調査協力者，関係部局の長等への連絡又は協力の要請に関する事項<br>四　その他調査専門委員会が事実調査に関し必要と認めた事項 |

（委員）

**第３条**　調停専門委員会は，事案ごとに，次に掲げる委員をもって組織する。

一　委員会の委員のうち，委員会において選任された者１名

二　その他委員会が必要と認めた者若干名

2　調査専門委員会は，事案ごとに，次に掲げる委員をもって組織する。

一　委員会の委員のうち，委員会において選任された者１名

二　その他委員会が必要と認めた者若干名

（任期）

**第４条**　前条の委員の任期は，当該事案に係る任務が終了するまでの間とする。

（委員長）

**第５条**　調停専門委員会に委員長を置き，第３条第１項第１号の委員をもって充てる。

2　調査専門委員会に委員長を置き，第３条第２項第１号の委員をもって充てる。

3　委員長は，専門委員会を招集し，その議長となる。

（庶務）

**第６条**　専門委員会の庶務は，関係部・課の協力を得て，総務企画部人事労務課において処理する。

## 附　則

この細則は，平成17年３月22日から施行する。

## 名古屋大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規程

（目的）

**第１条**　この規程は，「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）に基

づき，名古屋大学（以下「本学」という。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する必要事項を定め，もって適切なエネルギー管理に資することを目的とする。

（定義）

**第２条**　この規程において「部局」とは，事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。

２　この規程において「部局長」とは，前項の部局の長をいう。

（効力）

**第３条**　本学においてエネルギーを使用する者は，法及びこの規程を遵守するものとする。

（適用範囲）

**第４条**　この規程は，本学において使用される燃料及びこれを熱源とする熱（以下「燃料等」という。）並びに電気について適用する。

（業務の統括）

**第５条**　総長は，本学における省エネルギー活動の推進に関する業務を統括する。

（エネルギー管理組織）

**第６条**　エネルギー使用に関する管理組織は，別図のとおりとする。

（エネルギー管理標準）

**第７条**　本学の東山地区及び鶴舞地区については，法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」（平成15年１月10日経済産業省告示第４号）により，別にエネルギー管理標準を定める。

（実施方法等）

**第８条**　省エネルギー活動の効果的な実施方法及びエネルギー管理標準の制定等については，名古屋大学施設マネジメント委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

（エネルギー管理員）

**第９条**　東山地区及び鶴舞地区に，エネルギー管理員を置く。

２　前項のエネルギー管理員は，エネルギー管理士免状の交付を受けている者又はエネルギー管理員講習修了者のうちから総長が選任する。

３　エネルギー管理員は，法に従って，燃料等及び電気の使用の合理化に関する業務を掌理する。

（エネルギー管理責任者）

**第10条**　省エネルギー活動の推進を図るため，各部局にエネルギー管理責任者を置き，部局長をもって充てる。

２　前項のエネルギー管理責任者は，当該部局における照明設備，空調設備，昇降機設備等に関するエネルギー消費について適正な管理を行うものとする。

（職員及び学生の遵守事項）

**第11条**　職員及び学生は，エネルギー管理責任者等の指示の下に，節電，節水等エネルギーの消費減に努めなければならない。

（雑則）

**第12条**　この規程に定めるもののほか，エネルギーの使用の合理化に関し必要な事項は，委員会の議を経て，総長が別に定める。

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

別図（第６条関係）

エネルギー管理組織

## 名古屋大学自然災害対策規程

（目的）

**第１条**　この規程は，名古屋大学（以下「本学」という。）における地震，風水害等による自然災害を防止し，又は災害が発生した場合における被害の軽減を図るとともに，災害の復旧を円滑に行うため，災害対策に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第２条**　この規程において「部局」とは，事務局，学務部，学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。

２　この規程において「部局長」とは，前項の部局の長をいう。

（法令との関係）

**第３条**　本学における災害対策に関しては，法令に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（災害対策の審議等）

**第４条**　総長は，災害対策上の必要に応じ，名古屋大学環境安全防災委員会に対して，全学的な災害対策等について諮問するとともに，災害対策に関する部局間の連絡調整を図る。

（災害対策統括本部の設置）

**第５条**　総長は，大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく東海地震注意情報が発表（警戒宣言発令を含む。以下同じ。）されたとき，又は地震，風水害等により災害が発生したときは，学生，職員，患者等の安全確保及び救援，本学施設の早期復旧，地域社会に対する貢献等を図るため，名古屋大学災害対策統括本部（以下「統括本部」という。）を設置する。

２　統括本部の設置場所は，本部１号館第１会議室とする。ただし，当該設置場所が倒壊等により危険な場合は，環境総合館等，より安全な場所に設置又は移設する。

３　統括本部に本部長を置き，総長をもって充てる。

４　本部長は，統括本部の災害対策業務を統括するとともに，部局及び関係機関と密接な連絡調整を図る。

５　総長は，理事のうちあらかじめ総長が指名した者にその職務を代行させることができる。

６　統括本部の組織及び担当業務は，別表のとおりとする。

７　本部長は，夜間，休日等勤務時間外に統括本部を設置したときは，直ちに関係職員を招集する。

（統括本部防災隊の設置）

**第６条**　本部長は，前条に規定するもののほか，東海地震注意情報の発表時から東海地震発生時に備えるため，又は地震，水害等が発生したときに災害対策業務に当たるため，統括本部防災隊を設置する。

２　統括本部防災隊の担当業務は，別に定める。

３　本部の職員は，災害時においては，相互に協力して緊急事態に対処しなければならない。

（部局災害対策本部等の設置）

**第７条**　部局長（事務局及び学務部の長を除く。以下同じ。）は，第５条第１項に規定する事態が生じたときには，部局災害対策本部を設置し，部局における災害対策業務を総括する。

２　前項の災害対策業務を遂行するに当たっては，本部長及び他の部局長と密接に連携し業務を遂行するものとする。

３　部局長は，前条第１項に規定する事態が生じたときには，部局防災隊を設置し，災害対策業務に当たるものとする。

４　第１項の部局災害対策本部並びに前項の部局防災隊の組織及び担当業務については，部局において，別に定める。

（職員の応急活動）

**第８条**　職員は，勤務時間内に統括本部が設置されたときには，災害対策業務の応急活動を優先させなければならない。

２　職員は，勤務時間外に東海地震注意情報の発表を知ったとき，又は統括本部設置の連絡を受けたときは，やむを得ない場合を除き，直ちに災害対策業務の応急活動に当たるものとする。

3　前項に規定する勤務時間外に応急活動に当たる職員については，別に定める。

（情報収集）

**第９条**　部局長は，災害に関し，迅速に情報を収集するとともに，これを本部長に報告し，その指示を仰ぐものとする。

2　部局長は，災害に対して当該部局が講じた措置を，速やかに本部長に報告するものとする。

（避難）

**第10条**　部局長は，学生，職員，患者等の生命又は身体に危険が及ぶと予想されるときは，それらの者を避難させるものとする。

2　部局長は，被災した学生，職員，患者等の避難場所として，学内の安全な施設を可能な限り利用に供するものとする。

（安否の確認等）

**第11条**　部局長は，学生，職員，患者等の安否の確認を，速やかに行うものとする。

2　部局長は，災害による行方不明者及び負傷者の発見に努めるとともに，負傷者の救護に必要な措置を講ずるものとする。

3　部局長は，学生，職員，患者等の安否の確認，被災者の救助，避難誘導等の業務を命じる場合は，職員に対して，当該職員の健康管理及び衛生管理上の配慮をするとともに，危険区域への立入禁止措置等，二次災害の防止に努めるものとする。

（災害対策業務遂行要員の確保）

**第12条**　本部長及び部局長は，災害対策の業務を遂行することが可能な職員の把握及び要員の確保に努めるものとする。

（緊急避難住民の受入れ）

**第13条**　本部長は，国，地方公共団体等関係機関から近隣住民の緊急避難場所として施設の提供の要請があったときは，当該施設を管轄する部局長と協議の上，支障のない限り，提供できるものとする。

2　部局長は，近隣住民が緊急避難してきたときには，一時的に管轄区域内の適当な施設を緊急避難場所として提供できるものとする。

3　部局長は，前項により緊急避難場所を提供した場合は，直ちに本部長に報告し，その指示を仰ぐものとする。

（施設の提供）

**第14条**　本部長は，国，地方公共団体等関係機関から被災地域における人命救助その他の救援活動のため，施設の提供の要請があったときは，当該施設を管轄する部局長と協議の上，支障のない限り，提供できるものとする。

（ライフラインの確保）

**第15条**　本部長は，電気，ガス，水道その他のライフラインの確保及び早期復旧に努めるものとする。

（災害復旧）

**第16条**　部局長は，教育，研究，診療活動等を回復させるため，次の各号に掲げる事項の遂行に努めるものとする。

一　学生等に係る教育環境の整備

二　職員に係る勤務環境の整備

三　施設、設備及び土地の復旧

四　備品等の調達及び修繕

五　その他災害復旧に関し必要な事項

（二次災害の防止）

**第17条**　部局長は，災害復旧に当たり，崖崩れ，建物等の倒壊等のおそれのある危険区域の発見に努めるとともに，施設への立入禁止等の安全措置を講じ，二次災害の防止に努めるものとする。

（援助要請）

**第18条**　本部長は，災害対策業務の遂行に当たり，必要に応じて他大学等に対し救援物資，職員の派遣等の援助を求めるものとする。

（被災状況把握等）

**第19条**　本部長は，被災状況を的確に把握し，国，地方公共団体等関係機関と連絡を密にして，事態の収拾に努め

るものとする。

（危機管理意識の啓発）

**第20条**　総長及び部局長は，学生，職員等に対し研修等により災害対策及び防災対策に関する知識を付与し，危機管理意識を啓発するものとする。

２　研修等においては，次の各号に掲げる事項について知識等を付与し，啓発に資するものとする。

一　災害及び防災に関する基礎知識

二　災害対策及び防災対策に係る学生，職員等の役割

三　備品，実験設備，書籍，ガラス等の転倒・落下・破損の防止対策

四　化学薬品，放射性物質，病原微生物，実験動物等（以下「危険物等」という。）に関する基礎知識及び災害防止方法

五　防災訓練

六　その他災害対策及び防災対策に関し必要な事項

（防災対策）

**第21条**　総長及び部局長は，学生，職員等に対し，次の各号に掲げる防災対策を行うものとする。

一　施設及び設備の倒壊，火災，崖崩れ等についての安全対策

二　危険物等についての安全対策

三　情報収集及び伝達方法の整備

四　避難場所の整備等の避難対策

五　飲料水，食料，医薬品，燃料等の災害時に必要な物資の調達計画

六　　警備等の防犯対策

七　その他防災に関し必要な事項

２　前項第２号の安全対策を行うに当たっては，次の各号に掲げる事項を特に推進するものとする。

一　危険物等の安全保管及び使用方法の点検

二　危険物等の在庫管理の徹底

三　危険物等の保管施設の安全対策

四　危険物等及びその保管施設の所在の周知徹底

（防災マニュアルの作成）

**第22条**　部局長は，当該部局の実情に即した具体的な部局防災マニュアルを作成し，所属学生，職員等に周知するものとする。

（事務の担当）

**第23条**　災害対策に関する事務は，関係部・課の協力を得て，施設管理部施設整備課において処理する。

（細則）

**第24条**　この規程に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，地震防災計画等で，別に定める。

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

別表（第５条第６項関係）

名古屋大学災害対策統括本部の組織及び担当業務

| 本部長 | 副本部長・担当理事 | 担当部署・業務 |
| --- | --- | --- |
| 本部長（総長） | 副本部長（代表）　本部長代行<br>総務・企画関係担当理事<br>理事の職務の調整・総括<br>情報管理 | **総務企画部**<br>・業務の総括<br>・広報・情報連絡 |
| | 副本部長<br>法務関係担当理事<br>法的な事項に関する専門的助言 | 法務室長<br>法的な事項に関する専門的助言<br>**法務室**<br>・法的な事項に関する専門的助言 |
| | 副本部長<br>病院・施設整備・環境安全関係担当理事<br>医療・救護<br>施設の安全管理<br>危険物管理<br>防犯 | **施設管理部**<br>・災害対策統括本部に関わる庶務<br>・施設工作・復旧<br>・建物被害調査<br>・化学薬品等の危険物の安全管理<br>・防犯<br>・防火・消火<br>・救護 |
| | 災害対策室長<br>情報収集 | **災害対策室**<br>・災害情報収集<br>（専門的助言） |
| | 保健管理室長<br>医療・救護 | **保健管理室**<br>・医療・救護 |
| | 副本部長<br>人事・労務関係担当理事<br>職員の安全管理<br>避難住民対応 | **総務企画部**<br>・職員安否確認・避難誘導<br>・避難住民の対応 |
| | 副本部長<br>教育関係担当理事<br>学生の安全管理 | **学務部**<br>・学生安否確認・避難誘導<br>・学生の授業管理<br>・学生の生活等安全管理 |
| | 副本部長<br>研究・国際交流関係担当理事<br>留学生の安全管理<br>危険物管理 | **研究協力・国際部**<br>・外国人研究者・留学生安否確認・避難誘導<br>・外国人研究者学生生活（学外施設）の安全管理<br>・放射性物質等の危険物の安全管理 |
| | 副本部長<br>財務・広報関係担当理事<br>物品管理・広報 | **財務部**<br>・救援物資の管理<br>・物品被害・復旧<br>・重要物品の搬出 |

注１　総長に事故がある場合は，総務・企画関係担当理事がその職務を代行する。

　２　総務・企画関係担当理事及び統括本部役職員に事故がある場合は，総長が指名する者がその職務を代行する。

## 名古屋大学医系部局合同会議規程

（設置）

**第１条**　名古屋大学の大学院医学系研究科，医学部，医学部附属病院，環境医学研究所及び総合保健体育科学センター（以下「医系部局」という。）における医系の教育・研究に係る共通的な重要事項について，総合的に審議するため，名古屋大学医系部局合同会議（以下「合同会議」という。）を置く。

（審議事項）

**第２条**　合同会議は，次に掲げる事項を審議する。

一　医系部局にかかわる教育・研究（診療に直接かかわる教育・研究を含む。）の基本方針に関すること。

二　学部及び大学院の教育カリキュラムの編成，担当等に関すること。

三　大型研究プロジェクトの企画・立案及び推進に関すること。

四　医系部局の教育・研究に係る予算に関すること。

五　医系部局の組織の設置及び改廃に関すること。

六　その他医系部局の教育・研究にかかわる事項のうち，合同会議が必要と認めた事項

（構成）

**第３条**　合同会議は，次に掲げる者をもって構成する。

一　医学系研究科及び医学部の専任教授

二　医学部附属病院の専任教授

三　環境医学研究所の専任教授

四　総合保健体育科学センター保健科学部の専任教授

（議長）

**第４条**　合同会議に議長を置き，医学系研究科長，医学部附属病院長及び環境医学研究所長のうちから互選する。

２　議長の任期は，３年とする。ただし，再任を妨げない。

３　前項の規定にかかわらず，議長の任期途中において当該部局の長の任期が満了等し，当該職を交代した場合には，改めて議長を互選する。

４　議長は，必要の都度，会議を招集する。

（副議長）

**第５条**　合同会議に副議長を置き，前条第１項に規定する者のうち，議長として選出された者以外のものをもって充てる。

（定足数・議決）

**第６条**　合同会議は，構成員の３分の２以上の出席により成立し，議事は，出席者の過半数によって決する。

（会議への陪席）

**第７条**　合同会議が必要と認めたときは，医系部局の客員教授等に会議への陪席を要請することができる。

２　前項のほか，合同会議が必要と認めたときは，病院・医系委員会（第６委員会）委員長に会議への陪席を要請することができる。

（意見の聴取）

**第８条**　前条に規定するもののほか，合同会議が必要と認めたときは，構成員以外の者を出席させ，その意見を聴くことができる。

（専門部会等）

**第９条**　合同会議が必要と認めたときは，専門部会等を置くことができる。

（庶務）

**第10条**　合同会議の庶務は，関係各部・課の協力を得て，医学部・医学系研究科総務課において処理する。

（雑則）

**第11条**　この規程に定めるもののほか，合同会議の運営に関し必要な事項は，合同会議の議を経て，定める。

### 附　則

この規程は，平成17年３月22日から施行する。

## 名古屋大学国際企画室規程

（設置）

**第１条**　名古屋大学（以下「本学」という。）における国際交流活動に係る全学的な連携支援策の企画・立案，調査分析及び連絡調整を行うため，本学に，国際企画室を置く。

（業務）

**第２条**　国際企画室は，前条の設置目的を達成するため，関係部局等の協力を得て，次に掲げる業務を行う。

一　本学における国際的な学術・教育交流活動に係る支援策の企画・立案に関すること。

二　外国の大学等における国際連携事業等の調査分析に関すること。

三　その他本学における教育研究環境の国際化の推進に関すること。

（職員）

**第３条**　国際企画室に室長，室員及び必要な職員を置く。

（室長）

**第４条**　室長は，本学の大学教員のうちから総長が任命する。

２　室長の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

３　室長は，国際企画室の業務を掌理する。

（副室長）

**第５条**　国際企画室に副室長を置くことができる。

２　副室長は，本学の大学教員のうちから総長が任命する。

３　副室長の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

４　副室長は，室長の業務を補佐する。

（室員）

**第６条**　室員は，専任の大学教員及び兼任の大学教員とする。

２　室員は，室長の指示に従い，国際企画室の業務に従事する。

（事務）

**第７条**　国際企画室に関する事務は，関係部・課の協力を得て，研究協力・国際部国際課が行う。

（雑則）

**第８条**　この規程に定めるもののほか，国際企画室に関し必要な事項は，国際交流委員会の議を経て，総長が定める。

### 附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 国立大学法人名古屋大学総長選考規程

（趣旨）

**第１条**　国立大学法人名古屋大学総長（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第10条第１項に規定する学長をいう。以下「総長」という。）の選考については，法に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（選考の開始）

**第２条**　国立大学法人名古屋大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）は，次の各号のいずれかに該当する場合に，総長候補者を選考する。

一　総長の任期が満了するとき。

二　総長が辞任を申し出たとき。

三　総長が欠員となったとき。

四　総長が解任されたとき。

五　総長が前各号以外の事由により職務の遂行ができなくなったとき。

２　総長候補者の選考は，前項第１号の場合にあっては，任期満了の日から少なくとも４月前に，同項第２号から

第５号までの場合にあっては，当該事由の発生後１月以内に開始する。

（総長候補者の資格）

**第３条**　総長候補者は，人格が高潔で，学識が優れ，かつ，本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すると認められる者であることを要する。

（総長の任期及び中間評価）

**第４条**　総長の任期は，６年とし，再任されない。

２　選考会議は，総長の任期が４年を満了する日から少なくとも４月前に，当該総長に係る就任以後の業績等に対する中間評価を行う。

（選考方法）

**第５条**　選考会議は，総長候補者を選考するため，第10条第１項及び第13条第１項に定める有資格者に投票を行わせる。

２　投票は，第１次投票及び第２次投票とする。

（投票管理委員会）

**第６条**　選考会議は，前条に規定する投票の事務を管理させるため，教育研究評議会に投票管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，選考会議委員以外の評議員７名の委員で構成する。

３　委員会に委員長を置き，委員のうちから互選する。

４　委員が総長候補者となった場合は，委員を辞退しなければならない。

５　委員に欠員が生じた場合は，速やかに補充する。

（総長候補者の推薦）

**第７条**　委員会は，10名の推薦人による総長候補者の推薦を受け付ける。

２　推薦人となることのできる者は，次に掲げるものとする。

一　国立大学法人名古屋大学経営協議会規程（平成16年度規程第４号）第３条第１項第５号に規定する経営協議会の学外委員

二　本学専任の教授，助教授，講師及び助手

三　本学附属学校の教頭，教諭，養護教諭，助教諭及び養護助教諭

四　名古屋大学職員就業規則（平成16年度規則第１号）の適用を受ける事務系職員，施設系技術職員，教室系技術職員，図書系職員，技能系職員，医療系技術職員，看護職員及び教務職員（名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第３号から第６号までに規定する者を除く。）

３　その他総長候補者の推薦に関し必要な事項は，別に定める。

（第１次候補者名簿の作成）

**第８条**　委員会は，前条により推薦された総長候補者（以下「第１次候補者」という。）について，名簿作成上の事務的な書類審査を行い，第１次候補者名簿を作成する。

２　委員会は，第１次候補者名簿を教育研究評議会に報告し，了承を得る。

（総長候補者の推薦書及び履歴書等の公開）

**第９条**　委員会は，前条第２項により第１次候補者名簿確定の手続きを経た後，推薦人から提出された第１次候補者の推薦書及び履歴書を学内に公表する。

（第１次投票）

**第10条**　委員会は，第１次候補者について，次の各号に掲げる者により第１次投票を行う。

一　本学専任の役員

二　第７条第２項第２号から第４号までに規定する者

２　投票は，単記無記名（第13条において同じ。）とする。

３　委員会は，第１次投票終了後その結果を速やかに学内に公表する。

（第２次候補者名簿の作成）

**第11条**　委員会は，第１次投票における得票多数の10名（末位に得票同数の者があるときは，これを加える。得票者が10名に満たない場合は，当該得票者全員。以下「第２次候補者」という。）について第２次候補者名簿を作成

する。

2　第２次候補者は，所定の期日までに委員会に申し出ることにより，辞退をすることができる。

3　委員会は，前項により第２次候補者から辞退の申出があった場合には，第２次候補者名簿から除くものとする。

4　委員会は，辞退申出の期日経過後第２次候補者名簿を教育研究評議会に報告し，了承を得た後，学内に公表する。

（所信表明の機会）

**第12条**　委員会は，第２次候補者に，委員会が定める様式により大学運営の考え方等についての文書の提出を求め，学内に公表する。

2　委員会は，第２次候補者が所信を表明する機会を設けるものとする。

3　前項に規定する所信の表明の方法については，別に定める。

（第２次投票）

**第13条**　委員会は，第２次候補者について，本学専任の役員並びに教授，助教授，講師及び助手により第２次投票を行う。

2　前項によって有効投票数の過半数の票を得た者がないときは，得票多数の３名（末位に得票同数の者があるときは，これを加える。次項において同じ。）について，改めて投票を行う。

3　前項によっても，なお過半数の票を得た者がないときは，得票多数の２名について，改めて投票を行う。

4　委員会は，第２次投票終了後その結果（２回以上投票を行ったときは，その経過を含む。）を教育研究評議会に報告し，了承を得た後，学内に公表する。

（投票結果の報告）

**第14条**　教育研究評議会は，第２次投票の最終結果を得票順位及び得票数を付して選考会議に報告する。

（総長候補者の選考）

**第15条**　選考会議は，前条の報告に基づき，総長候補者（以下「最終候補者」という。）１名を選考する。

（再選考）

**第16条**　前条により選考された最終候補者が就任するまでの間にやむを得ない事由により辞退し，又は就任することができないときは，改めて選考会議，教育研究評議会及び委員会において第11条から前条までの規定により最終候補者の再選考を行う。

（雑則）

**第17条**　この規程に関し必要な事項は，選考会議において，別に定める。

**附　則**

1　この規程は，平成17年３月26日から施行する。

2　国立大学法人名古屋大学総長の選考に関する暫定基準（平成16年度基準第２号）は，廃止する。

3　この規程の施行の際，現に総長である者の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成21年３月31日までとする。

## 国立大学法人名古屋大学総長選考規程施行細則

（趣旨）

**第１条**　国立大学法人名古屋大学総長選考規程（平成16年度規程第393号。以下「規程」という。）第17条の規定に基づく事項は，この細則の定めるところによる。

（投票管理委員会）

**第２条**　規程第６条第２項に規定する投票管理委員会（以下「委員会」という。）の委員は，教育研究評議会において評議員の互選により選出するものとする。ただし，規程第７条に規定する推薦人となった評議員は，委員となることができない。

2　前項の委員の選出に際しては，規程第６条第５項に規定する欠員の補充のため，あらかじめ若干人の補欠者を選出しておくものとする。

3　委員会は，委員の３分の２以上の出席により成立し，議事は，出席者の過半数によって決する。

（推薦人及び投票有資格者の範囲）

**第３条**　規程第７条第２項第２号，第10条第１項第２号及び第13条第１項に規定する「本学専任の教授，助教授，講師及び助手」には，名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第１号に規定する大学教員を含むものとする。

（総長候補者の推薦）

**第４条**　規程第７条第１項の規定に基づき総長候補者を推薦する場合は，次に掲げる書類を所定の期日までに委員会に提出するものとする。

一　推薦書（別記様式１）

二　推薦理由書（別記様式２）

三　履歴書（別記様式３）

２　推薦人は，複数の総長候補者の推薦人になることができない。

３　推薦人は，委員会からの問い合わせに対応するため，推薦代表者を定めなければならない。

４　前項の推薦代表者は，提出した書類について責任を負うものとする。

（投票日等）

**第５条**　委員会は，第１次投票及び第２次投票の日時及び場所を決定し，第１次投票日の14日前までに，各部局長を通じて投票有資格者に通知を発する。

２　委員会は，前項の投票の日時を決定するに当たって，第１次投票と第２次投票との間に　14日以上の期間を置くものとする。

（投票有資格者の確定）

**第６条**　委員会は，第１次投票日及び第２次投票日（以下「投票日」という。）の14日前の日を基準日として投票有資格者を確定し，有資格者名簿を作成する。

２　前項の場合において，第１次投票にあっては規程第10条第１項各号に規定する者，第２次投票にあっては規程第13条第１項に規定する者のうち，その基準日において，休職中及び停職中の者は有資格者名簿から除く。

（所信表明）

**第７条**　委員会は，第２次候補者の大学運営の考え方等を文書により公表するとともに，第２次候補者に対して口頭により所信を表明する機会を設け，第２次投票有資格者にそれらが的確に伝わるよう努めるものとする。

２　前項に規定する文書の様式には，次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一　総長候補者の履歴

二　大学の管理運営（経営を含む。）に関する見解（2,000字以内）

三　大学の教育研究に関する見解（2,000字以内）

四　その他委員会が必要と認めた事項

３　第１項に規定する口頭により所信を表明する方法等については，委員会が別に定める。

（投票所，投票管理者及び投票立会人）

**第８条**　第１次投票及び第２次投票を行うため，部局等ごとを原則として委員会が別に定めるところにより，投票所を置く。

２　前項に規定する各投票所に，投票管理者を置き，投票所となる部局の長をもって充てる。

３　各投票所に，投票立会人１名以上を置き，投票管理者が指名する者をもって充てる。

４　投票管理者若しくは投票立会人が総長候補者となったとき又は病気等の理由によりその任に当たることができないときは，投票管理者が指名する者をもって充てる。

（投票場所）

**第９条**　各投票所の投票場所は，各投票管理者が定める。

（投票用紙）

**第10条**　投票用紙は，別記様式４のとおりとする。

２　投票場所において投票管理者は，選挙人が有資格者であることを有資格者名簿により確認し，確認した旨の印を当該名簿の確認欄に記入（第13条に規定する不在者投票の場合は，その旨を記入）した後，選挙人に投票用紙を交付する。

（投票）

**第11条**　選挙人は，前項により交付された投票用紙の候補者について，１名に〇印を付し，封じた上，これを投票管理者の立会いの下に，投票箱に入れるものとする。

２　遠隔地の施設に勤務する有資格者は，別に定めるところにより，郵送により投票することができる。

（無効票）

**第12条**　投票における無効票は，次のとおりとする。

一　２名以上に〇印を付したもの

二　投票者の氏名が記載されたもの

三　所定欄に〇印以外の印を付したもの

２　前項に規定するもののほか，投票の有効性に疑義が生じた場合は，委員会がその都度，判定する。

（不在者投票）

**第13条**　有資格者のうち，投票日当日に不在となる者については，不在者投票（規程第13条第２項及び第３項に係る投票を除く。）を行う。

２　不在者投票は，第５条第１項の規定により通知を発した日から投票前日までの期間（土・日・休日を除く。）に，各投票管理者が定める投票場所で行う。

３　不在者投票をしようとする者は，不在者投票の期間中に，投票場所において投票用紙の候補者について，１名に〇印を付し，封じた上，これを自己の姓名を記載した不在者投票用封筒に入れて密封し，投票立会人の立会いの下に，投票管理者に預託するものとする。

４　前項の預託を受けた投票管理者は，投票日に投票立会人の立会いの下に，不在者投票用封筒に記載された姓名を有資格者名簿により確認した後，当該封筒内の投票用紙を投票箱に入れるものとする。

（投票の締切）

**第14条**　投票管理者は，投票を定刻に締切り，投票箱を密封し，残余の投票用紙，有資格者名簿及び調査票（別記様式５）とともに，あらかじめ委員会が指定する場所に，速やかに持参し，委員会に引き継ぐものとする。

（開票）

**第15条**　委員会委員長は，全投票所の投票箱等の引継ぎが終了した後，直ちに委員会委員の立会いの下に，開票する。

（結果の公表）

**第16条**　第１次名簿，第１次投票の結果，第２次名簿，第２次投票の結果及び総長選考会議による選考の結果に係る学内への公表は，各部局の掲示板に掲示すること等によって行う。

（委任）

**第17条**　選考会議は，投票の実施に関し必要な事務手続き上の事項について，委員会に委任することができる。

**附　則**

この細則は，平成17年３月26日から施行する。

別記様式１（第４条関係）

受付番号　NO.

## 名古屋大学総長候補者推薦書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長選考投票管理委員会委員長　殿

推薦者代表　　　　　　　　　　印
（連絡先：　　　　　　　　　　）

国立大学法人名古屋大学総長選考規程施行細則第４条の規定により，総長候補者として

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏を別紙のとおり推薦します。

推薦者氏名（自署）　※　複数の総長候補者の推薦人になることはできない。

| 所　　属 | 職　名 | 氏　　名 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

別記様式２（第４条関係）

（総長候補者氏名：　　　　　　　　　　）

| 推　薦　理　由 |
|---|
| |

別記様式３（第４条関係）

受付番号　NO.

| （ふりがな）<br>総長候補者の氏名 | （　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
|---|---|---|---|---|
| 生年月日（年齢） | 年　月　日生（　　歳） | | 性別 | 男　・　女 |
| 現　住　所 | | | | |
| 現　　　職 | | | | |
| 所　属　部　局 | | | | |
| 本　籍　地<br>（外国人は国籍） | | 連絡先 | TEL（　　）　－<br>E－Mail: | |

| 学　歴（大学卒業以降） | |
|---|---|
| 年　月 | 事　　項 |
| | |

| 職　　歴 | |
|---|---|
| 年　月 | 事　　項 |
| | |

（総長候補者氏名：　　　　　　　　）　　　　NO.　2

| 大学等高等教育機関の教育経歴 | |
|---|---|
| 年　月 | 事　　項 |
| | |

| 学会等における研究活動経歴 | |
|---|---|
| 年　月 | 事　　項 |
| | |

| 教育研究機関における管理経営経歴 | |
|---|---|
| 年　月 | 事　　項 |
| | |

| 政府，地方公共団体，産業界等の社会との連携活動経歴 | |
|---|---|
| 年　月 | 事　　項 |
| | |

別記様式４（第10条関係）

【第１次投票用紙】

表

名古屋大学総長選考

投票管理委員会委員長

印

名古屋大学総長候補者

第一次投票用紙

平成　年　月　日

裏

| （五十音順） | | | | | | | | | | 記載欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○ | ○○○○（ふりがな） | 候補者 |

**※　候補者１名を選び，当該記載欄に○印を付けること。**

【第２次投票用紙】

表

名古屋大学総長選考

投票管理委員会委員長

印

名古屋大学総長候補者

第二次投票用紙

平成　年　月　日

裏

| 記載欄 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 候補者 | （ふりがな）○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ | ○○ ○○ |

（五十音順）

**※　候補者１名を選び，当該記載欄に○印を付けること。**

別記様式５（第14条関係）

総長候補者第１次投票調査表

投票所名及び投票管理者氏名

印

有資格者総数　名

投　票　者　数　名
（うち不在者投票者数　名）

棄　権　者　数　名

総長候補者第２次投票調査表

投票所名及び投票管理者氏名

印

有資格者総数　名

投　票　者　数　名
（うち不在者投票者数　名）

棄　権　者　数　名

## 国立大学法人名古屋大学総長解任規程

（趣旨）

**第１条**　国立大学法人名古屋大学総長（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第10条第１項に規定する学長をいう。以下「総長」という。）の解任については，法に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（解任の申出）

**第２条**　総長選考会議（以下「選考会議」という。）は，総長が次の各号に規定する解任に相当する事由のいずれかに該当するときは，文部科学大臣に総長の解任を申し出ることができる。

一　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められること。

二　職務上の義務違反があること。

三　適切な職務の執行を行わなかったため本学の業務実績が悪化した場合で，引き続きその職務を行わせることが適当でないと認められること。

四　その他総長たるに適しないと認められること。

（解任の請求）

**第３条**　選考会議は，次の各号のいずれかによる解任審査請求があったときは，当該審査請求について審議しなければならない。

一　教育研究評議会又は経営協議会いずれかにおける構成員の３分の２以上の議決による解任審査請求

二　本学の専任の教授，助教授，講師及び助手の総員の３分の１以上からの解任すべき理由を付した書面による解任審査請求

（審査の手続）

**第４条**　選考会議は，前条の請求があったときは，解任審査に係る手続きを行うため，選考会議の下に解任審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会の委員は，国立大学法人名古屋大学総長選考会議規程（平成16年度規程第39号）第３条第１項第１号に規定する選考会議の学内委員をもって充てる。

３　委員会に委員長を置き，委員のうちから互選する。

４　委員に欠員が生じた場合は，速やかに補充する。

（意向聴取）

**第５条**　委員会は，選考会議が総長の解任審査を行うに当たり，総長の解任の是非について意向聴取を行うため，意向投票を行うものとする。

２　意向投票は，本学の専任の役員並びに教授，助教授，講師及び助手により行う。

３　意向投票は，無記名投票とする。

４　委員会は，意向投票終了後その結果を速やかに選考会議に報告し，了承を得た後，学内に公表する。

（意見陳述の機会の付与）

**第６条**　委員会は，前条の意向聴取を行うに当たり，総長から意見陳述の申出があったときには，その機会を付与することができる。

（解任の審査）

**第７条**　選考会議は，意向投票の結果，解任を是とする投票が投票有資格者の過半数を占めたときは，解任審査を行い，第２条に規定する解任の申出に関する決定を行うものとする。

（雑則）

**第８条**　この規程に関して必要な事項は，選考会議において定める。

附　則

１　この規程は，平成17年３月26日から施行する。

２　国立大学法人名古屋大学総長の解任に関する暫定基準（平成16年度基準第３号）は，廃止する。

## 国立大学法人名古屋大学総長解任規程施行細則

（趣旨）

**第１条**　国立大学法人名古屋大学総長解任規程（平成16年度規程第394号。以下「規程」という。）第８条の規定に基づく事項は，この細則の定めるところによる。

（解任審査請求）

**第２条**　規程第３条第２号の規定に基づき総長の解任審査を請求する場合の総長選考会議への提出書類は，次に掲げるものとする。

一　解任審査請求書（別記様式１）

二　解任審査請求に係る署名簿（別記様式２）

三　その他請求者が必要であると判断したもの

２　請求者は，総長選考会議からの問い合わせに対応するため，請求代表者を定めなければならない。

（解任審査委員会）

**第３条**　規程第４条第１項に規定する解任審査委員会（以下「委員会」という。）は，委員の３分の２以上の出席により成立し，議事は，出席者の過半数によって決する。

（意向投票日等）

**第４条**　委員会は，意向投票の日時及び場所を決定し，意向投票日の14日前までに，各部局長を通じて投票有資格者に通知を発する。

（投票有資格者の範囲）

**第５条**　規程第５条第２項に規定する「本学専任の教授，助教授，講師及び助手」には，名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第１号に規定する大学教員を含むものとする。

（投票有資格者の確定）

**第６条**　委員会は，意向投票日の14日前の日を基準日として投票有資格者を確定し，有資格者名簿を作成する。

２　前項の場合において，規程第５条第２項に規定する者のうち，その基準日において，休職中及び停職中の者は，有資格者名簿から除く。

（投票所，投票管理者及び投票立会人）

**第７条**　意向投票を行うため，部局等ごとを原則として委員会が別に定めるところにより，投票所を置く。

２　前項に規定する各投票所に，投票管理者を置き，投票所となる部局の長をもって充てる。

３　各投票所に，投票立会人１名以上を置き，投票管理者が指名する者をもって充てる。

４　投票管理者又は投票立会人が病気等の理由によりその任に当たることができないときは，投票管理者が指名する者をもって充てる。

（投票場所）

**第８条**　各投票所の投票場所は，各投票管理者が定める。

（投票用紙）

**第９条**　投票用紙は，別記様式３のとおりとする。

２　投票場所において投票管理者は，投票者が有資格者であることを有資格者名簿により確認し，確認した旨の印を当該名簿の確認欄に記入（第12条に規定する不在者投票の場合は，その旨を記入）した後，投票者に投票用紙を交付する。

（投票）

**第10条**　投票者は，前項により交付された投票用紙に，総長の解任を是とする場合は○印を付し，封じた上，投票管理者の立会いの下に，投票箱に入れるものとする。

２　遠隔地の施設に勤務する有資格者は，別に定めるところにより，郵送により投票することができる。

（無効票）

**第11条**　意向投票における無効票は，次のとおりとする。

一　投票者の氏名が記載されたもの

二　所定欄に○印以外の印を付したもの

２　前項に規定するもののほか，投票の有効性に疑義が生じた場合は，委員会がその都度，判定する。

（不在者投票）

**第12条**　有資格者のうち，投票日当日に不在となる者については，不在者投票を行うことができる。

2　不在者投票は，第４条の規定により通知を発した日から投票前日までの期間（土・日・休日を除く。）に，各投票管理者が定める投票場所で行う。

3　不在者投票をしようとする者は，不在者投票の期間中，投票場所において投票用紙に，総長の解任を是とする場合は○印を付し，封じた上，自己の姓名を記載した不在者投票用封筒に入れて密封し，投票立会人の立会いの下に，投票管理者に預託するものとする。

4　前項の預託を受けた投票管理者は，投票日に投票立会人の立会いの下に，不在者投票用封筒に記載された姓名を有資格者名簿により確認した後，当該封筒内の投票用紙を投票箱に入れるものとする。

（投票の締切）

**第13条**　投票管理者は，投票を定刻に締切り，投票箱を密封し，残余の投票用紙，有資格者名簿及び調査票（別記様式４）とともに，あらかじめ委員会が指定する場所に，速やかに持参し，委員会に引き継ぐものとする。

（開票）

**第14条**　委員会委員長は，全投票所の投票箱等の引継ぎが終了した後，直ちに委員会委員の立会いの下に，開票する。

（結果の公表）

**第15条**　意向投票の結果及び総長選考会議による解任の審査の結果に係る学内への公表は，各部局の掲示板に掲示すること等によって行う。

（委任）

**第16条**　選考会議は，意向投票の実施に関し必要な事務手続き上の事項について，委員会に委任することができる。

**附　則**

この細則は，平成17年３月26日から施行する。

別記様式１（第２条関係）

## 名古屋大学総長解任審査請求書

平成　　年　　月　　日

名古屋大学総長選考会議議長　殿

請求者代表　　　　　　　　印
（連絡先：　　　　　　　　）

国立大学法人名古屋大学総長解任規程施行細則第２条の規定により，総長の解任審査請求をします。

| 解任事由（該当する事項にレ点を付すこと。複数可） |
| --- |
| □　心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められること。(総長解任規程第２条第１号)<br>□　職務上の義務違反があること。（総長解任規程第２条第２号）<br>□　適切な職務の執行を行わなかったため本学の業務実績が悪化した場合で，引き続きその職務を行わせることが適当でないと認められること。（総長解任規程第２条第３号）<br>□　その他総長たるに適しないと認められること。（総長解任規程第２条第４号） |
| 具体的内容について記述（解任事由が複数ある場合は，解任事由ごとに記述すること。） |

別記様式２（第２条関係）

# 総長解任審査請求に係る署名簿

平成　　年　　月　　日

| 部　局 | 職　名 | 氏　　名 | 部　局 | 職　名 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

（注）１　総長解任審査請求書の代表者は，署名簿の筆頭に記載すること。
　　　２　押印は必要ないが，自署すること。

別記様式３（第９条関係）

【意向投票用紙】

表

名古屋大学総長解任

解任審査委員会委員長　印

名古屋大学総長解任

意向投票用紙

平成　年　月　日

裏

| | 記載欄 |
|---|---|
| 総長の解任に賛成 | |

**※　解任を是とする場合のみ，記載欄に○印を付けること。**
**（それ以外の記載は，無効とする。）**

別記様式４（第13条関係）

総長解任意向投票調査表

投票所名及び投票管理者氏名

印

有資格者総数　　名

投　票　者　数　　名
（うち不在者投票者数　　名）

棄　権　者　数　　名

## 名古屋大学医学部規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| 別表第４　保健学科の専門基礎科目及び専17条第２項関係） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 検査技術科学専攻 | （同左） |
| 専門基礎科目 | （同左） |
| 必修科目 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 保健生化学実習　１単位 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| 専門科目 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 選択科目 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 実験動物学　２単位 | 実験動物学　１単位 |
| （省略） | （省略） |
| 検査技術科学研究法Ⅲ　４単位 | （同左） |
|  | 健康食品管理総論　２単位 |
| （省略） | （省略） |
| 〔履修方法〕 | 〔履修方法〕 |
| １　専門基礎科目については，必修科目22単位を修得しなければならない。 | １　専門基礎科目については，必修科目21単位を修得しなければならない。 |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| ３　専門基礎科目及び専門科目を併せて，合計91単位以上を修得しなければならない。 | ３　（同左） |
|  | ※　健康食品管理士認定試験受験資格取得は，健康食品管理総論２単位を修得しなければならない。 |

### 附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。ただし，平成16年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

## 名古屋大学大学院医学系研究科規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| 別表第３（第４条関係） | （同左） |
| 医学博士課程 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 細胞情報医学専攻 | （同左） |
| 細胞科学（基礎医学系） | （同左） |

| | | |
|---|---|---|
| （省略） | | （省略） |
| （特定科目） | | （同左） |
| （省略） | | （省略） |
| 細胞生物学セミナー | 10単位 | 削る。 |
| 細胞生物学実験研究 | 6単位 | 削る。 |
| 分子生物学セミナー | 10単位 | 削る。 |
| 分子生物学実験研究 | 6単位 | 削る。 |
| 神経生化学セミナー | 10単位 | 削る。 |
| 神経生化学実験研究 | 6単位 | 削る。 |
| （省略） | | （省略） |
| 機能構築医学専攻 | | （同左） |
| （省略） | | （省略） |
| 臨床気圧医学（臨床医学系） | | 削る。 |
| （総合科目） | | |
| 異常気圧医学セミナー | 10単位 | |
| 異常気圧医学実験研究 | 6単位 | |
| （特定科目） | | |
| 高気圧環境病態セミナー | 10単位 | |
| 高気圧環境病態実験研究 | 6単位 | |
| 低気圧環境病態セミナー | 10単位 | |
| 低気圧環境病態実験研究 | 6単位 | |
| 異常気圧制御学セミナー | 10単位 | |
| 異常気圧制御学実験研究 | 6単位 | |
| 臨床異常気圧学セミナー | 10単位 | |
| 臨床異常気圧学実験研究 | 6単位 | |
| （省略） | | （省略） |
| 健康社会医学専攻 | | （同左） |
| （省略） | | （省略） |
| 発育・加齢医学（臨床医学系） | | （同左） |
| （省略） | | （省略） |
| （特定科目） | | （同左） |
| （省略） | | （省略） |
| 泌尿器科学セミナー | 10単位 | 削る。 |
| 泌尿器科学実験研究 | 6単位 | 削る。 |
| （省略） | | （省略） |
| （省略） | | （省略） |
| 健康増進運動科学（基礎医学系） | | 削る。 |
| （総合科目） | | |
| 体力科学セミナー | 10単位 | |
| 体力科学実験研究 | 6単位 | |
| トレーニング科学セミナー | 10単位 | |
| トレーニング科学実験研究 | 6単位 | |
| （特定科目） | | |
| 運動生理学セミナー | 10単位 | |
| 運動生理学実験研究 | 6単位 | |
| 運動適応学セミナー | 10単位 | |

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| 運動適応学実験研究　6単位 | |
| バイオメカニクスセミナー　10単位 | |
| バイオメカニクス実験研究　6単位 | |
| 障害者スポーツ科学セミナー　10単位 | |
| 障害者スポーツ科学実験研究　6単位 | |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。ただし，平成16年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

## 名古屋大学大学院生命農学研究科規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| 別表（第２条関係） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 生物機構・機能科学 | （同左） |
| 前期課程 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| C類（専門科目） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 分子細胞機構学特論Ⅴ　2単位 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| 分子細胞機構学演習Ⅴ　8単位 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| 分子細胞機構学輪講Ⅴ　8単位 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| 応用分子生命科学 | （同左） |
| 前期課程 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| C類（専門科目） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 応用遺伝・生理学特論Ⅳ　2単位 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| 応用遺伝・生理学演習Ⅳ　8単位 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| 応用遺伝・生理学輪講Ⅳ　8単位 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| 生命技術科学 | （同左） |
| 前期課程 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| C類（専門科目） | （同左） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| （省略） | | （省略） | |
| 生物機能技術科学特論Ⅳ | １単位 | （同左） | |
| | | 生物機能技術科学特論Ｖ | ２単位 |
| | | 生物機能技術科学特論Ⅵ | ２単位 |
| （省略） | | （省略） | |
| 生物機能技術科学演習Ⅱ | ８単位 | （同左） | |
| | | 生物機能技術科学演習Ⅲ | ８単位 |
| | | 生物機能技術科学演習Ⅳ | ８単位 |
| （省略） | | （省略） | |
| 生物機能技術科学輪講Ⅱ | ８単位 | （同左） | |
| | | 生物機能技術科学輪講Ⅲ | ８単位 |
| | | 生物機能技術科学輪講Ⅳ | ８単位 |
| （省略） | | （省略） | |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。ただし，平成16年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

## 名古屋大学大学院医学系研究科規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | | 改　正　条　文 | |
|---|---|---|---|
| 別表第２（第３条関係） | | （同左） | |
| 博士課程前期課程 | | （同左） | |
| 看護学専攻・医療技術学専攻・リハビリテーション療法学専攻 | | （同左） | |
| 共通科目 | | （同左） | |
| （省略） | | （省略） | |
| 医療経済学概論 | | （同左） | |
| | | コンサルテーション論 | ２単位 |
| 看護学専攻 | | （同左） | |
| 専門科目 | | （同左） | |
| （省略） | | （省略） | |
| 看護学研究方法論 | ２単位 | （同左） | |
| コンサルテーション論 | ２単位 | 削る。 | |
| | | 看護管理論 | ２単位 |
| （省略） | | （省略） | |
| 基礎看護学Ｖ特論 | ２単位 | （同左） | |
| | | 基礎看護学Ⅵ特論 | ２単位 |
| （省略） | | （省略） | |
| 臨床看護学Ⅱ特論 | ２単位 | （同左） | |
| | | 臨床がん看護学Ⅰ特論 | ２単位 |
| | | 臨床がん看護学Ⅱ特論 | ４単位 |
| | | がん看護病態生理学 | ２単位 |
| 臨床看護学セミナー | ２単位 | （同左） | |
| | | 臨床がん看護学セミナーⅠ | ２単位 |

| | |
|---|---|
| | 臨床がん看護学セミナーⅡ　2単位 |
| 臨床看護学課題実習　2単位 | （同左） |
| | 臨床がん看護学課題実習　6単位 |
| （省略） | （省略） |
| 発達看護学Ⅳ特論　2単位 | （同左） |
| | 発達看護学Ⅴ特論　2単位 |
| （省略） | （省略） |
| 医療技術学専攻 | （同左） |
| 専門科目 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 構造機能論　2単位 | 機能画像認知解析学特論　2単位 |
| （省略） | （省略） |
| 別表第３（第４条関係） | （同左） |
| 医学博士課程 | （同左） |
| 分子総合医学専攻 | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 先端応用医学（基礎医学系） | （同左） |
| （総合科目） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 生体防御学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 生体防御学実験研究　6単位 | 削る。 |
| | 神経遺伝情報学セミナー　10単位 |
| | 神経遺伝情報学実験研究　6単位 |
| （省略） | （省略） |
| （特定科目） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 感染防御学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 感染防御学実験研究　6単位 | 削る。 |
| 分子免疫学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 分子免疫学実験研究　6単位 | 削る。 |
| 粘膜免疫学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 粘膜免疫学実験研究　6単位 | 削る。 |
| 腫瘍防御学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 腫瘍防御学実験研究　6単位 | 削る。 |
| | バイオ情報学セミナー　10単位 |
| | バイオ情報学実験研究　6単位 |
| | 病態 RNA 代謝学セミナー　10単位 |
| | 病態 RNA 代謝学実験研究　6単位 |
| | イオンチャンネル病態学セミナー　10単位 |
| | イオンチャンネル病態学実験研究　6単位 |
| | 細胞外マトリックス分子学セミナー　10単位 |
| | 細胞外マトリックス分子学実験研究　6単位 |
| （省略） | （省略） |
| 細胞情報医学専攻 | （同左） |
| （省略） | （省略） |

| | |
|---|---|
| 高次神経統御学（基礎医学系） | （同左） |
| （総合科目） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 宇宙医学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 宇宙医学実験研究　６単位 | 削る。 |
| | 脳生命科学セミナー　10単位 |
| | 脳生命科学実験研究　６単位 |
| （特定科目） | （同左） |
| （省略） | （省略） |
| 重力生理学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 重力生理学実験研究　６単位 | 削る。 |
| 重力行動科学セミナー　10単位 | 削る。 |
| 重力行動科学実験研究　６単位 | 削る。 |
| | バイオターゲティングセミナー　10単位 |
| | バイオターゲティング実験研究　６単位 |
| | 生体イメージングセミナー　10単位 |
| | 生体イメージング実験研究　６単位 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。ただし，平成16年度以前に入学した者については，なお従前の例による。

## 名古屋大学医学部附属病院規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| 第６条　（省略） | 第６条　（省略） |
| | 第７条　病院に医療安全管理部を置く。 |
| 第７条　（省略） | 第８条　（省略） |
| 第８条　病院に次の中央診療施設等を置く。 | 第９条　（同左） |
| 検査部，手術部，放射線部，材料部，輸血部，病理部，高気圧治療部，救急部，集中治療部，予防医療部，在宅管理医療部，総合診療部，周産母子センター，難治感染症部，中央感染制御部，光学医療診療部，リハビリテーション部，遺伝子・再生医療センター，親と子どもの心療部，医療社会事業部，ME機器管理センター，臨床治験管理センター，卒後臨床研修センター，脳卒中医療管理センター，排泄情報センター，地域医療センター | 検査部，手術部，放射線部，材料部，輸血部，病理部，救急部，集中治療部，予防医療部，在宅管理医療部，総合診療部，周産母子センター，難治感染症部，中央感染制御部，光学医療診療部，リハビリテーション部，遺伝子・再生医療センター，親と子どもの心療部，外来化学療法部，医療社会事業部，臨床工学技術部，臨床治験管理センター，卒後臨床研修センター，脳卒中医療管理センター，排泄情報センター，地域医療センター |
| ２～４　（省略） | ２～４　（省略） |
| 第９条　（省略） | 第10条　（省略） |
| 第10条　（省略） | 第11条　（省略） |
| 第11条　（省略） | 第12条　（省略） |
| 第12条　病院に医療安全管理室を置く。 | 削る。 |
| ２　医療安全管理室に室長を置く。 | |

3　前２項に定めるもののほか，医療安全管理室については，別に定める。

（省略）

第14条　（省略）

第15条　（省略）

第16条　（省略）

第17条　（省略）

第18条　（省略）

第19条　（省略）

第20条　第８条の中央診療施設等（検査部，放射線部，リハビリテーション部，医療社会事業部及び地域医療センターを除く。）にそれぞれ部長（遺伝子・再生医療センターにあっては，センター長とする。以下「部長」という。）及び部員を置く。

２～５　（省略）

（省略）

第14条　（省略）

第15条　医療安全管理部に部長，ゼネラルリスクマネージャー及び部員を置く。

2　部長は，大学院医学系研究科又は病院に属する教授をもって充て，その部の運営をつかさどり，所属職員を監督する。

3　ゼネラルリスクマネージャーは，医師及び看護師のうちから命じ，部長の命を受けて担当業務を処理する。

4　部員は，大学院医学系研究科又は病院に属する教員，技術職員及び事務職員のうちから命じ，その部の業務に従事する。

5　部長の下に，副部長を置く。

6　副部長は，ゼネラルリスクマネージャーのうちから命じ，部長を補佐し，医療安全　管理部に関する業務を処理する。

第16条　（省略）

第17条　（省略）

第18条　（省略）

第19条　（省略）

第20条　（省略）

第21条　第９条の中央診療施設等（検査部，放射線部，リハビリテーション部，臨床工学技術部，医療社会事業部及び地域医療センターを除く。）にそれぞれ部長（遺伝子・再生医療センターにあっては，センター長とする。以下「部長」という。）及び部員を置く。

２～５　（省略）

第22条　臨床工学技術部に部長及び部員を置く。

2　部長は，大学院医学系研究科又は病院に属する教授をもって充て，その部の運営をつかさどり，所属職員を監督する。

3　部員は，大学院医学系研究科又は病院に属する教員及び技術職員のうちから命じ，その部の業務に従事する。

4　部長の下に，副部長，技士長及び主任を置く。

5　副部長は，教員である部員のうちから命じ，部長を補佐し，臨床工学技術部に関する業務を処理する。

6　技士長は，臨床工学技士である技術職員のうちから命じ，部長の命を受けて担当業務を処理し，技術職員である部員を指揮する。

7　主任は，臨床工学技士である技術職員のうちから命じ，上司の命を受けて技術職員である部員を指導する。

第21条　（省略）
第22条　（省略）
第23条　（省略）
第24条　第14条第２項，第15条第２項，第17条第２項，第18条第２項，第19条第２項，第20条第２項，第21条第２項，第22条第２項及び前条第２項の規定にかかわらず，病院長が必要と認めるときには，部長，センター長及び科長並びに薬剤部長は，大学院医学系研究科の講座の当該専門分野に属する助教授若しくは講師，又は当該専門分野に関連する病院の診療科，中央診療施設等及び薬剤部に属する助教授若しくは講師をもって充てることができる。
第25条　（省略）
第26条　（省略）
第27条　前各条に定めるもののほか，医療経　営管理部，診療科，中央診療施設等，薬剤　部及び看護部に必要な職員を置くことがで　きる。
第28条　（省略）

第23条　（省略）
第24条　（省略）
第25条　（省略）
第26条　第14条第２項，第15条第２項，第16　条第２項，第18条第２項，第19条第２項，第20条第２項，第21条第２項，第22条第２項，第23条第２項，第24条第２項及び前条第２項の規定にかかわらず，病院長が必要と認めるときには，部長，センター長及び科長並びに薬剤部長は，大学院医学系研究科の講座の当該専門分野に属する助教授若しくは講師，又は当該専門分野に関連する病院の診療科，中央診療施設等及び薬剤部に属する助教授若しくは講師をもって充てることができる。
第27条　（省略）
第28条　（省略）
第29条　前各条に定めるもののほか，医療経営管理部，医療安全管理部，診療科，中央診療施設等，薬剤部及び看護部に必要な職員を置くことができる。
第30条　（省略）

**附　則**

1　この規程は，平成17年４月１日から施行する。
2　この規程の施行の際最初の任命に係る医療安全管理部長，外来化学療法部長及び臨床工学技術部長の任期は，第27条第１項本文の規定にかかわらず，平成19年３月31日までとする。

## 名古屋大学大学院医学系研究科病理解剖受託規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文

第３条　（省略）
２　医学系研究科長は，病理解剖の受託を決定したときは，依頼者に病理解剖承諾書を交付するものとする。
第４条　依頼者は，前条第２項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは，１体につき210,000円の解剖料を本学から送付する納入依頼書により所定の期日までに納入しなければならない。
２～３　（省略）
（省略）

改　正　条　文

第３条　（省略）
２　医学系研究科長は，病理解剖の受託を決定したときは，依頼者にその旨通知するものとする。
第４条　依頼者は，前条第２項の規定により受託決定の通知を受けたときは，１体につき262,500円の解剖料を本学から送付する納入依頼書により所定の期日までに納入しなければならない。
２～３　（省略）
（省略）

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員就業規則の一部を改正する規則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （適用範囲） | （同左） |
| 第２条　（省略） | 第２条　（省略） |
| ２　前項第１号の大学教員には，寄附講座及び寄附研究部門に所属する教員（契約職員及びパートタイム勤務職員である者を除く。）を含むものとする。 | 削る。 |
| ３　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |
| （降格） | （同左） |
| 第10条　（省略） | 第10条　（省略） |
| ２　職員は，役員会の審査の結果によるものでなければ，その意に反して降格されることはない。 | ２　職員は，別に定めるところにより，役員会が審査した結果によるものでなければ，その意に反して降格されることはない。 |
| 第３節　異動 | 第３節　（同左） |
| （配置換及び兼務） | （同左） |
| 第11条　（省略） | 第11条　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| ３　大学教員は，役員会の審査の結果によるものでなければ，その意に反して配置換されることはない。 | ３　大学教員は，別に定めるところにより，役員会が審査した結果によるものでなければ，その意に反して配置換されることはない。 |
| （省略） | （省略） |
| （休職） | （同左） |
| 第14条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，休職とすることができる。 | 第14条　（同左） |
| 一～五　（省略） | 一～五　（省略） |
| 六　名古屋大学役員及び職員の兼業に関する規程（平成16年度規程第43号。以下「兼業規程」という。）第５条第２号に規定する研究成果活用企業の役員（監査役を除く。），顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において，主として当該役員等の職務に従事する必要があり，本学の職務に従事することができないと認められるとき。 | 六　名古屋大学役員及び職員の兼業・兼職に関する規程（平成16年度規程第43号。以下「兼業規程」という。）第５条第２号に規定する研究成果活用企業の役員（監査役を除く。），顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において，主として当該役員等の職務に従事する必要があり，本学の職務に従事することができないと認められるとき。 |
| 七～十一　（省略） | 七～十一　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| ３　職員は，役員会の審査の結果によるものでなければ，その意に反して休職を命じられることはない。 | ３　職員は，別に定めるところにより，役員会が審査した結果によるものでなければ，その意に反して休職を命じられることはない。 |

４　（省略）

（退職）
第15条　職員は，次の各号のいずれかに該当する場合は，退職とし，職員としての身分を失う。
一　自己都合により退職を願い出た場合
二～五　（省略）
２　（省略）

（省略）

（再雇用）
第18条　前条の規定により退職した者（大学教員及び附属学校教員を除く。以下同じ。），定年規程第３条第１項及び第２項の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して５年を経過するまでの間にある者で，その者の知識及び経験等を考慮し，業務の能率的な運営を確保するために特に必要があると認めるときは，従前の勤務実績等に基づく選考により，１年を超えない範囲内で任期を定め，当該者を再雇用できる。

（解雇）
第19条　（省略）
２　前項に該当した場合，職員は，役員会の審査の結果によるものでなければ，その意に反して解雇されることはない。

（省略）

（兼業の制限）
第31条　職員は，総長の許可を受けた場合でなければ，他の業務に従事し，又は自ら営利企業を営んではならない。
２　前項に定めるもののほか，職員の兼業について必要な事項は，兼業規程による。

（省略）

（退職手当）
第62条　退職手当は，職員（第２条第２項に規定する者を除く。）が退職し，又は解雇された場合に支給する。ただし，職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，退職手当は支給しない。

４　（省略）

（同左）
第15条　（同左）

一　退職を願い出た場合
二～五　（省略）
２（省略）

（省略）

（同左）
第18条　前条の規定により退職した者（大学教員及び附属学校教員を除く。以下同じ。），定年規程第２条第１項及び第２項の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して５年を経過するまでの間にある者で，その者の知識及び経験等を考慮し，業務の能率的な運営を確保するために特に必要があると認めるときは，従前の勤務実績等に基づく選考により，１年を超えない範囲内で任期を定め，当該者を再雇用できる。

（同左）
第19条　（省略）
２　前項に該当した場合，職員は，別に定めるところにより，役員会が審査した結果によるものでなければ，その意に反して解雇されることはない。

（省略）

（兼業及び兼職の制限）
第31条　職員は，総長の許可を受けた場合でなければ，兼業若しくは兼職の業務に従事し，又は自ら営利企業を営んではならない。
２　前項に定めるもののほか，職員の兼業及び兼職について必要な事項は，兼業規程による。

（省略）

（同左）
第62条　退職手当は，職員が退職し，又は解雇された場合に支給する。ただし，職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，退職手当は支給しない。

| | |
|---|---|
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 2　（省略） | 2　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規則は，平成17年４月１日から施行する。ただし，改正後の第14条第１項及び第31条の規定については，平成17年３月22日から施行する。

**名古屋大学通則の一部を改正する通則新旧対照**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （文学部及び教育学部第３年次編入学） | （教育学部第３年次編入学） |
| 第15条　次の各号のいずれかに該当する者で，文学部又は教育学部の３年次に編入学を志願するものについては，当該学部において選考の上，総長が入学を許可する。 | 第15条　次の各号のいずれかに該当する者で，教育学部の３年次に編入学を志願するものについては，当該学部において選考の上，総長が入学を許可する。 |
| 一～四　（省略） | 一～四　（省略） |
| 2～3　（省略） | 2～3　（省略） |
| （省略） | （省略） |
| （情報文化学部及び医学部保健学科第３年次編入学） | （文学部，情報文化学部及び医学部保健学科第３年次編入学） |
| 第15条の３　次の各号のいずれかに該当する者で，情報文化学部及び医学部保健学科第３年次に編入学を志願するものについては，当該学部において選考の上，総長が入学を許可する。 | 第15条の３　次の各号のいずれかに該当する者で，文学部，情報文化学部及び医学部保健学科第３年次に編入学を志願するものについては，当該学部において選考の上，総長が入学を許可する。 |
| 一　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者 | 一　（同左） |
| 二　法第68条の２第３項の規定により学士の学位を授与された者 | 二　（同左） |
| 三　外国において，学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者 | 三　（同左） |
| 四　短期大学又は高等専門学校を卒業した者 | 四　（同左） |
| 五　法第82条の10の規定により専修学校の専門課程を修了した者 | 五　（同左） |
| 六　施行規則第92条の３の規定により大学の第３年次に編入学できる者 | 六　（同左） |
| 2　前項第１号の所定の単位については，当該学部において定める。 | 2　（同左） |
| 3　第１項の規定により入学した者の修業年限，在学年限及び休学期間については，当該学部において定める。 | 3　（同左） |
| 4　第12条及び第14条の規定は，第１項の規　定によ | 4　（同左） |

| | |
|---|---|
| り入学する場合に準用する。<br>（省略） | （省略） |

**附　則**

この通則は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学契約職員就業規則の一部を改正する規則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| 目次<br>第１章　（省略）<br>第２章　人事（第６条－第11条）<br>第３章　給与（第12条－第24条）<br>第４章　服務（第25条・第26条）<br>第５章　勤務時間，休日，休暇等（第27条－第35条）<br>第６章　雑則（第36条）<br>附則 | 目次<br>第１章　（省略）<br>第２章　人事（第６条－第12条）<br>第３章　給与（第13条－第25条）<br>第４章　服務（第26条・第27条）<br>第５章　勤務時間，休日，休暇等（第28条－第36条）<br>第６章　雑則（第37条）<br>附則 |
| （省略）<br>（雇用期間）<br>第７条　（省略） | （省略）<br>（同左）<br>第７条　（省略） |
| ２　契約職員の雇用期間は，必要に応じて更新することができるものとし，更新の限度は次に掲げるとおりとする。 | ２　（同左） |
| | 一　教育研究プロジェクト業務等のために雇用される教育職本給表に相当する契約職員当該プロジェクト等が終了するまでの期間（一連の研究費（外部資金）付研究を組み合わせて設定する10年を上限とする当該プロジェクト等が終了するまでの期間を含む。） |
| 一　教育研究プロジェクト業務等のために雇用される契約職員当該プロジェクト等が終了するまでの期間 | 二　前号以外の教育研究プロジェクト業務等のために雇用される契約職員当該プロジェクト等が終了するまでの期間 |
| 二　前号以外の契約職員当初の雇用開始の日から３年 | 三　前２号以外の契約職員当初の雇用開始の日から３年 |
| ３　（省略） | ３　（省略） |
| | （配置換）<br>第８条　契約職員は，業務上の都合により配置換を命ぜられることがある。 |
| （雇止めの理由の明示）<br>第８条　（省略） | （同左）<br>第９条　（省略） |
| （最終雇用年齢）<br>第９条　契約職員の雇用に当たっては，当該契約職員の年齢が次に掲げる年齢に達した日以後の最初の３月30日を超えて雇用しないものとする。 | （同左）<br>第10条　（同左） |

一　名古屋大学契約職員の職名に関する取扱要項別表に規定する教育系契約職員及び技能系契約職員のうち守衛，巡視等の監視，警備等の業務に従事する職員満63歳

二　（省略）

2　（省略）

（退職）

第10条　（省略）

（自己都合による退職手続）

第11条　（省略）

（給与の種類）

第12条　（省略）

（基本給）

第13条　（省略）

（住居手当）

第14条　（省略）

（通勤手当）

第15条　（省略）

（超過勤務手当，夜勤手当及び宿日直手当）

第16条　超過勤務手当，夜勤手当及び宿日直手当は，給与規程第21条から第23条　及び第25条の規定に準じて支給する。

2　（省略）

（期末手当及び勤勉手当）

第17条　（省略）

（特殊勤務当）

第18条　（省略）

（特地勤務手当）

第19条　（省略）

（寒冷地勤務手当）

第20条　（省略）

（給与の支給）

第21条　（省略）

（給与の支給日）

第22条　（省略）

（給与の期間）

第23条　（省略）

（退職手当）

第24条　（省略）

（労働義務及び誠実義務）

第25条　（省略）

（労働義務免除期間）

一　名古屋大学契約職員の職名に関する取扱要項別表に規定する教育系契約職員及び技能系契約職員のうち守衛，巡視等の監視，警備，労務等の業務に従事する職員満63歳

二　（省略）

2　（省略）

（同左）

第11条　（省略）

（同左）

第12条　（省略）

（同左）

第13条　（省略）

（同左）

第14条　（省略）

（同左）

第15条　（省略）

（同左）

第16条　（省略）

（同左）

第17条　超過勤務手当，夜勤手当及び宿日直手当は，給与規程第21条，第23条及び第25条の規定に準じて支給する。

2　（省略）

3　第１項の規定にかかわらず，第32条に規定する休日における超過勤務手当については，前項に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給する。

（同左）

第18条　（省略）

（同左）

第19条　（省略）

（同左）

第20条　（省略）

（同左）

第21条　（省略）

（同左）

第22条　（省略）

（同左）

第23条　（省略）

（同左）

第24条　（省略）

（同左）

第25条　（省略）

（同左）

第26条　（省略）

（同左）

| | |
|---|---|
| 第26条　（省略） | 第27条　（省略） |
| （勤務時間） | （同左） |
| 第27条　（省略） | 第28条　（省略） |
| （休憩時間） | （同左） |
| 第28条　（省略） | 第29条　（省略） |
| （休息時間） | （同左） |
| 第29条　（省略） | 第30条　（省略） |
| （特別の形態により勤務する職員の勤務時間の割振り等） | （同左） |
| 第30条　（省略） | 第31条　（省略） |
| （休日） | （同左） |
| 第31条　（省略） | 第32条　（省略） |
| （休暇の種類） | （同左） |
| 第32条　（省略） | 第33条　（省略） |
| （勤務時間等に関する必要な書類） | （同左） |
| 第33条　第27条から前条までに定めるもののほか，契約職員の勤務時間，休日，休暇等について必要な事項は，契約職員勤務時間規程による。 | 第34条　第28条から前条までに定めるもののほか，契約職員の勤務時間，休日，休暇等について必要な事項は，契約職員勤務時間規程による。 |
| （育児休業等） | （同左） |
| 第34条　（省略） | 第35条　（省略） |
| （介護休業等） | （同左） |
| 第35条　（省略） | 第36条　（省略） |
| （職員就業規則の準用） | （同左） |
| 第36条　職員就業規則のうち，第19条（解雇），第20条（解雇制限），第21条（解雇予告），第22条（退職後の責務），第23条（退職証明書及び解雇理由証明書），第28条（遵守事項），第29条（職員の倫理），第30条（セクシュアルハラスメントに関する措置），第32条（知的所有権），第43条（研修），第44条（表彰），第45条（懲戒），第46条（懲戒の種類・内容），第47条（訓告等），第48条（損害賠償），第49条（協力義務），第50条（安全衛生管理），第51条（安全衛生教育），第52条（安全衛生に関する遵守事項），第53条（健康診断），第54条（就業禁止），第55条（安全衛生に関する事項），第56条（出張），第57条（旅費），第59条（業務上の災害補償），第60条（通勤途上災害）及び第61条（災害補償に関する事項）の規定は，契約職員に準用する。 | 第37条　職員就業規則のうち，第19条（解雇），第20条（解雇制限），第21条（解雇予告），第22条（退職後の責務），第23条（退職証明書及び解雇理由証明書），第28条（遵守事項），第29条（職員の倫理），第30条（セクシュアルハラスメントに関する措置），第31条（兼業及び兼職の制限），第32条（知的所有権），第43条（研修），第44条（表彰），第45条（懲戒），第46条（懲戒の種類・内容），第47条（訓告等），第48条（損害賠償），第49条（協力義務），第50条（安全衛生管理），第51条（安全衛生教育），第52条（安全衛生に関する遵守事項），第53条（健康診断），第54条（就業禁止），第55条（安全衛生に関する事項），第56条（出張），第57条（旅費），第59条（業務上の災害補償），第60条（通勤途上災害）及び第61条（災害補償に関する事項）の規定は，契約職員に準用する。ただし，第31条（兼業及び兼職の制限）の準用については，裁量労働制の適用職員に限るものとする。 |

## 附　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。ただし，改正後の第17条の規定については，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

## 名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則の一部を改正する規則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第１章　（省略） | 第１章　（省略） |
| 第２章　人事（第６条－第11条） | 第２章　人事（第６条－第12条） |
| 第３章　給与（第12条－第20条） | 第３章　給与（第13条－第21条） |
| 第４章　服務（第21条・第22条） | 第４章　服務（第22条・第23条） |
| 第５章　勤務時間，休日，休暇等（第24条－第31条） | 第５章　勤務時間，休日，休暇等（第25条－第32条） |
| 第６章　雑則（第32条） | 第６章　雑則（第33条） |
| 附則 | 附則 |
| （省略） | （省略） |
| （雇用期間） | （同左） |
| 第７条　（省略） | 第７条　（省略） |
| ２　パート職員の雇用期間は，必要に応じて更新することができるものとし，更新の限度は次に掲げるとおりとする。 | ２　（同左） |
| | 一　教育研究プロジェクト業務等のために雇用される教育職本給表に相当するパート職員当該プロジェクト等が終了するまでの期間（一連の研究費（外部資金）付研究を組み合わせて設定する10年を上限とする当該プロジェクト等が終了するまでの期間を含む。） |
| 一　教育研究プロジェクト業務等のために雇用されるパート職員当該プロジェクト等が終了するまでの期間 | 二　前号以外の教育研究プロジェクト業務等のために雇用されるパート職員　当該プロジェクト等が終了するまでの期間 |
| 二　（省略） | 三　（省略） |
| 三　前２号以外のパート職員　当初の雇用開始の日から３年 | 四　前３号以外のパート職員　当初の雇用開始の日から３年 |
| | （配置換） |
| | 第８条　パート職員は，業務上の都合により配置換を命ぜられることがある。 |
| （雇止めの理由の明示） | （同左） |
| 第８条　（省略） | 第９条　（省略） |
| （最終雇用年齢） | （同左） |
| 第９条　パート職員の雇用にあたっては，当該パート職員の年齢が次に掲げる年齢に達した日以後の最初の３月31日を超えて雇用しないものとする。 | 第10条　（同左） |
| 一　職名取扱要項別表に規定する教育系パートタイム勤務職員及び技能系パートタイム勤務職員のうち守衛，巡視等の監視，警備等の業務に従事する職員　満63歳 | 一　職名取扱要項別表に規定する教育系パートタイム勤務職員及び技能系パートタイム勤務職員のうち守衛，巡視等の監視，警備，労務等の業務に従事する職員　満63歳 |
| 二　（省略） | 二　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （退職）<br>第10条　（省略） | （同左）<br>第11条　（省略） |
| （自己都合による退職手続）<br>第11条　（省略） | （同左）<br>第12条　（省略） |
| （給与の種類）<br>第12条　（省略） | （同左）<br>第13条　（省略） |
| （基本給）<br>第13条　（省略） | （同左）<br>第14条　（省略） |
| （通勤手当）<br>第14条　（省略） | （同左）<br>第15条　（省略） |
| （特殊勤務手当）<br>第15条　（省略） | （同左）<br>第16条　（省略） |
| （特地勤務手当）<br>第16条　（省略） | （同左）<br>第17条 |
| （超過勤務手当及び夜勤手当）<br>第17条　超過勤務手当及び夜勤手当は，給与規程第21条又は第23条の規定に準じて支給する。 | （同左）<br>第18条　超過勤務手当及び夜勤手当は，給与規程第21条及び第23条の規定に準じて支給する。<br>２　前項の規定にかかわらず，次に掲げる場合の超過勤務手当は，勤務１時間当たりの給与額に当該支給割合を乗じて得た額を支給する。<br>一　第28条第１項第１号に規定する休日における勤務　100分の135<br>二　第28条第１項第２号及び第３号に規定する休日における勤務<br>イ　１日８時間又は１週40時間以内の勤務　100分の100<br>ロ　イを超える勤務　100分の135<br>三　前２号に掲げる休日以外の休日における勤務<br>イ　１日８時間又は１週40時間以内の勤務　100分の100<br>ロ　イを超える勤務　100分の125 |
| （給与の支給）<br>第18条　（省略） | （同左）<br>第19条　（省略） |
| （給与の支給日）<br>第19条　（省略） | （同左）<br>第20条　（省略） |
| （給与の期間）<br>第20条　（省略） | （同左）<br>第21条　（省略） |
| （労働義務及び誠実義務）<br>第21条　（省略） | （同左）<br>第22条　（省略） |
| （労働義務免除期間）<br>第22条　（省略） | （同左）<br>第23条　（省略） |
| （勤務時間）<br>第23条　（省略） | （同左）<br>第24条　（省略） |
| （休憩時間）<br>第24条　（省略） | （同左）<br>第25条　（省略） |
| （休息時間） | （同左） |

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| 第25条　（省略） | 第26条　（省略） |
| （勤務時間の割り振り等） | （同左） |
| 第26条　（省略） | 第27条　（省略） |
| （休日） | （同左） |
| 第27条　（省略） | 第28条　（省略） |
| （休暇の種類） | （同左） |
| 第28条　（省略） | 第29条　（省略） |
| （勤務時間等に関する必要な事項） | （同左） |
| 第29条　第23条から前条までに定めるもののほか，パート職員の勤務時間，休日，休暇等について必要な事項は，別に定める名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員の勤務時間，休暇等に関する規程による。 | 第30条　第24条から前条までに定めるもののほか，パート職員の勤務時間，休日，休暇等について必要な事項は，別に定める名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員の勤務時間，休暇等に関する規程による。 |
| （育児休業） | （同左） |
| 第30条　（省略） | 第31条　（省略） |
| （介護休業等） | （同左） |
| 第31条　（省略） | 第32条　（省略） |
| （職員就業規則の準用） | （同左） |
| 第32条　（省略） | 第33条　（省略） |

**附　則**

この規則は，平成17年４月１日から施行する。ただし，改正後の第18条の規定については，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

## 名古屋大学医員及び医員（研修医）就業規則の一部を改正する規則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （超過勤務手当及び夜勤手当） | （同左） |
| 第15条　（省略） | 第15条　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| | ３　第１項の規定にかかわらず，次に掲げる場合の超過勤務手当は，勤務１時間当たりの給与額に当該支給割合を乗じて得た額を支給する。<br>一　第25条第１項第１号に規定する休日における勤務　100分の135<br>二　第25条第１項第２号及び第３号に規定する休日における勤務<br>イ　１日８時間又は１週40時間以内の勤務　100分の100（医員（研修医）は100分の135）<br>ロ　イを超える勤務　100分の135<br>三　前２号に掲げる休日以外の休日における勤務<br>イ　１日８時間又は１週40時間以内の勤務　100分の100<br>ロ　イを超える勤務　100分の125 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規則は，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

## 名古屋大学の講座，学科目及び研究部門に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文

別表第１（第２条第２項関係）

| 研究科 | 専攻 | 講座 |
|---|---|---|
| （省略） | （省略） | （省略） |
| 法学研究科 | 総合法政専攻 | （省略）<br>国際・比較法政 |
| | （省略） | （省略） |
| （省略） | （省略） | （省略） |
| 理学研究科 | （省略） | （省略） |
| | 物質理学専攻 | （省略）<br>※物質科学＊１ |
| | 生命理学専攻 | （省略）<br>※ゲノム学＊１<br>※生殖遺伝学＊１ |
| 医学系研究科 | （省略） | （省略） |
| | 細胞情報医学専攻 | （省略）<br>※神経科学＊１<br>（省略） |
| | 機能構築医学専攻 | （省略）<br>※発生・再生医学＊１<br>※臨床気圧医学<br>（省略） |
| | 健康社会医学専攻 | （省略）<br>※親と子どもの精神医学＊１<br>（省略）<br>※健康増進運動科学 |
| （省略） | （省略） | （省略） |
| 国際開発研究科 | 国際開発専攻 | （省略）<br>※教育発展史＊１ |
| | （省略） | （省略） |
| （省略） | （省略） | （省略） |
| 国際言語文化研究科 | （省略） | （省略） |
| | 国際多元文化専攻 | （省略）<br>現代アメリカ表現科学<br>現代東アジア表現科学<br>現代ヨーロッパ表現科学<br>（省略）<br>※メディアプロフェッショナル論＊２ |
| （省略） | （省略） | （省略） |

改　正　条　文

（同左）

| （同左） | （同左） | （同左） |
|---|---|---|
| （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） | （省略）<br>（同左）<br>※アジア法政 |
| | （省略） | （省略） |
| （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （省略） | （省略） |
| | （同左） | （省略）<br>※物質科学 |
| | （同左） | （省略）<br>※ゲノム学<br>※生殖遺伝学 |
| （同左） | （省略） | （省略） |
| | （同左） | （省略）<br>※神経科学<br>（省略） |
| | （同左） | （省略）<br>※発生・再生医学<br>削る。<br>（省略） |
| | （同左） | （省略）<br>※親と子どもの精神医学<br>（省略）<br>削る。 |
| （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） | （省略）<br>※教育発展史 |
| | （省略） | （省略） |
| （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （省略） | （省略） |
| | （同左） | （省略）<br>南北アメリカ言語文化<br>東アジア言語文化<br>ヨーロッパ言語文化<br>（省略）<br>メディアプロフェッショナル論 |
| （省略） | （省略） | （省略） |

備考
1　※印を冠するものは，協力講座等である。
2　講座名に＊1が付してあるものは学内措置による協力講座を，＊2が付してあるものは企業連携分を示す。
（省略）

（同左）
※印を冠するものは，協力講座等である。
削る。

（省略）

**附　則**

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

## 名古屋大学計画・評価委員会規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文

（審議事項）
第2条　委員会は，次に掲げる事項を審議する。
一～五　（省略）
六　その他中期目標・計画・評価，情報公開，学術情報基盤，広報等に関し必要な事項

（省略）

改　正　条　文

（同左）
第2条　（同左）
一～五　（省略）
六　その他中期目標・計画・評価，情報公開，個人情報保護，学術情報基盤，広報等に関し必要な事項
（省略）

**附　則**

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

## 名古屋大学公印規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文

別表第1（第3条第3項関係）
公印の種類及び寸法並びに公印管守補助責任者

| 部局等 | 公印の種類 | 公印の寸法（ミリメートル平方） | 公印管守補助責任者 |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務局 | （省略） | （省略） | （省略） |
| | （省略） | （省略） | 総務企画部人事労務課長 |
| | 名古屋大学総長（労働条件通知書用） | 16 | |
| | | | |
| | （省略） | （省略） | （省略） |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（省略）

改　正　条　文

（同左）
（同左）

| （同左） | （同左） | （同左） | （同左） |
| --- | --- | --- | --- |
| （同左） | （省略） | （省略） | （省略） |
| | （省略） | （省略） | （同左） |
| | （同左） | （同左） | |
| | 名古屋大学総長（国費留学生等証明書用） | 16 | 研究協力・国際部国際課長 |
| | （省略） | （省略） | （省略） |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（省略）

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員休職規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （復職）<br>第６条　（省略） | （同左）<br>第６条　（省略） |
| | （意に反する休職の審査）<br>第７条　職員の意に反する休職の審査は，名古屋大学職員の懲戒等に係る審査規程（平成16年度規程第47号）による。 |
| （雑則）<br>第７条　（省略） | （同左）<br>第８条　（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員休職規程取扱細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第１条　名古屋大学職員休職規程（平成16年度規程第45号。以下「規程」という。）第７条の規定に基づく休職に関する事項の取扱いについては，この細則の定めるところによる。 | （同左）<br>第１条　名古屋大学職員休職規程（平成16年度規程第45号。以下「規程」という。）第８条の規定に基づく休職に関する事項の取扱いについては，この細則の定めるところによる。 |
| （省略） | （省略） |
| （大学院修学休職の対象除外者）<br>第11条　次の各号のいずれかに該当する職員は，大学院修学休職をすることができない，<br>一～三　（省略）<br>四　名古屋大学職員定年規程（平成16年度規程第66号）第３条の規定により，定年退職日が延長されている職員 | （同左）<br>第11条　（同左）<br>一～三　（省略）<br>四　名古屋大学職員定年規程（平成16年度規程第66号）第２条の規定により，定年退職日が延長されている職員 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学の管理職員等の範囲に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （通知の方法） | （同左） |
| 第３条　総長は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，別記様式に次の各号に掲げる通知内容を記載した文書を10日以内に当該職員に通知しなければならない。 | 第３条　総長は，職員が次の各号のいずれかに該　当する場合は，当該職員に通知するものとする。 |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |
| 別表（第２条関係） | （同左） |

現行条文：

| 所属等 | 管理職員等 |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| 情報文化学部 | 情報文化学部長<br>情報文化学部・情報科学研究科事務長 |
| | |
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究機構 | 機構長 |
| （省略） | （省略） |
| 事務局 | （省略）<br>人事労務課総務掛長<br>人事労務課職員掛長<br>人事労務課第一人事掛長<br>人事労務課第二人事掛長<br>人事労務課第一給与掛長<br>人事労務課第二給与掛長<br>人事労務課給与経理掛長<br>人事労務課福祉掛長<br>人事労務課厚生掛長 |

改正条文：

| （同左） | （同左） |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左）<br>（同左） |
| 大学院人間情報学研究科 | 大学院人間情報学研究科長 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左）<br>事務室長 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （省略）<br>総務企画部人事労務課総務掛長<br>総務企画部人事労務課職員掛長<br>総務企画部人事労務課第一人事掛長<br>総務企画部人事労務課第二人事掛長<br>総務企画部人事労務課第一給与掛長<br>総務企画部人事労務課第二給与掛長<br>総務企画部人事労務課給与経理掛長<br>総務企画部人事労務課福祉掛長<br>総務企画部人事労務課厚生掛長 |

| | |
|---|---|
| | 人事労務課共済組合掛長<br><br>（省略） |
| （省略） | （省略） |

別記様式

管理職員等異動通知書

| （氏　名） | （職名） |
|---|---|
| （通知内容） | |
| （通知年月日）<br>年　　月　　日 | |
| （通知者）<br>名古屋大学総長　○　○　○　○　印 | |
| （備考） | |

※備考欄には，新たに管理職員等となった場合には，当該職名を，管理職員等以外の職員となった場合は，管理職員等以外の職員となる直前の管理職員等の職名を記載するものとする。

| | |
|---|---|
| | 総務企画部人事労務課共済組合掛長<br>（省略） |
| （省略） | （省略） |

削る。

**附　則**

この規程は，平成17年３月22日から施行する。

## 名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正（案）条　文 |
|---|---|
| （特別休暇） | （同左） |
| 第26条　職員が，次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認める場合には，当該各号に掲げる期間を特別休暇とする。 | 第26条　（同左） |
| 一～八　（省略） | 一～八　（省略） |
| 九　職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産するために病院に入院する等の日から当該出産の日後２週間を経過する日までに，その出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき２日の範囲内の期間（１日ごとに分割することができる。） | 九　職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき　２日の範囲内の期間（１日ごとに分割することができる。） |
| | 十　職員の妻が出産する場合であって，その分娩予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間において，当該出産に係る子又は小 |

| 現行条文 | 改正条文 |
| --- | --- |
| | 学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が，これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日の範囲内の期間（１日ごとに分割することができる。） |
| 十　（省略） | 十一　（省略） |
| 十一　（省略） | 十二　（省略） |
| 十二　（省略） | 十三　（省略） |
| 十三　（省略） | 十四　（省略） |
| 十四　（省略） | 十五　（省略） |
| 十五　（省略） | 十六　（省略） |
| 十六　（省略） | 十七　（省略） |
| | ２　前項第９号から第11号までに規定する休暇の単位は，１日又は１時間とする。 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程取扱細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （病気休暇及び特別休暇の単位） | （同左） |
| 第12条　（省略） | 第12条　（省略） |
| ２　職員勤務時間規程第26条第４号，第５号，第10号，第11号，第13号及び第14号の日数の取扱いについては，時間又は分を単位として取得した場合においても，１日として取り扱う。 | ２　職員勤務時間規程第26条第４号，第５号，第11号，第12号，第14号及び第15号の日数の取扱いについては，時間又は分を単位として取得した場合においても，１日として取り扱う。 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学に勤務する契約職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （趣旨） | （同左） |
| 第１条　名古屋大学契約職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づく，名古屋大学に勤務する契約職員（以下「契約職員」という。）の勤務時間，休日，休暇等に関する事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」と | 第１条　名古屋大学契約職員就業規則（以下「就業規則」という。）第34条の規定に基づく，名古屋大学に勤務する契約職員（以下「契約職員」という。）の勤務時間，休日，休暇等に関する事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」と |

いう。）その他関係法令及び就業規則に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（省略）

（休日）
第７条　（省略）
（休日の振替）
第８条　（省略）
（勤務場所以外の勤務）
第９条　（省略）
（所定労働時間以外の勤務）
第10条　（省略）
（深夜勤務）
第11条　（省略）
（災害時等の勤務）
第12条　（省略）
（宿日直）
第13条　（省略）
（出勤簿）
第14条　（省略）
（年次有給休暇）
第15条　（省略）
（年次有給休暇以外の休暇）
第16条　（省略）
２　総長は，次の各号に掲げる場合には，契約職員（第６号に掲げる場合にあっては，６月以上の雇用期間が定められているもの又は６月以上継続勤務している契約職員に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
一～三　（省略）

いう。）その他関係法令及び就業規則に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（省略）

（特任教授等の裁量労働制）
第７条　特任教授，特任助教授，特任講師，COE 特任教授，COE 特任助教授，COE 特任講師，研究員及びCOE 研究員（医学部附属病院又は大幸医療センターにおいて診療行為を行う者を除く。以下「特任教授等」という。）のうち主として研究に従事する者の職務の遂行の手段及び勤務時間の配分等については，労使協定に基づき当該特任教授等の裁量に委ねるものとする。

（同左）
第８条　（省略）
（同左）
第９条　（省略）
（同左）
第10条　（省略）
（同左）
第11条　（省略）
（同左）
第12条　（省略）
（同左）
第13条　（省略）
（同左）
第14条　（省略）
（同左）
第15条　（省略）
（同左）
第16条　（省略）
（同左）
第17条　（省略）
２　（同左）

一～三　（省略）
四　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する契約職員が，その子の看護（負傷し，又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において５日の範囲内

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| | の期間 |
| 四　（省略） | 五　（省略） |
| 五　（省略） | 六　（省略） |
| 六　（省略） | 七　（省略） |
| 七　（省略） | 八　（省略） |
| 3　年次有給休暇以外の休暇の請求及び就業規則第26条に規定する労働義務の免除　を届け出る場合には，総長に対し事前に請求し，又は届け出なければならない。ただし，やむを得ない事由により，あらかじめ請求し，又は届け出ることができない場合には，事後速やかに請求し，又は届け出るものとする。 | 3　年次有給休暇以外の休暇の請求及び就業規則第27条に規定する労働義務の免除を届け出る場合には，総長に対し事前に請求し，又は届け出なければならない。ただし，やむを得ない事由により，あらかじめ請求し，又は届け出ることができない場合には，事後速やかに請求し，又は届け出るものとする。 |
| （雑則） | （同左） |
| 第17条　（省略） | 第18条　（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学に勤務する契約職員の勤務時間，休暇等に関する規程取扱細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （年次有給休暇以外の休暇に関する事項） | （同左） |
| 第５条　（省略） | 第５条　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| ３　契約職員勤務時間規程第16条第２項第２号の「出産」とは，妊娠満12週以後の分娩をいう。 | 削る。 |
| ４　契約職員勤務時間規程第16条第２項第５号及び第６号の「疾病」には，予防注射又は予防接種による著しい発熱等が，「療養する」には，負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。 | ３　契約職員勤務時間規程第16条第２項第６号及び第７号の「疾病」には，予防注射又は予防接種による著しい発熱等が，「療養する」には，負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （趣旨） | （同左） |
| 第１条　名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則（平成16年度規則第３号。以下「パート職員就業規 | 第１条　名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則（平成16年度規則第３号。以下「パート職員就業規 |

| | |
|---|---|
| 則」という。）第29条の規定に基づく，名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員（以下「パート職員」という。）の勤務時間，休日，休暇等に関する事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令及びパート職員就業規則に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。 | 則」という。）第30条の規定に基づく，名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員（以下「パート職員」という。）の勤務時間，休日，休暇等に関する事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令及びパート職員就業規則に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。 |
| （省略） | （省略） |
| （年次有給休暇以外の休暇） | （同左） |
| 第15条　総長は，次の各号に掲げる場合には，パート職員に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 | 第15条　（同左） |
| 一～四　（省略） | 一～四　（省略） |
| | 五　親族（名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号。以下「勤務時間規程」という。）別表第４の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で，パート職員が葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき勤務時間規程別表第４の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 |
| 2　総長は，次の各号に掲げる場合には，パート職員（第４号及び第７号に掲げる場合にあっては，６月以上の雇用期間が定められているもの又は６月以上継続勤務しているパート職員に限る。）に対して当該各号　に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。 | 2　（同左） |
| 一～三　（省略） | 一～三　（省略） |
| 四　親族（名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号。以下「勤務時間規程」という。）別表第４の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で，パート職員が葬儀，服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき勤務時間規程別表第４の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 | 削る。 |
| | 四　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するパート職員が，その子の看護（負傷し，又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当で |

| | |
|---|---|
| | あると認められる場合一の年において５日の範囲内の期間 |
| 五～八　（省略） | 五～八　（省略） |
| ３　年次有給休暇以外の休暇の請求及びパート職員就業規則第22条に規定する労働義務の免除を届け出る場合には，総長に対し事前に請求し，又は届け出なければならない。ただし，やむを得ない事由により，あらかじめ請求し，又は届け出ることができない場合には，事後速やかに請求し，又は届け出るものとする。 | ３　年次有給休暇以外の休暇の請求及びパート職員就業規則第23条に規定する労働義務の免除を届け出る場合には，総長に対し事前に請求し，又は届け出なければならない。ただし，やむを得ない事由により，あらかじめ請求し，又は届け出ることができない場合には，事後速やかに請求し，又は届け出るものとする。 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学に勤務するパートタイム勤務職員の勤務時間，休暇等に関する規程取扱細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （年次有給休暇以外の休暇に関する事項） | （同左） |
| 第６条　（省略） | 第６条　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| ３　パート職員勤務時間規程第15条第２項第２号の「出産」とは，妊娠満12週以後の分娩をいう。 | 削る。 |
| ４　パート職員勤務時間規程第15条第２項第６号及び第７号の「疾病」には，予防注射又は予防接種による著しい発熱等が，「療養する」には，負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。 | ３　パート職員勤務時間規程第15条第２項第７号及び第８号の「疾病」には，予防注射又は予防接種による著しい発熱等が，「療養する」には，負傷又は疾病が治った後に社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等が含まれるものとする。 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （育児休業の適用除外者） | （同左） |
| 第３条　次の各号のいずれかに該当する職員は，育児休業をすることができない。 | 第３条　育児休業をすることができない職員は，総長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合又は過半数で組織する労働組合がないときは職員の過半数を代表する者との間で締結された |
| 一　期間を定めて雇用される職員 | |
| 二　総長と職員の過半数で組織する労働組合がある | |

ときはその労働組合又は過半数で組織する労働組合がないときは職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により，適用除外とされた次に掲げる職員
イ　職員の配偶者(内縁関係を含む。以下同じ。)が常態としてその子の養育をすることができる職員
ロ　１週間の所定勤務日数が２日以下の職員
（育児休業の申出）
第４条　育児休業をしようとする職員は，育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして，当該育児休業開始予定日の１月前の日までに総長に申し出なければならない。
2　（省略）
3　第１項の申出において，育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申し出があった日の翌日から起算して１月を経過する日（以下「１月経過日」という。)より前の日である場合には，総長は当該育児休業開始予定日とされた日から当該１月経過日までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。ただし，当該育児休業の申し出があった日までに出産予定日前に子が出生し，又はこれに準ずる事由が生じた場合にあっては，当該育児休業申出のあった日の翌日から起算して１週間を経過する日までに育児休業開始予定日を指定するものとする。
4　（省略）
（育児休業期間）
第５条　育児休業をすることができる期間は，子が出生した日又は出産予定日（育児休業に係る子を出産した職員については，産後休暇の終了日の翌日）か

協定により，適用除外とされた者とする。
（同左）
第４条　育児休業をしようとする職員は，育児休業(次条第３項に係る育児休業を含む。)を開始しようとする期間の初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして，当該育児休業開始予定日の１月前(次条第３項に係る申し出にあっては２週間前）の日までに総長に申し出なければならない。この場合において，次条第３項に係る申出にあっては，当該申出に係る子の１歳到達日の翌日を育児休業開始予定日とするものとする。
2　期間を定めて雇用される職員であって，雇用契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第９条第１項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては，その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業をしている者が，当該育児休業に係る子について，当該雇用期間の更新後の雇用期間の初日を育児休業開始予定日とする申し出をする場合は，前項後段の規定は適用しない。
3　（省略）
4　第１項の申出において，育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の申し出があった日の翌日から起算して１月（次条第３項に係る申出にあっては２週間）を経過する日（以下「１月等経過日」という。)より前の日である場合には，総長は当該育児休業開始予定日とされた日から当該１月等経過日までのいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。ただし，当該育児休業の申し出があった日までに出産予定日前に子が出生し，又はこれに準ずる事由が生じた場合にあっては，当該育児休業申出のあった日の翌日から起算して１週間を経過する日までに育児休業開始予定日を指定するものとする。
5　（省略）
（育児休業期間及び適用要件）
第５条　育児休業をすることができる期間は，子が出生した日又は出産予定日（育児休業に係る子を出産した職員については，産後休暇の終了日の翌日。以

| | |
|---|---|
| ら３歳（契約職員，パートタイム勤務職員，医員，医員（研修医），外国人教師及び外国人研究員にあっては１歳。以下この章において同じ。）に達する日までの連続した一定の期間とする。 | 下「出生日等」という。）から３歳（期間を定めて雇用される職員（名古屋大学職員就業規則及び名古屋大学再雇用職員就業規則の適用職員を除く。第３項において同じ。）にあっては１歳。第６条第１項第４号及び第５号において同じ。）に達する日までの連続した一定の期間とする。<br>２　期間を定めて雇用される職員については，次の各号のいずれにも該当する者に限り，育児休業をすることができる。<br>一　本学に引き続き雇用された期間が１年以上である者<br>二　その養育する子が１歳に達する日（以下この条において「１歳到達日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（当該子の１歳到達日から１年を経過する日までの間にその雇用期間が満了し，かつ，当該雇用期間の更新がないことが明らかである者を除く。）<br>３　期間を定めて雇用される職員が，次の各号のいずれにも該当する場合は，その養育する子が１歳から１歳６か月に達するまでの間，申出により育児休業をすることができる。<br>一　当該申出に係る子について，当該職員又はその配偶者（内縁関係を含む。以下同じ。）が，当該子の１歳到達日において育児休業をしている場合<br>二　当該子の１歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために別に定める特に必要と認められる場合に該当するとき<br>４　期間を定めて雇用される職員であって，雇用契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第９条第１項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては，その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業をしている者が，当該育児休業に係る子について，当該雇用期間の更新後の雇用期間の初日を育児休業開始予定日とする申出をする場合は，第２項及び前項の規定は適用しない。 |
| （育児休業期間の終了）<br>第６条　育児休業をしている職員が，次の各号のいずれかに該当することとなった場合には，その事由が生じた日（第７号から第９号については，その前日）をもって育児休業は，終了する。 | （同左）<br>第６条　（同左） |
| 一～四　（省略） | 一～四　（省略） |
| 五　育児休業に係る子が３歳に達したとき。 | 五　育児休業に係る子が３歳（前条第３項の規定により育児休業をしている場合にあっては，１歳６か月。第11号において同じ。）に達したとき。 |
| 六　職員の配偶者が第３条第２号イに該当する状態となり，育児休業に係る子を養育できることと | 六　職員の配偶者が常態として，育児休業に係る子を養育できることとなったとき。 |

| | |
|---|---|
| なったとき。 | |
| 七～十一　（省略） | 七～十一　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |
| （育児休業の申出回数） | （同左） |
| 第７条　（省略） | 第７条　（省略） |
| 2　前項の規定にかかわらず，特別な事情がある場合には，再度の申出ができるものとする。 | 2　前項の規定にかかわらず,次に掲げる場合　には，再度の申出ができるものとする。<br>一　特別な事情がある場合<br>二　期間を定めて雇用される職員であって，雇用契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第９条第１項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあっては，その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業をしている者が，当該育児休業に係る子について，当該雇用期間の更新後の雇用期間の初日を育児休業開始予定日とする申出をする場合 |
| （省略） | （省略） |
| （部分休業の適用除外者）<br>第17条　総長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合，又は労働組合がないときは職員の過半数を代表とする者との間で締結された協定により，適用除外とされた次に掲げる職員は，部分休業をすることができない。<br>一　職員の配偶者が常態としてその子の養育をすることができる職員<br>二　１週間の所定勤務日数が２日以下の職員 | 削る。 |
| | （準用）<br>第17条　第３条（育児休業の適用除外者）及び第６条（育児休業期間の終了）の規定は，育児部分休業について準用する。 |
| （省略） | （省略） |
| （部分休業期間の終了）<br>第21条　部分休業をしている職員が，次の各号のいずれかに該当することとなった場合には，その事由が生じた日（第７号及び第８号については，その前日）をもって部分休業は終了する。<br>一　部分休業に係る子が死亡したとき。<br>二　部分休業に係る子が養子の場合で離縁や養子縁組を取り消したとき。<br>三　部分休業に係る子が他人の養子となったことその他の事情により同居しなくなったとき。<br>四　職員が身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者であること若しくはこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自らの子を養育することが困難な状態となったとき，又は部分休業の申出に係る子が３歳に達する日ま | 削る。 |

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| での間，通院，加療，入院若しくは安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。 | |
| 五　部分休業に係る子が３歳に達したとき。 | |
| 六　職員の配偶者が第17条第１号に該当する状態となり，部分休業に係る子を養育できることとなったとき。 | |
| 七　部分休業をしている職員が産前産後休暇となったとき。 | |
| 八　部分休業をしている職員が新たに育児休業又は介護休業をしたとき。 | |
| 九　部分休業をしている職員が休職又は出勤停止の処分を受けたとき。 | |
| 十　その他部分休業に係る子が３歳に達する日までの間，その子を養育することができない状態となったとき。 | |
| ２　前項に該当することとなった職員は，遅滞なく，総長に届け出なければならない。 | |
| （部分休業中の給与） | （同左） |
| 第22条　（省略） | 第21条　（省略） |
| （不利益取扱いの禁止） | （同左） |
| 第23条　（省略） | 第22条　（省略） |
| （雑則） | （同左） |
| 第24条　（省略） | 第23条　（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員の介護休業等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （介護休業の適用除外者） | （同左） |
| 第３条　次の各号のいずれかに該当する職員は，介護休業をすることができない。<br>一　期間を定めて雇用される職員<br>二　総長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合又は過半数で組織する労働組合がないときは職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により，適用除外とされた１週間の所定勤務日数が２日以下の職員 | 第３条　介護休業をすることができない職員は，総長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合又は過半数で組織する労働組合がないときは職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により，適用除外とされた者とする。 |
| （省略） | （省略） |
| （介護休業期間） | （介護休業期間及び適用要件） |
| 第５条　介護休業をすることができる期間は，対象家族１人につき，連続する６月（契約職員，パートタ | 第５条　職員が，介護休業をすることができる期間は，介護を必要とする一の継続する状態ごとで，対象家 |

イム勤務職員，医員，医員(研修医)，外国人教師及び外国人研究員にあっては，３月。以下同じ。)の範囲内で，申し出た期間とする。ただし，申出の時点において当該対象家族について既に介護部分休業をしたことがある職員にあっては，その介護部分休業の初日の翌日から起算して６月を経過する日までとする。

族１人につき，介護休業開始予定日とされる日から６月（期間を定めて雇用される職員にあっては，介護休業開始予定日から起算して93日。以下同じ。)を経過する日の範囲内で申し出た期間とする。ただし，申出の時点において当該対象家族について既に介護部分休業を取得したことがある職員にあっては，その介護部分休業の初日から起算して６月を経過する日までとする。

2　期間を定めて雇用される職員については，次の各号のいずれにも該当する者に限り，介護休業をすることができる。

一　本学に引き続き雇用された期間が１年以上である者

二　93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日を経過する日から１年を経過する日までの間に，その雇用期間が満了し，かつ，当該雇用期間の更新がないことが明らかである者を除く。)

3　前項の規定にかかわらず，介護休業をしたことがある職員は，当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には，当該対象家族に係る介護休業を申し出ることができない。

一　当該対象家族が，当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合（特別の事情がある場合を除く。)

二　当該対象家族について次に掲げる日数を合算した日数が６月に達している場合

イ　介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし，２以上の介護休業をした場合にあっては，介護休業ごとに，介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。)

ロ　介護部分休業の日数（介護部分休業が開始された日から最後の介護部分休業が終了した日までの日数（その間に介護休業をした期間があるときは，当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数）とし，２以上の要介護状態について介護部分休業を取得する場合にあっては，要介護状態ごとに，当該介護部分休業のうち最初の介護部分休業が開始された日から最後の当該介護部分休業が終了した日までの日数（その間に介護休業をした期間があるときは，当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数）を合算して得た日数と

する。）

4　第２項及び前項（第２号を除く。）の規定は，期間を定めて雇用される者であって，雇用期間の末日を介護休業終了予定日とする介護休業をしているものが，当該介護休業に係る対象家族について，当該雇用期間の更新に伴い，当該更新後の雇用期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業の申出をする場合には，これを適用しない。

5　第１項及び第２項第２号の規定にかかわらず，期間を定めて雇用される職員のうち名古屋大学職員就業規則（平成16年度規則第１号）及び名古屋大学再雇用職員就業規則（平成16年度規則第５号）の適用職員の介護休業期間については，６月の範囲内で申し出た期間とし，介護休業をすることができる適用要件については，６月を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（６月を経過する日から１年を経過する日までの間に，その雇用期間が満了し，かつ，当該雇用期間の更新がないことが明らかである者を除く。）とする。

（省略）

（省略）

（介護部分休業の適用除外者）

第12条　総長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合，又は労働組合がないときは職員の過半数を代表とする者との間で締結された協定により，適用除外とされた１週間の所定勤務日数が２日以下の職員は，介護部分休業をすることができない。

削る。

（準用）

第12条　第３条（介護休業の適用除外者），第４条（介護休業の申出），第５条（第２項第１号を除く。（介護休業期間））及び第６条（介護休業期間の終了）の規定は，介護部分休業について準用する。

（介護部分休業の申出）

第13条　介護部分休業をしようとする職員は，介護部分休業を開始しようとする日の１週間前の日までに総長に申し出なければならない。

削る。

（他の休暇との関係）

第14条　（省略）

（同左）

第13条　（省略）

（介護部分休業期間）

第15条　介護部分休業をすることができる期間は，対象家族１人につき，連続する６月の範囲内で申し出た期間とする。ただし，申出の時点において当該対象家族について既に介護休業を取得したことがある職員にあっては，その介護休業の介護休業開始予定日の翌日から起算して６月を経過する日までとす

削る。

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| る。 | |
| （介護部分休業期間の終了） | |
| 第16条　介護部分休業をしている職員が，次のいずれかに該当することとなった場合には，介護部分休業は，その事由が生じた日（第4号及び第5号については，その前日）をもって終了する。 | 削る。 |
| 一　介護部分休業に係る対象家族が死亡したとき。 | |
| 二　離婚，婚姻の取消，離縁等により介護休業の申出に係る対象家族との親族関係が消滅したとき。 | |
| 三　職員が身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者であること若しくはこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら対象家族を介護することが困難な状態となったとき，又は介護部分休業の初日とされた日の翌日から起算して6月が経過する日までの間，通院，加療，入院若しくは安静を必要とすることが見込まれる状態となったとき。 | |
| 四　介護部分休業をしている職員が産前産後休暇となったとき。 | |
| 五　介護部分休業をしている職員が新たに介護休業又は育児休業をしたとき。 | |
| 六　介護部分休業をしている職員が休職又は出勤停止の処分を受けたとき。 | |
| 2　前項に該当することとなった職員は，遅滞なく，総長に届け出なければならない。 | |
| 3　総長は，前項の届出があった場合には，職員に通知書を交付しなければならない。 | |
| （休業中の給与） | （同左） |
| 第17条　（省略） | 第14条　（省略） |
| （不利益取扱いの禁止） | （同左） |
| 第18条　（省略） | 第15条　（省略） |
| （雑則） | （同左） |
| 第19条　（省略） | 第16条　（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

## 名古屋大学職員採用規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （事務職員等の採用方法） | （同左） |
| 第6条　（省略） | 第6条　（省略） |
| 2　前項第1号の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合は選考によることができる。 | 2　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |

| 二　国，国立大学法人，独立行政法人その他これに準ずる機関から人事交流により採用する場合 | 二　国，国立大学法人，独立行政法人その他これに準ずる機関から採用する場合 |
| --- | --- |
| 三　（省略） | 三　（省略） |
| 3　（省略） | 3　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学職員の人事に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （解雇） | （同左） |
| 第10条　（省略） | 第10条　（省略） |
|  | （職員の意に反する降格等の審査） |
|  | 第11条　職員の意に反する降格，配置換及び解雇の審査は，名古屋大学職員の懲戒等に係る審査規程（平成16年度規程第47号）による。 |
| （事務取扱） | （同左） |
| 第11条　（省略） | 第12条　（省略） |
| （事務代理） | （同左） |
| 第12条　（省略） | 第13条　（省略） |
| （病気療養に伴う事務代理の取扱い） | （同左） |
| 第13条　（省略） | 第14条　（省略） |
| （海外渡航に伴う事務代理の取扱い） | （同左） |
| 第14条　（省略） | 第15条　（省略） |
| （人事異動通知書の交付） | （同左） |
| 第15条　（省略） | 第16条　（省略） |
| 第16条　（省略） | 第17条　（省略） |
| （通知書の交付を要しない場合） | （同左） |
| 第17条　次の各号のいずれかに該当する場合には，前２条の規定にかかわらず，通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に代えることができる。 | 第18条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　第15条第５号，第６号及び第９号に掲げる場合で通知書の交付によらないことが適当と認められる場合 | 二　第16条第５号，第６号及び第９号に掲げる場合で通知書の交付によらないことが適当と認められる場合 |
| 三　（省略） | 三　（省略） |
| 2　（省略） | 2　（省略） |
| （雑則） | （同左） |
| 第18条　（省略） | 第19条　（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員の人事に関する規程取扱細則の一部を改正する細則新旧対照

### 現　行　条　文

（趣旨）

第１条　名古屋大学職員の人事に関する規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づく人事等に関する事項の取扱いについては，この細則の定めるところによる。

（省略）

（通知書の様式）

第５条　規程第15条に規定する人事異動通知書（以下「通知書」という。）は，別紙様式第２によるものとする。

（通知書の記載事項及び記入要領）

第６条　通知書の記載事項及び記入要領については，別に定めるところによる。

一　「氏名」欄には，規程第15条各号又は第16条各号に掲げる場合に該当する事実（以下「異動」という。）に係る職員の氏名を記入すること。ただし，ふりがなの記載は要さないこと。

二～四　（省略）

２～３　（省略）

（省略）

（通知書の交付を省略した場合の処理）

第８条　規程第17条第１項第３号の規定による場合において必要と認めるときは，発令後更に通知書を交付することができる。

別表第１（第２条関係）

| 職　種 | 職名及び職階 |
|---|---|
| 大学教員 | （省略） |
| | 助手 |
| | 特任教授 |
| | （省略） |
| （省略） | （省略） |

### 改　正　条　文

（同左）

第１条　名古屋大学職員の人事に関する規程（以下「規程」という。）第19条の規定に基づく人事等に関する事項の取扱いについては，この細則の定めるところによる。

（省略）

（同左）

第５条　規程第16条に規定する人事異動通知書（以下「通知書」という。）は，別紙様式第２によるものとする。

（同左）

第６条　（同左）

一　「氏名」欄には，規程第16条各号又は第17条各号に掲げる場合に該当する事実（以下「異動」という。）に係る職員の氏名を記入すること。ただし，ふりがなの記載は要さないこと。

二～四　（省略）

２～３　（省略）

（省略）

（同左）

第８条　規程第18条第１項第３号の規定による場合において必要と認めるときは，発令後更に通知書を交付することができる。

（同左）

| （同左） | （同左） | |
|---|---|---|
| （同左） | （省略） | |
| | （同左） | |
| | 病院助手 | |
| | 特任教授 | COE 特任教授 |
| | 特任助教授 | COE 特任助教授 |
| | 特任講師 | COE 特任講師 |
| | 研究員 | COE 研究員 |
| | （省略） | |
| （省略） | （省略） | |

| 現行 | 改正 |
| --- | --- |
| （省略）<br>（省略） | （省略）<br>（省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

| 現行 | 改正 |
| --- | --- |
| 別紙１　「異動内容」欄等　記入例 | （同左） |
| １～５　（省略） | １～５　（省略） |
| ６　任期付採用職員の任期を更新する場合 | ６　任期付採用職員の雇用を更新する場合 |
| 氏名 ／ 現職　名古屋大学大学院○○研究科○○専攻○○講座教授　教育職（一）５級<br>異動内容　任期を更新する　任期は平成　年　月　日までとする | （同左） ／ （同左）<br>（同左）　雇用を更新する　任期は平成　年　月　日までとする |
| ７～15　（省略） | ７～15　（省略） |
| 16　退職の場合 | 16　（同左） |
| （１）自己都合による退職の場合 | （１）定年退職及び任期満了退職以外の事由による退職の場合 |
| 氏名 ／ 現職　名古屋大学大学院○○研究科助教授　教育職（一）４級<br>異動内容　退職した | （同左） ／ （同左）<br>（同左）　年　月　日付けで退職した |
| （２）～（３）　（省略） | （２）～（３）　（省略） |
| 17～21　（省略） | 17～21　（省略） |

**名古屋大学職員の任期に関する規程の一部を改正する規程新旧対照**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （任期を付して雇用される職員） | （同左） |
| 第２条　総長は,次の各号のいずれかに該当する場合，職員に任期を付して雇用することができる。 | 第２条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　名古屋大学職員の人事に関する規程取扱細則別表第１に規定する医療系技術職員又は看護職員のうち，総長が必要と認めた者 | 二　名古屋大学職員の人事に関する規程取扱細則（平成16年度細則第41号。以下「職員人事規程取扱細則」という。）別表第１に規定する医療系技術職員又は看護職員のうち，総長が必要と認めた者 |
| 三～四　（省略） | 三～四　（省略） |
| 五　名古屋大学職員の介護休業等に関する規程（平成16年度規程第58号）第９条第１項に規定する任期付職員 | 五　名古屋大学職員の介護休業等に関する規程（平成16年度規程第58号）第８条第１項に規定する任期付職員 |

| | |
|---|---|
| 六～七　（省略） | 六～七　（省略） |
| | 八　職員人事規程取扱細則別表第１に規定する大学教員のうち，別に定める者 |
| 八　その他総長が必要と認めた者 | 九　（同左） |
| （任期） | （同左） |
| 第３条　前条第１号の者の任期（再任を含む。）は，大学教員任期規程別表の定めるところによるものとする。 | 第３条　前条第１号の者の任期は，大学教員任期規程別表の定めるところによるものとする。 |
| ２～４　（省略） | ２～４　（省略） |
| | ５　前条第８号の者の任期は，別に定める。 |
| ５　前条第８号の者の任期は，総長が必要と認める期間とする。ただし，労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第１項に定める契約期間の限度を超えないものとする。 | ６　前条第９号の者の任期は，総長が必要と認める期間とする。ただし，労働基準法（昭和22年法律第49号）第14条第１項に定める契約期間の限度を超えないものとする。 |
| | ７任期を付して雇用される職員の任期は，前各項までの規定にかかわらず，職員就業規則第17条に規定する定年退職日を超えないものとする。 |
| | （雇用の更新） |
| | 第４条　総長は，任期を付して雇用されている職員が次の各号のいずれかに該当する場合，当該職員の雇用を更新することができる。<br>一　第２条第１号の者が教授会（教授会が置かれない組織にあっては，教授会に代わる機関）において再任を承認された場合<br>二　第２条第３号から第６号までの休暇，休業又は休職の期間が延長された場合<br>三　第２条第９号の者について，業務上雇用を必要とする場合にあって，総長が必要と認めたとき |
| | ２　前項の更新に係る任期の限度は，次の各号に掲げるとおりとする。<br>一　第２条第１号に係る任期　前条第１項の規定による期間まで<br>二　第２条第３号から第６号までに係る任期　前条第３項の規定による期間まで |
| | ３　前２項に規定するもののほか第２条第８号に係る雇用の更新及び任期の限度については,別に定める。 |
| （任期の満了） | （同左） |
| 第４条　（省略） | 第５条　（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員定年規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （定年の特例） | |
| 第２条　名古屋大学特任教授に関する規程（平成16年度規程第68号）第２条第１項に規定する特任教授Ⅰ種の定年は，職員就業規則第17条第２項の規定にかかわらず，満70歳までの任意の日とする。 | 削る。 |
| （定年退職日の延長） | （同左） |
| 第３条　（省略） | 第２条　（省略） |
| 第４条　（省略） | 第３条　（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員給与規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （本給の決定及び適用範囲） | （同左） |
| 第５条　（省略） | 第５条　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| ３　前項各号に掲げる本給表の適用範囲は，次に定めるところによる。 | ３　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　第３号の適用を受ける者　教授，助教授，講師，助手，特任教授Ⅱ種及び教務職員 | 三　第３号の適用を受ける者　教授，助教授，講師，助手及び教務職員 |
| 四～七　（省略） | 四～七　（省略） |
| ４～８　（省略） | ４～８　（省略） |
| （省略） | （省略） |
| （超過勤務手当） | （同左） |
| 第21条　名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号。以下「勤務時間等規程」という。）第３条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には，正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第24条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次に掲げる支給割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は，その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給 | 第21条　名古屋大学に勤務する職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年度規程第50号。以下「勤務時間等規程」という。）第３条及び名古屋大学に勤務する短時間勤務正職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年度規程第51号。以下この条において「短時間勤務正職員勤務時間等規程」という。）第３条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には，正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して，勤務１時間につき，第24条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて |

| | |
|---|---|
| する。ただし，指定職本給表の適用を受ける職員及び第13条の規定の適用を受ける職員には支給しない。 | それぞれ次に掲げる支給割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は，その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし，指定職本給表の適用を受ける職員及び第13条の規定の適用を受ける職員には支給しない。 |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| | 二　短時間勤務正職員勤務時間等規程第８条第２項に規定する週休日の勤務　100分の100（８時間を超える勤務は100分の125） |
| 二　前号に掲げる勤務以外の勤務　100分の135 | 三　前２号に掲げる勤務以外の勤務100分の135 |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |
| （短時間勤務正職員及び年俸制の適用を受ける職員についての適用除外） | （同左） |
| 第42条第７条から第10条まで，第12条，第13条，第15条，第17条から第20条まで，第28条から第30条及び第34条の規定は，短時間勤務正職員には適用しない。 | 第42条　第７条から第10条まで，第12条，第15条，第17条，第19条，第20条，第28条から第30条まで，第33条及び第34条の規定は，短時間勤務正職員には適用しない。 |
| ２　前項に掲げる規定並びに第14条及び第31条から第33条までの規定は，年俸制の適用を受ける職員には適用しない。 | ２　前項に掲げる規定並びに第14条，第27条，第31条及び第32条の規定は，年俸制　の適用を受ける職員には適用しない。 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年３月22日から施行し，改正後の第21条の規定については，平成16年４月１日から適用する。

## 名古屋大学契約職員，パートタイム勤務職員，医員及び医員（研修医）の給与に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （趣旨） | （同左） |
| 第１条　名古屋大学契約職員就業規則（平成16年度規則第２号）第13条，名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則（平成16年度第３号）第13条及び名古屋大学医員及び医員（研修医）就業規則（平成16年度規則第７号）第13条の規定に基づく名古屋大学（以下「本学」という。）に勤務する契約職員，パートタイム勤務職員並びに医員及び医員（研修医）（以下「契約職員等」という。）の給与に関する事項は，この規程の定めるところによる。 | 第１条　名古屋大学契約職員就業規則（平成16年度規則第２号）第14条，名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則（平成16年度第３号）第14条及び名古屋大学医員及び医員（研修医）就業規則（平成16年度規則第７号）第13条の規定に基づく名古屋大学（以下「本学」という。）に勤務する契約職員，パートタイム勤務職員並びに医員及び医員（研修医）（以下「契約職員等」という。）の給与に関する事項は，この規程の定めるところによる。 |

| （日給又は時間給の決定） | （同左） |
| --- | --- |
| 第２条　契約職員等の日給又は時間給は，次に　掲げる区分のとおりとする。 | 第２条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　教育職本給表に相当する契約職員等については，職員の学歴・研究歴，予算等に応じて，別表第２「教育職本給表相当の基準単価表」に定める額より，部局長等が決定する額 | 三　教育職本給表に相当する契約職員等については，職員の学歴・研究歴，予算等に応じて，職員給与規程に定める基準に準じて算出された本給相当額及び調整手当を基礎として前号の算式により算出した額(円未満の端数は切り捨てる。)により，部局長等が決定する額 |
| 四　医員及び医員（研修医）については，別表第３「医員及び医員（研修医）の基準単価表」に定める額 | 四　医員及び医員（研修医）については，別表第２「医員及び医員（研修医）の基準単価表」に定める額 |
| 五　非常勤講師，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師については，別表第４「非常勤講師等の基準単価表」に定める額 | 五　非常勤講師，学校医，学校歯科医及び学校薬剤師については，別表第３「非常勤講師等基準単価表」に定める額 |
| 六　ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントについては，別表第５「ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの基準単価表」に定める額 | 六　ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントについては，別表第４「ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの基準単価表」に定める額 |
| 七　（省略） | 七　（省略） |
| ２　契約職員及び医員（研修医）が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合（有給の休暇として取り扱われる場合は除く。)は，その日給のうち当該勤務しなかった時間分に相当する給与を支給しない。 | 削る。 |
| ３　第１項第１号及び第３号に規定する契約職員に，期末手当，勤勉手当及び退職手当を支給する場合におけるその者の本給相当額は，別表第１及び別表第２にそれぞれ対応する級・号給を基礎とし，職員給与規程第５条第２項に規定する別表に定める額とする。 | 削る。 |
| ４　（省略） | ２　（省略） |
| ５　第１項第４号に規定する医員（研修医）に，退職手当を支給する場合におけるその者の本給相当額は，日給額に21を乗じて得た額とする。 | 削る。 |
|  | （給与相当額の減額）<br>第３条　契約職員及び医員（研修医）が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合（有給の休暇として取り扱われる場合を除く。)は，その日給のうち，当該勤務しなかった時間分に相当する給与を支給しない。 |
|  | （期末手当，勤勉手当及び退職手当の取扱い）<br>第４条　契約職員に期末手当，勤勉手当及び退職手当を支給する場合におけるその者の本給相当額は，別 |

表第１にそれぞれ対応する級・号俸及び教育職本給表に相当する契約職員等については，第２条第１項第３号により算出された本給相当額を基礎とし，職員給与規程第５条第２項に規定する別表に定める額とする。

２　医員（研修医）に退職手当を支給する場合におけるその者の本給相当額は，第２条第１項第４号に規定する額に21を乗じて得た額とする。

（職員給与規程の準用）

第３条　（省略）

（省略）

別表第２（第２条第１項第３号関係）

教育職本給表相当の基準単価表

（平成16年４月１日現在）

| 級･号給 | | 2－2 | 2－3 |
|---|---|---|---|
| 本給 | | 202,800 | 211,600 |
| 単価 | 時間給 | 1,287 | 1,324 |
| | 日　給 | 10,296 | 10,742 |
| 年収 | 週20時間 | 1,261,260 | 1,315,160 |
| | 週30時間 | 1,891,890 | 1,972,740 |
| | 週40時間 | 3,494,641 | 3,646,192 |

| 2－4 | 2－5 | 2－6 | 2－7 |
|---|---|---|---|
| 220,500 | 230,000 | 239,400 | 251,900 |
| 1,399 | 1,459 | 1,519 | 1,598 |
| 11,194 | 11,677 | 12,154 | 12,788 |
| 1,371,020 | 1,429,820 | 1,488,620 | 1,566,040 |
| 2,056,530 | 2,144,730 | 2,232,930 | 2,349,060 |
| 3,799,594 | 3,963,321 | 4,125,195 | 4,340,541 |

| 2－8 | 2－9 | 2－10 | 2－11 |
|---|---|---|---|
| 264,200 | 276,600 | 288,000 | 300,000 |
| 1,676 | 1,755 | 1,827 | 1,903 |
| 13,413 | 14,042 | 14,521 | 15,230 |
| 1,642,480 | 1,719,900 | 1,790,460 | 1,864,940 |
| 2,463,720 | 2,579,850 | 2,685,690 | 2,797,410 |
| 4,552,578 | 4,766,269 | 4,962,624 | 5,169,498 |

| 3－5 | 3－6 | 3－7 | 3－8 |
|---|---|---|---|
| 305,900 | 319,600 | 332,800 | 346,200 |
| 1,941 | 2,028 | 2,112 | 2,197 |
| 15,530 | 16,226 | 16,896 | 17,576 |
| 1,902,180 | 1,987,440 | 2,069,760 | 2,153,060 |
| 2,853,270 | 2,981,160 | 3,104,640 | 3,229,590 |
| 5,271,082 | 5,507,274 | 5,734,796 | 5,965,629 |

（同左）

第５条　（省略）

（省略）

削る。

| 3－9 | 3－10 | 3－11 | 4－8 |
|---|---|---|---|
| 359,100 | 368,900 | 378,900 | 386,600 |
| 2,278 | 2,341 | 2,404 | 2,453 |
| 18,231 | 18,728 | 19,236 | 19,627 |
| 2,232,440<br>3,348,660<br>6,187,989 | 2,294,180<br>3,441,270<br>6,356,681 | 2,355,920<br>3,533,880<br>6,529,076 | 2,403,940<br>3,605,910<br>6,661,830 |
| 4－9 | 4－10 | 4－11 | 4－12 |
| 397,000 | 406,600 | 415,600 | 424,200 |
| 2,519 | 2,580 | 2,637 | 2,692 |
| 20,155 | 20,642 | 21,099 | 21,536 |
| 2,468,620<br>3,702,930<br>6,841,043 | 2,528,400<br>3,792,600<br>7,006,424 | 2,584,260<br>3,876,390<br>7,161,482 | 2,638,160<br>3,957,240<br>7,309,722 |
| 4－13 | 4－14 | 4－15 | 4－16 |
| 432,600 | 440,200 | 447,600 | 454,700 |
| 2,745 | 2,793 | 2,840 | 2,885 |
| 21,962 | 22,348 | 22,724 | 23,084 |
| 2,690,100<br>4,035,150<br>7,454,455 | 2,737,140<br>4,105,710<br>7,585,358 | 2,783,200<br>4,174,800<br>7,712,950 | 2,827,300<br>4,240,950<br>7,835,184 |
| 5－9 | 5－10 | 5－11 | 5－12 |
| 463,500 | 474,700 | 486,100 | 497,300 |
| 2,941 | 3,012 | 3,084 | 3,155 |
| 23,531 | 24,100 | 24,678 | 25,247 |
| 2,882,180<br>4,323,270<br>7,986,931 | 2,951,760<br>4,427,640<br>8,179,974 | 3,022,320<br>4,533,480<br>8,376,328 | 3,091,900<br>4,637,850<br>8,569,370 |
| 5－13 | 5－14 | 5－15 | 5－16 |
| 508,500 | 519,700 | 530,000 | 539,200 |
| 3,227 | 3,298 | 3,363 | 3,421 |
| 25,816 | 26,384 | 26,907 | 27,374 |
| 3,162,460<br>4,743,690<br>8,762,414 | 3,232,040<br>4,848,060<br>8,955,261 | 3,295,740<br>4,943,610<br>9,132,819 | 3,352,580<br>5,028,870<br>9,291,382 |
| 5－17 | 5－18 | 5－19 | 5－20 |
| 548,300 | 557,200 | 566,100 | 574,300 |
| 3,479 | 3,536 | 3,592 | 3,644 |
| 27,836 | 28,288 | 28,740 | 29,156 |
| 3,409,420<br>5,114,130<br>9,448,095 | 3,465,280<br>5,197,920<br>9,601,497 | 3,520,160<br>5,280,240<br>9,754,900 | 3,571,120<br>5,356,680<br>9,896,126 |
| 5－21 | 5－22 | 5－23 | |
| 580,600 | 585,600 | 590,200 | |

| | | |
|---|---|---|
| 3,684 | 3,716 | 3,745 |
| 29,476 | 29,730 | 29,964 |
| 3,610,320 | 3,641,680 | 3,670,100 |
| 5,415,480 | 5,452,520 | 5,505,150 |
| 10,004,725 | 10,091,021 | 10,170,303 |

備考

1　年収は，年間245日勤務した場合の目安である。

2　週40時間勤務職員についての年収額には，期末勤勉手当及び退職手当を含んだ額とする。

3　この表を適用し難い場合は，別途協議の上決定することとする。

別表第３（第２条第１項第４号関係）

（省略）

別表第４（第２条第１項第５号関係）

非常勤講師（大学）基準単価表

（省略）

別表第２（第２条第１項第４号関係）

（省略）

別表第３（第２条第１項第５号関係）

（同左）

（省略）

非常勤講師（客員）基準単価表

| 学歴 | 経験年数 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 短大卒 | ～11.11 | ～13.5 | ～14.11 | ～16.5 |
| 大卒 | ～8.5 | ～9.8 | ～11.2 | ～12.8 |
| 博士(前期)修了,医大卒 | ～4.11 | ～6.2 | ～7.5 | ～8.8 |
| 博士（後期）修了 | | ～1.2 | ～2.5 | ～3.8 |
| 医大卒後の博士修了 | | | | ～1.2 |
| 級・号給 | 3－1 | 3－2 | 3－3 | 3－4 |
| 単価（円） | 6,414 | 6,742 | 7,064 | 7,412 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ～17.11 | ～19.5 | ～20.11 | ～22.5 | ～23.11 | ～25.5 |
| ～14.2 | ～15.8 | ～17.2 | ～18.8 | ～20.2 | ～21.8 |
| ～9.11 | ～11.5 | ～12.11 | ～14.5 | ～15.11 | ～17.5 |
| ～4.11 | ～6.2 | ～7.5 | ～8.8 | ～9.11 | ～11.5 |
| ～2.5 | ～3.8 | ～4.11 | ～6.2 | ～7.5 | ～8.8 |
| 3－5 | 3－6 | 3－7 | 3－8 | 3－9 | 3－10 |
| 7,765 | 8,112 | 8,448 | 8,788 | 9,115 | 9,364 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ～26.11 | ～28.5 | ～29.11 | ～31.5 | ～32.11 | ～34.5 |
| ～23.2 | ～24.8 | ～26.2 | ～27.8 | ～29.2 | ～30.2 |
| ～21.2 | ～22.8 | ～24.2 | ～25.8 | ～27.2 | ～28.8 |
| ～14.5 | ～15.11 | ～21.2 | ～22.8 | ～24.2 | ～25.8 |
| ～11.5 | ～12.11 | ～20.2 | ～21.8 | ～23.2 | ～24.8 |
| 3－11 | 3－12 | 3－13 | 3－14 | 3－15 | 3－16 |
| 9,618 | 9,859 | 10,080 | 10,293 | 10,486 | 10.674 |

| 現行条文 | 改正条文 |
| --- | --- |
| | 34.6～ |
| | 30.3～ |
| | 28.9～ |
| | 25.9～ |
| | 24.9～ |
| | 3－17 |
| | 10,854 |
| | 備考<br>1　経験年数は，給与決定の基礎となる学歴取得後の年数とする。<br>2　経験年数を算定する場合の終期は，採用する年度の前年度末日とする。<br>3　単価は，当該の者に対する労災保険料の支払額を勘案して減額することができる。 |
| 非常勤講師（附属高等学校）の基準単価表<br>（省略） | （同左）<br>（省略） |
| 別表第５（第２条第１項第６号関係）<br>（省略） | 別表第４（第２条第１項第６号関係）<br>（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学外国人教師及び外国人研究員に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （趣旨）<br>第１条　（省略） | （同左）<br>第１条　（省略） |
| | （外国人研究員の範囲）<br>第２条　外国人教師等就業規則第２条第２項の規定に基づく外国人研究員には，外国におおむね10年以上在住し，当該国の学界で活躍している日本国籍を有する者を含むものとする。 |
| （招へい手続き）<br>第２条　（省略） | （同左）<br>第３条　（省略） |
| （契約の締結）<br>第３条　（省略） | （同左）<br>第４条　（省略） |
| （本給）<br>第４条　（省略） | （同左）<br>第５条　（省略） |
| （通勤手当）<br>第５条　（省略） | （同左）<br>第６条　（省略） |
| （調整手当） | （同左） |

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| 第6条　（省略） | 第7条　（省略） |
| （期末手当及び勤勉手当） | （同左） |
| 第7条　（省略） | 第8条　（省略） |
| （給与の減額） | （同左） |
| 第8条　（省略） | 第9条　（省略） |
| （本給の半減） | （同左） |
| 第9条　（省略） | 第10条　（省略） |
| （日割計算） | （同左） |
| 第10条　（省略） | 第11条　（省略） |
| （端数計算） | （同左） |
| 第11条　第8条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において，その額に50銭未満の端数を生じたときは，これを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときは，これを1円に切り上げるものとする。 | 第12条　第9条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において，その額に50銭未満の端数を生じたときは，これを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときは，これを1円に切り上げるものとする。 |
| （端数の処理） | （同左） |
| 第12条　（省略） | 第13条　（省略） |
| （給与の支給） | （同左） |
| 第13条　第4条から第12条までに定めるもののほか，外国人教師等の給与の支給等について必要な事項は，別に定める名古屋大学本給の支払に関する細則を準用する。 | 第14条　第5条から前条までに定めるもののほか，外国人教師等の給与の支給等について必要な事項は，別に定める名古屋大学本給の支払に関する細則を準用する。 |
| （住居等） | （同左） |
| 第14条　（省略） | 第15条　（省略） |
| （赴任，帰国旅費等） | （同左） |
| 第15条　（省略） | 第16条　（省略） |
| 別表第1（第4条第1項関係）<br>（省略） | 別表第1（第5条第1項関係）<br>（省略） |
| 別表第2（第4条第2項関係）<br>（省略） | 別表第2（第5条第2項関係）<br>（省略） |
| 別表第3（第4条第3項関係）<br>（省略） | 別表第3（第5条第3項関係）<br>（省略） |
| 別表第4（第4条第3項関係）<br>（省略） | 別表第4（第5条第3項関係）<br>（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

### 名古屋大学職員退職手当規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （適用範囲） | （同左） |
| 第2条　この規程の定めるところによる退職手当は，職員（職員就業規則第2条第2項に規定する者を除 | 第2条　この規程の定めるところによる退職手当は，職員（名古屋大学年俸制適用職員給与細則（平成16 |

く。）が退職し，又は解雇された場合に，その者（死亡による退職の場合には，その遺族）に支給する。ただし，職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

一～二　（省略）

2～3　（省略）

（省略）

（長期勤続後の退職等の場合の退職手当）

第4条　25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。），20年以上25年未満の期間勤続し職員就業規則第17条第1項の規定により退職した者（名古屋大学職員定年規程（平成16年度規程第66号。以下「定年規程」という。）第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。），20年以上25年未満の期間勤続しその者の非違によることなく勧奨により退職した者又は20年以上25年未満の期間勤続し規定に基づく任期を終えて退職した者に対する退職手当の額は，退職の日におけるその者の本給，本給の調整額及び教職調整額の月額に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～四　（省略）

2　（省略）

（整理退職等の場合の退職手当）

第5条　組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者，業務上の傷病若しくは死亡により退職した者，25年以上勤続し，職員就業規則第17条第1項の規定により退職した者（定年規程第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。），25年以上勤続しその者の非違によることなく勧奨により退職した者又は25年以上勤続し規定に基づく任期を終えて退職した者に対する退職手当の額は，退職の日におけるその者の本給，本給の調整額及び教職調整額の月額に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～四　（省略）

2～5　（省略）

年度細則第45号。以下「給与細則」という。）第2条各号に規定する者（以下「年俸制適用職員」という。）を除く。）が退職し，又は解雇された場合に，その者（死亡による退職の場合には，その遺族）に支給する。ただし，職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

一～二　（省略）

2～3　（省略）

（省略）

（同左）

第4条　25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。），20年以上25年未満の期間勤続し職員就業規則第17条第1項の規定により退職した者（名古屋大学職員定年規程（平成16年度規程第66号。以下「定年規程」という。）第2条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。），20年以上25年未満の期間勤続しその者の非違によることなく勧奨により退職した者又は20年以上25年未満の期間勤続し規定に基づく任期を終えて退職した者に対する退職手当の額は，退職の日におけるその者の本給，本給の調整額及び教職調整額の月額に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～四　（省略）

2　（省略）

（同左）

第5条　組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者，業務上の傷病若しくは死亡により退職した者，25年以上勤続し，職員就業規則第17条第1項の規定により退職した者（定年規程第2条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。），25年以上勤続しその者の非違によることなく勧奨により退職した者又は25年以上勤続し規定に基づく任期を終えて退職した者に対する退職手当の額は，退職の日におけるその者の本給，本給の調整額及び教職調整額の月額に，その者の勤続期間を次の各号に区分して，当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一～四　（省略）

2～5　（省略）

| 現行 | 改正 |
| --- | --- |
| （省略） | （省略） |
| （勤続期間の計算） | （同左） |
| 第９条　（省略） | 第９条　（省略） |
| ２～７　（省略） | ２～７　（省略） |
| ８　給与規程第５条第８項に規定する年俸制の適用を受けた者の在職期間は，第１項の規定にかかわらず，その期間を在職期間に算入しない。 | ８　年俸制適用職員の在職期間は，第１項の規定にかかわらず，その期間を在職期間に算入しない。 |
| （省略） | （省略） |
| （年俸制適用者の取扱い） | （同左） |
| 第12条　職員が，引き続いて給与規程第５条第８項に規定する年俸制の適用を受ける者又は名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第２号に規定する任期を付して雇用される者となった場合は，第３条から第５条までの規定に準じ，退職手当を支給する。 | 第12条　職員が，引き続いて年俸制適用職員又は名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第２号に規定する任期を付して雇用される者となった場合は，第３条から第５条までの規定に準じ，退職手当を支給する。 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

**名古屋大学自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程新旧対照**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
|  | 目次<br>第１章　総則（第１条・第２条）<br>第２章　保安業務の運営管理体制（第３条－第８条）<br>第３章　保安教育（第９条）<br>第４章　工事の実施（第10条）<br>第５章　保守（第11条－第14条）<br>第６章　運転，操作等（第15条）<br>第７章　長期間の保管（第16条・第17条）<br>第８章　災害対策等（第18条－第20条）<br>第９章　記録（第21条）<br>第10章　責任の分界（第22条－第24条）<br>第11章　雑則（第25条－第29条）<br>附則 |
|  | 第１章　総則 |
| （目的） | （同左） |
| 第１条　名古屋大学における自家用電気工作物の工事，維持及び運用（以下「電気工作物の工事等」という。）に関する安全を確保するため，電気事業法 | 第１条　名古屋大学東山地区及び鶴舞地区における自家用電気工作物の工事，維持及び運用（以下「電気工作物の工事等」という。）に関する保安を確保 |

| | |
| --- | --- |
| （昭和39年法律第170号）第42条第１項の規定に基づき，この規程を定める。 | するため，電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第１項の規定に基づき，この規程を定める。 |
| | （効力）<br>第２条　東山地区及び鶴舞地区において電気工作物の工事等の業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は，電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。 |
| | 第２章　保安業務の運営管理体制<br>（総括管理者）<br>第３条　電気工作物の工事等に関する保安業務を総括するため，総括管理者を置き，総長をもって充てる。 |
| （主任技術者）<br>第２条　総長は，電気工作物の工事等に関する安全を確保するため，電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）を置く。 | （同左）<br>第４条　電気工作物の工事等に関する保安を確保するため，東山地区に電気主任技術者を，並びに鶴舞地区に電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）をそれぞれ１名置く。 |
| | ２　前項の主任技術者は，資格を有する職員のうちから総長が任命する。 |
| ２　主任技術者は，電気工作物の工事等に関する保安監督業務を総括する。 | （主任技術者の職務）<br>第５条　主任技術者は，電気工作物の工事等に関する保安監督業務を掌理するとともに，次に掲げる業務を行う。<br>一　この規程の制定及び改廃への参画<br>二　電気工作物の保安上必要な計画の作成への参画<br>三　法令に基づく申請，届出，報告等の書類の審査<br>四　電気工作物に係る立入検査等の立合い<br>五　総括管理者への電気工作物の保安に関する意見の具申<br>六　業務従事者の保安教育及び訓練計画作成への参画<br>七　保安業務の記録に関する事項<br>八　その他電気工作物の保安に関し必要な事項 |
| ３　総長は，主任技術者を補佐させるとともに，主任技術者に事故あるときに代つてその職務を行わせるため，副電気主任技術者及び副ボイラータービン主任技術者を置くことができる。 | （主任技術者不在時の措置）<br>第６条　主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には，その業務を代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。 |
| | ２　代務者は，主任技術者の不在時には，主任技術者に指示された職務を誠実に行わなければならない。 |

（組織）

第３条　電気工作物の工事等に関する安全を確保するための組織は，別に定める。

（保安教育及び訓練）

第４条　主任技術者は，電気工作物の工事等に従事する職員に対し，電気工作物の工事等に関する安全を確保するため，必要な知識並びに技能の教育及び訓練を計画的に行わなければならない。

（工事の実施）

第５条　電気工作物に関する工事は，別に定める作業心得に従い実施するものとする。

（巡視，点検及び測定）

第６条　電気工作物の保安のための巡視，点検及び測定の基準は，別に定める。

（事故の再発防止）

第７条　（省略）

（保安管理組織）

第７条　電気工作物の工事等に関する保安を確保するための管理組織は，別図１のとおりとする。

（業務従事者の義務）

第８条　業務従事者は，主任技術者がその保安のために行う指示に従わなければならない。

第３章　保安教育

（同左）

第９条　総括管理者は，業務従事者に対し，電気工作物の工事等の保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行うものとする。

２　総括管理者は，必要に応じて業務従事者に対し，電気事故その他非常災害の発生時の措置に関する実地指導訓練を行うものとする。

第４章　工事の実施

（同左）

第10条　電気工作物に関する工事の実施に当たっては，その工事の内容に応じ作業責任者を選任し，主任技術者の監督の下に，これを施工するものとする。

２　電気工作物に関する工事を業者に請け負わせる場合には，常に責任の所在を明確にし，完成した場合には，主任技術者においてこれを検査し，保安上支障がないことを確認するものとする。

第５章　保守

（同左）

第11条　電気工作物の保安のための巡視，点検及び測定の基準は，別表のとおりとする。

第12条　総括管理者は，巡視，点検又は測定の結果，法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには，当該電気工作物を修理し，改造し，移設し，又はその使用を一時停止し，若しくは制限する等の措置を講じ，常に技術基準に適合するように維持するものとする。

（同左）

第13条　（省略）

（法定事業者検査の実施）

第14条　法令で使用前自主検査，溶接事業者検査及び定期事業者検査が定められている電気工作物については，検査ごとに主任技術者の指導・監督の下に必要な責任者を定め，法令に従い法定事業者検査を行うものとする。

（運転又は操作）
第８条　電気工作物の運転又は操作の基準は，次の各号について別に定める。
一　平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作に要する機器の操作順序及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統
二　電気工作物の軽微な事故の修理，使用の停止，使用の制限等の応急措置並びに報告又は連絡要領
三　関係電気事業者の事業所との連絡事項
四　緊急時に連絡すべき事項，連絡先及び連絡方法

（発電設備の長期間の停止及び開始）
第９条　発電設備を相当長期間にわたり停止する場合は，次の措置等必要な対策を講じるものとする。
一～二　（省略）

２　発電設備を相当期間停止の後，運転を開始する場合は，所定の点検を行うほか，必要に応じて試運転を行い，保安の確保に万全を期するものとする。

（災害対策）
第10条　主任技術者は，災害その他非常の場合においては，電気工作物に関する安全を確保するための必要な措置について指揮監督を行うとともに，危険と認められるときは，直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

（危険の表示）
第11条　受電室，高圧電気工作物が設置されている場所等で危険のおそれがあるところには，注意を喚起する表示を設けるものとする。
（測定器具類の整備保管）
第12条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類は，常に整備し，適正に保管するものとする

（記録等の保存）

第６章　運転，操作等
（運転，操作等）
第15条　主任技術者は，平常時及び事故その他異常時における遮断器，開閉器，その他の機器の操作順序及び方法等について，あらかじめ定めておくものとする。
２　前項の操作の順序及び方法については，受電室その他見やすい場所に掲示しておくものとする。
３　受電用遮断器の操作に当たっては，必要に応じて電気事業者との連絡を密にし，電気工作物の運用に支障が生じないように努めるものとする。

第７章　長期間の保管
（発電設備の長期間の保管）
第16条　発電設備を相当期間にわたり保管する場合は，次の措置等必要な対策を講じるものとする。
一～二　（省略）
（発電設備の運転の開始）
第17条　発電設備を相当期間保管の後，運転を開始する場合は，所定の点検を行うほか，必要に応じて試運転を行い，保安の確保に万全を期するものとする。

第８章　災害対策等
（災害対策）
第18条　地震，風水害等による自然災害時における電気工作物の保安体制は，別に定めるところによる。
（災害時における危険防止）
第19条　主任技術者は，災害の発生に伴い危険と認めるときは，直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

第20条　災害時等において，電力会社と連絡がとれない場合は，連絡がとれるまでの間，常用発電設備の運転を停止するものとする。

削る。

削る。

第９章　記録
（記録）

第13条　電気工作物の工事等に関する記録は，別に定めるところにより行い，これを３年間保存するものとする。

２　電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書等は，所定の期間整備保存するものとする

３　関係官庁，電気事業者等に提出した電気工作物に関する書類及び図面その他主要文書は，その写しを所定の期間保存するものとする。

（雑則）

第21条　電気工作物の工事等に関する記録は，次のとおりとし，保守上及び法令上必要な期間これを保存するものとする。

一　巡視，点検，試験及び測定記録

二　電気事故記録

三　補修工事報告書（記録）

四　精密点検記録

五　法定事業者検査記録

六　保安教育記録

２　主要電気機器の補修記録は，設備台帳に定めるところにより行い，所定の期間保存するものとする。

削る。

削る。

第10章　責任の分界

（責任の分界点）

第22条　電力会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は,電力需給契約書のとおりとする。

（需要設備の構内）

第23条　需要設備の構内は,別図２のとおりとする。

（発電設備と需要設備等との設備区分）

第24条　発電設備と需要設備等との設備区分は，送電関係一覧図，単線結線図等により，それらの区分を明確にしておくものとする。

第11章　雑則

（危険表示）

第25条　受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって，危険のおそれのあるところには，人の注意を喚起するような表示を設けるものとする。

（測定器具類の整備・保管）

第26条　電気工作物の保安上必要とする測定器具類は，常に整備し，適正に保管するものとする。

（設計図書類の保存）

第27条　電気工作物に関する設計図，仕様書，取扱説明書等については，所定の期間保存するものとする。

（手続き書類の保存）

第28条　関係官庁，電気事業者等に提出した書類及び図面，その他主要文書については，所定の期間，その写しを保存するものとする。

（細則）

第14条　この規程に定めるもののほか，電気工作物の工事等に必要な事項は，総長が別に定める。

第29条　この規程に定めるもののほか，電気工作物の工事等の保安に関し必要な事項は，総長が別に定める。

別表
別図１
別図２

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

別図１（第７条関係）

# 名古屋大学自家用電気工作物の保安管理組織図

東山地区

総　長
（総括管理者）

事務局長

総務企画部長
財務部長
研究協力・国際部長
施設管理部長

施設管理課長
施設整備課長
施設企画課長

施設管理課長補佐
電気主任技術者
施設整備課長補佐

施設管理掛長・掛員
第二ｴﾈﾙｷﾞｰ管理掛長・掛員
保全計画掛長・掛員
電気整備掛長・掛員

各部局長
事務部長
事務長
課長
主幹
室長
課長補佐
事務長補佐
掛長

鶴舞地区

各部局長
事務部長
事務部次長
総務課長
学務課長
管理課長
医事課長
課長補佐
電気主任技術者
ﾎﾞｲﾗｰ・ﾀｰﾋﾞﾝ主任技術者
営繕掛長・掛員
電気掛長・掛員
機械掛長・掛員

（凡例）

══ は電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者及び代務者の範囲を示す。

── は連絡業務系統を示す。

━━ は自家用電気工作物保安規程上の指揮命令系統を示す。

------ は自家用区域を示す。

（第23条関係）

鶴舞地区
図名　使用区域図
設置場所　名古屋市昭和区鶴舞町６５
事業場名称　名古屋大学　鶴舞地区
N
冬期主風向
夏期主風向
（３３kV 地中管路引込）
受変電設備変電所
エネルギーセンター
鶴友会館
校舎１号館
中央診療棟
（工事中建物）
病棟
外来診療棟
中央診療棟
中央診療施設
材料棟
西病棟
東病棟
特殊診療棟
高気圧治療室
リニヤック治療室
コバルト治療室
貯留槽
RI診療棟
MRI-CT装置棟
基礎研究棟
基礎研究棟別館
解剖教育施設保存棟
環境整備棟
中央動力室
看護師宿舎
福利施設
倉庫
危険物薬品庫
動物実験施設
図書館
学生食堂
アイソトープ分館
アイソトープ貯蔵庫
土木作業所
車庫
混合機室
ボンベ庫
住居地域
商業地域
名古屋工業大学
公道
JR中央線
鶴舞駅北口
P
名古屋大学鶴舞団地配置図
S＝１／１５００

別図２（第23条関係）

東山地区
東山地区
（７７ｋＶ 地中管路引込）
受変電設備
1：4,000
0 50 100 150 200m
名古屋大学東山団地配置図
図　　名 | 使　用　区　域　図
設置場所 | 名古屋市千種区不老町
事業場名称 | 名古屋大学　東山地区

別表　（第11条関係）

点検・測定及び試験の基準

| 電気工作物 | | 点検、測定及び試験項目 | 日々点検 | 月次点検 | 年次点検 | 特別点検 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 受電設備（含配電設備・二次変電室設備） | 引込線<br>電線及び支持線 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | 遮断器<br>開閉器 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 継電器の動作試験<br>継電器との結合動作試験 | | | ○ | |
| | | 絶縁油酸価試験 | | | 随時 | |
| | | 絶縁油耐圧試験 | | | 随時 | |
| | | 内部点検 | | | 随時 | |
| | 母線、計器用変成器<br>断路器、避雷器、<br>電力用コンデンサ | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | 変圧器 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 絶縁油透明度試験 | | | ○ | |
| | | 絶縁油酸価試験 | | | 随時 | |
| | | 絶縁油耐圧試験 | | | 随時 | |
| | | 内部点検 | | | 随時 | |
| | 配電盤及び制御回路 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 継電器動作試験 | | | ○ | |
| | | 継電器との結合動作試験 | | | | |
| | 接地装置 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 接地抵抗試験 | | | ○ | |
| | 蓄電池 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 比重測定 | | | 随時 | |
| | | 液温測定 | | | 随時 | |
| | | 電圧測定 | | | 随時 | |
| | 特高受電設備 | 巡視点検 | ○ | | | |
| 電気使用場所の設備 | 電動機、電気溶接機<br>電熱器、その他電気<br>機器類、照明装置、<br>配線及び配線器具、<br>接地装置 | 外観点検（使用者） | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 接地抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 巡視点検（使用者） | ○ | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 非常用予備発電装置 | 原動機関係 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 起動試験 | | ○ | ○ | |
| | 発電機関係 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 接地抵抗試験 | | | ○ | |
| | 遮断器、開閉器<br>その他の電気機器類 | 受電設備と同じ | | | | 受電設備と同じ |
| 発電所 | ガスタービン及び<br>附属装置、内燃機<br>関及び付属装置 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 起動試験 | | ○ | ○ | |
| | | 巡視点検 | ○ | | | |
| | 発電機及び励磁装置 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 接地抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 巡視点検 | ○ | | | |
| | 遮断器、開閉器<br>その他の電気機器類 | 受電設備と同じ | | | | 受電設備と同じ |
| 発電設備 | 太陽電池及び<br>付属装置 | 外観点検 | | ○ | ○ | 必要の都度 |
| | | 観察点検 | | | ○ | |
| | | 絶縁抵抗試験 | | | ○ | |
| | | 接地抵抗試験 | | | ○ | |

(注) 1．「外観点検」とは主として目視により点検を行うことをいう。

2．「観察点検」とは電気工作物を停電して行う点検をいう。

3．絶縁抵抗試験において、常時絶縁監視装置を設置した箇所においては監視記録で代行できる。

## 名古屋大学防火管理規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| （他の規程等との関係）<br>第22条　危険物等，高圧ガス，放射性同位元素等を取り扱う施設及び電気工作物に係る防火管理に関しては，この規程に定めるもののほか，別に定めるところによる。 | （同左）<br>第22条　危険物等，高圧ガス，放射性同位元素等を取り扱う施設及び電気工作物に係る防火管理並びに地震，風水害等による自然災害に関しては，この規程に定めるもののほか，別に定めるところによる。 |
| （他の災害への準用）<br>第23条　震災，風水害その他の災害については，特に定めがあるもののほか，この規程を準用する。 | 削る。 |
| （事務連絡調整）<br>第24条　（省略）<br>（内規等）<br>第25条　（省略）<br>（細則）<br>第26条　（省略）<br>（省略）<br>別表第２（第５条第１項関係） | （同左）<br>第23条　（省略）<br>（同左）<br>第24条　（省略）<br>（同左）<br>第25条　（省略）<br>（省略）<br>（同左） |

現行：

| 部　　局 | 防火管理者 |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| 工学部<br>大学院工学研究科 | 工学部・工学研究科<br>事務部長 |
| （省略） | （省略） |
| 附属図書館 | 事務部長 |
| （省略） | （省略） |
| 医学部<br>大学院医学系研究科 | 医学部・医学系研究科<br>事務部長 |
| 医学部附属病院 | 医学部・医学系研究科<br>事務部長 |
| （省略） | （省略） |

改正：

| （同左） | （同左） |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| （同左） | 工学部・工学研究科<br>経理課長 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | 情報管理課長 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | 医学部・医学系研究科<br>管理課長 |
| （同左） | 医学部・医学系研究科<br>管理課長 |
| （省略） | （省略） |

### 附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学教職課程規程の一部を改正する規程新旧対照

### 現行条文

別表第１（第３条関係）

| 学部・学科 | | 免許状の種類 | |
|---|---|---|---|
| | | 中学校教諭１種免許状 | 高等学校教諭１種免許状 |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| 工学部 | 化学･生物工学科<br>物理工学科<br>電気電子･情報工学科<br>機械･航空工学科<br>社会環境工学科 | ― | 工業 |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

別表第２（第３条関係）

| 研究科・専攻 | | 免許状の種類 | |
|---|---|---|---|
| | | 中学校教諭専修免許状 | 高等学校教諭専修免許状 |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| 教育発達科学研究科 | （省略） | （省略） | （省略） |
| | 心理発達科学専攻 | 社会 | 公民 |
| | | | |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| 理学研究科 | 素粒子宇宙物理学専攻物質理学専攻生命理学専攻 | 理科 | 理科 |
| | | | |
| | | | |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

### 改正条文

（同左）

| （同左） | | （同左） | |
|---|---|---|---|
| | | （同左） | （同左） |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | 化学･生物工学科<br>物理工学科 | ― | 工業 |
| | 電気電子･情報工学科 | ― | 工業、情報 |
| | 機械･航空工学科<br>社会環境工学科 | ― | 工業 |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（同左）

| （同左） | | （同左） | |
|---|---|---|---|
| | | （同左） | （同左） |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （省略） | （省略） | （省略） |
| | （同左） | （同左） | （同左） |
| 法学研究科 | 総合法政専攻 | 社会 | 公民 |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） | （同左） | （同左） |
| 工学研究科 | 化学・生物工学専攻<br>マテリアル理工学専攻<br>電子情報システム専攻<br>機械理工学専攻<br>航空宇宙工学専攻<br>社会基盤工学専攻<br>結晶材料工学専攻<br>エネルギー理工学専攻<br>量子工学専攻<br>マイクロ・ナノシステム工学専攻<br>物質制御工学専攻<br>計算理工学専攻 | ― | 工業 |
| 生命農学研究科 | 生物圏資源学専攻<br>生物機構・機能科学専攻<br>応用分子生命科学専攻<br>生命技術科学専攻 | ― | 農業 |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。ただし，平成16年度以前に入学した者については，なお従前の例によるものとし，法学研究科，生命農学研究科生物圏資源学専攻，生物機構・機能科学専攻及び応用分子生命科学専攻に係る別表第２の規定については，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

## 名古屋大学教職課程委員会に関する暫定規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　学部，大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科，大学院環境学研究科及び大学院情報科学研究科の教授又は助教授各１名 | 二　学部（医学部を除く。），大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科，大学院環境学研究科及び大学院情報科学研究科の教授又は助教授各１名 |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学全学教育科目規程の一部を改正する規程新旧対照

現　行　条　文

別表（第３条関係）

| 区　分 | | | 授　業　科　目 | 単位 | 備　考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 基礎科目 | 全学基礎科目 | （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| | | 健康・スポーツ科学 | （省略）<br>健康・スポーツ科学実習Ⅰ（登山）<br>（省略）<br>健康・スポーツ科学実習Ⅱ（スキー） | （省略）<br>1<br>（省略）<br>1 | |
| | 文系基礎科目 | | （省略）<br>国際開発学<br>統計学 | （省略）<br>2<br>2 | |
| | （省略） | | （省略） | （省略） | （省略） |
| 教養科目 | 文系教養科目 | | （省略）<br>ことばの不思議<br><br>（省略）<br>産業社会と企業<br><br>（省略） | （省略）<br>2<br>（省略）<br>2<br>（省略） | |

改　正　条　文

（同左）

| （同左） | | | （同左） | （同左） | （同左） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （同左） | （同左） | （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| | | （同左） | （省略）<br>削る。<br>（省略）<br>（同左）<br>健康・スポーツ科学実習Ⅱ（トレッキング） | （省略）<br>削る。<br>（省略）<br>（同左）<br>1 | |
| | （同左） | | （省略）<br>（同左）<br>比較文化論<br>比較教育論<br>（同左）<br>国際報道論 | （省略）<br>（同左）<br>2<br>2<br>（同左）<br>2 | |
| | （省略） | | （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） | | （省略）<br>（同左）<br>統合テクスト学入門<br>（省略）<br>（同左）<br>金融と生活<br>（省略） | （省略）<br>（同左）<br>2<br>（省略）<br>（同左）<br>2<br>（省略） | |

| （省略） | （省略） | （省略） | |
|---|---|---|---|
| 全学教養科目 | （省略）<br>女と男を科学する | （省略）<br>2 | （省略） |
| 開放科目 | （省略）<br>会計<br><br><br><br>（省略）<br>日本経済学入門 | （省略）<br>4<br>（省略）<br>2 | （省略）<br>〃<br>（省略）<br>〃 |

| （省略） | （省略） | （省略） | |
|---|---|---|---|
| （同左） | （省略）<br>（同左）<br>大学でどう学ぶか<br>キャリア形成論 | （省略）<br>（同左）<br>2<br>2 | |
| （同左） | （省略）<br>（同左）<br>数学展望Ⅰ<br>数学展望Ⅱ<br>解析学Ⅲ<br>応用数理Ⅱ<br>（省略）<br>（同左）<br>異文化間コミュニケーション | （省略）<br>（同左）<br>2<br>2<br>2<br>2<br>（省略）<br>（同左）<br>2 | （省略）<br>（同左）<br>理学部開講<br>〃<br>〃<br>〃<br>（省略）<br>（同左）<br>〃 |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学全学教育協議会規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （協議員） | （同左） |
| 第３条　協議会は，次に掲げる協議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～四　（省略） | 一～四　（省略） |
| 五　事務局長 | 削る。 |
| 六　その他協議会が必要と認めた者 | 五　（同左） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学物質科学国際研究センター協議会規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　協議会は，次に掲げる協議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　附置研究所の教授各１名 | 三　附置研究所及びエコトピア科学研究所の教授各１名 |
| 四～五　（省略） | 四～五　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |

| | |
|---|---|
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学留学生相談室規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （留学生教育交流委員会）<br>第６条　留学生相談室に，留学生に関する企画立案・情報交換を行い，業務の改善及び推進に寄与するため，留学生流委員会を置く。<br>２　留学生教育交流委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。 | 削る。 |
| （雑則）<br>第７条　この規程に定めるもののほか，留学生相談室に関し必要な事項は，留学生専門委員会の議を経て，総長が定める。 | （同左）<br>第６条　この規程に定めるもののほか，留学生相談室に関し必要な事項は，学術・教育交流専門委員会の議を経て，総長が定める。 |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学大学教員選考基準の一部を改正する基準新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （助手の資格）<br>第６条　（省略） | （同左）<br>第６条　（省略） |
| | （特任教授等の資格）<br>第７条　次に掲げる特任教授等となることのできる者は，本学の教育研究をより充実し発展させるために本学の教育研究に係る特命事項に関する業務を遂行する者で，当該各号に該当するものとする。<br>一　特任教授及び COE 特任教授第３条に規定する資格を有する者<br>二　特任助教授及び COE 特任助教授第４条に規定する資格を有する者<br>三　特任講師及び COE 特任講師第５条に規定する資格を有する者<br>四　病院助手，研究員及び COE 研究員前条に規定する資格を有する者 |

**附　則**

この基準は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員本給等の支払に関する細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （扶養手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当及び寒冷地手当の支給） | （同左） |
| 第７条　（省略） | 第７条　（省略） |
| ２　前項の規定にかかわらず，通勤手当の支給において，第４条第１項各号に規定する事由が生じた場合は，その事由が生じた日の属する月（当該事由が生じた日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給し，復職又は復帰した日の属する月の翌月（復職又は復帰した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給する。 | ２　前項の規定にかかわらず，通勤手当の支給において，第３条第２項に規定する場合は，その全額を支給し，第４条第１項各号に規定する事由が生じた場合は，その事由が生じた日の属する月（当該事由が生じた日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給し，復職又は復帰した日の属する月の翌月（復職又は復帰した日が月の初日であるときは，その日の属する月）から支給する。 |
| ３　（省略） | ３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

## 名古屋大学職員指定職本給表適用職員給与細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （適用範囲） | （同左） |
| 第２条　指定職本給表は，次に掲げる職に就いている期間適用する。 | 第２条　（同左） |
| 一～四　（省略） | 一～四　（省略） |
| 五　特任教授Ⅰ種 | 削る。 |
| 六　（省略） | 五　（省略） |
| （号給の決定） | （同左） |
| 第３条　前条に規定する指定職本給表適用職員の号給は，次に掲げるとおりとする。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　前条第５号の職員　６号給又は７号給のうち，総長が定める号給 | 削る。 |
| 三　前条第６号の職員総長が定める号給 | 二　前条第５号の職員　総長が定める号給 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員本給細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| 別表第１　級別標準職務表（第３条関係） | （同左） |
| イ～ロ　（省略） | イ～ロ　（省略） |
| ハ　教育職本給表（一）級別標準職務表 | ハ　（同左） |

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| ５級 | 教授又は特任教授Ⅱ種の職務 |

| （同左） | （同左） |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| （同左） | 教授の職務 |

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| ニ～ヘ　（省略） | ニ～ヘ　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学年俸制適用職員給与細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （対象者）<br>第２条　年俸制適用職員は，名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第７号に規定する職員とする。 | （同左）<br>第２条　年俸制の適用受ける職員は，次に掲げる者とする。<br>一　名古屋大学大学教員の任期に関する規程（平成16年度規程第62号）別表に規定する法学研究科実務法曹養成専攻（実務家教員）の職員のうち検察官である者<br>二　名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第７号及び第８号に規定する職員 |
| （年俸の決定及び変更）<br>第３条　年俸の額は，職員の所属する部局の長等が，職員の学歴，研究歴，業績及び予算等を勘案して，総長が決定する。 | （同左）<br>第３条　年俸の額は，職員の所属する部局等の長が，職員の学歴，研究歴，業績，予算等を勘案して算定し，総長が決定する。<br>２　前項の規定にかかわらず，特別の事情があると認められる場合の年俸の額は，総長が別に定める。 |
| ２　前項の年俸の額は，勤務実績を勘案し変更するこ | ３　年俸は，勤務実績等を勘案し変更することができる。 |

| | |
|---|---|
| とができる。 | |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員通勤手当支給細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （支給できない場合） | （同左） |
| 第17条　給与規程第16条第１項の職員が，出張，休職，休暇，欠勤その他の事由により，月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは，その月の通勤手当は支給しない。 | 第17条　給与規程第16条第１項の職員が，出張，休暇，欠勤その他の事由により，月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは，その月の通勤手当は支給しない。 |
| ２　通勤手当は，職員が次に掲げる場合，その期間中支給しない。 | ２　通勤手当は，職員が次の各号のいずれかとなった場合は，当該事由の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）の翌月から，復職した日又は職務に復帰した日の属する月（その日が月の初日であるときは，その日の属する月の前月）まで支給しない。 |
| 一　無給休職者（名古屋大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第14条第１項の規定に該当して休職になった職員のうち給与規程第37条の規定により給与の支給を受けない職員をいう。） | 一　休職者（名古屋大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第14条第１項の規定に該当して休職になった職員をいう。） |
| 二～三　（省略） | 二～三　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

## 名古屋大学職員単身赴任手当支給細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （支給停止等） | （同左） |
| 第10条　（省略） | 第10条　（省略） |
| 一　無給休職者（名古屋大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第14条第１項の規定に該当して休職になった職員のうち，給与規程第37条の規定により給与の支給を受けない職員をいう。） | 一　休職者（名古屋大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第14条第１項の規定に該当して休職になった職員のうち，給与規程第37条第１項の規定により給与の支給を受ける職員を除く。） |
| 二～三　（省略） | 二～三　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |

| | |
|---|---|
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年３月22日から施行し，平成16年４月１日から適用する。

**名古屋大学職員退職手当支給細則の一部を改正する細則新旧対照**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （普通退職の場合の退職手当） | （同左） |
| 第４条　退職手当規程第３条第２項の規定は，次に掲げる者に対しては適用しない。 | 第４条　（同左） |
| 一　名古屋大学職員就業規則（平成16年度規則第１号。以下「職員就業規則」という。）第17条第１項の規定により退職した者（名古屋大学職員定年規程（平成16年度規程第66号。以下「定年規程」という。）第３条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。） | 一　名古屋大学職員就業規則（平成16年度規則第１号。以下「職員就業規則」という。）第17条第１項の規定により退職した者（名古屋大学職員定年規程（平成16年度規程第66号。以下「定年規程」という。）第２条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。） |
| 二～三　（省略） | 二～三　（省略） |
| 四　名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第１項第２号から第６号まで及び第８号に規定する職員であって，その任期を終えて退職した者 | 四　名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条第１号から第６号まで及び第９号に規定する職員であって，その任期を終えて退職した者 |
| （省略） | （省略） |
| （定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者） | （同左） |
| 第８条　退職手当規程第４条第２項に規定する「定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者」とは，次に掲げる者のうち，その者の都合により退職した者をいう。 | 第８条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　定年規程第３条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者 | 二　定年規程第２条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来前にその者の非違によることなく退職した者 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学医学部附属病院諸料金規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| 第２条　病院で徴収する診療等の料金は，次に掲げるもののほか，健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成６年厚生省告示第54号）の別表第１医科診療報酬点数表及び別表第２歯科診療報酬点数表並びに老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年厚生省告示第72号）の別表第１老人医科診療報酬点数表及び別表第２老人歯科診療報酬点数表並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成15年厚生労働省告示第75号）の別表に定める点数に10円を乗じて得た額並びに健康保険法の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成６年厚生省告示第237号）及び老人保健法の規定による老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成６年厚生省告示第253号）で算出した額の合計額とする。ただし，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される診療等の料金については，その額に100分の105を乗じて得た額（１円未満の端数が生じる場合には，その端数を切り捨てる。）とする。 | 第２条　（同左） |
| 一～八　（省略） | 一～八　（省略） |
| 九　高度先進医療料 | 九　（同左） |
| インプラント義歯　１顎につき　300,519円 | （同左） |
| 支持連結装置・上部構造材料は，使用数に応じ次により加算する。 | （同左） |
| 支持連結装置材料　１組につき　88,305円 | 支持連結装置材料　１組につき　173,615円 |
| 上部構造材料　１歯につき　69,324円 | 上部構造材料　１歯につき　96,310円 |
| 抗癌剤感受性試験　１回につき　29,800円 | （同左） |
| 腹腔鏡下前立腺摘除術　１回につき 428,200円 | （同左） |
| 十～十七　（省略） | 十～十七　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日前に高度先進医療に係る診療の同意を得た者の高度先進医療料については，なお従前の例による。

## 名古屋大学医学部附属病院受託実習生受入れ規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現行条文 | 改正条文 |
| --- | --- |
| 第１条　看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立又は私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長からの委託により，名古屋大学医学部附属病院（以下「病院」という。）が，当該養成機関等の学生，生徒等の実習を受け入れる場合の手続等は，この規程の定めるところによる。 | 第１条　医師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療従事者等の養成を目的とする公立又は私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等（以下「養成機関等」という。）の長からの委託により，名古屋大学医学部附属病院（以下「病院」という。）が，当該養成機関等の学生，生徒等の実習を受け入れる場合の手続等は，この規程の定めるところによる。 |
| （省略） | （省略） |
| 第３条　養成機関等の長は，受託実習料として，前条第２項の規定により実習を許可された学生，生徒等（以下「受託実習生」という。）１人につき次に掲げる額を納入しなければならない。 | 第３条　（同左） |
| 一　薬学部学生である受託実習生 | 一　（同左） |
| イ　実習の期間が２週間の場合　月額30,000円（消費税を含む。） | イ　実習の期間が２週間の場合　30,000円（消費税を含む。） |
| ロ　実習の期間が４週間の場合　月額50,000円（消費税を含む。） | ロ　実習の期間が４週間の場合　50,000円（消費税を含む。） |
| 二　前号以外の受託実習生　月額4,078円（消費税を含む。） | 二　前号以外の受託実習生　日額1,050円（消費税を含む。） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

### 附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学医学部附属病院研修生受入れ規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現行条文 | 改正条文 |
| --- | --- |
| 第３条　前条第２項の規定により研修を許可された者（以下「病院研修生」という。）は，次に掲げる研修料を納入しなければならない。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　薬剤師以外の病院研修生　月額4,078円（消費税を含む。） | 二　薬剤師以外の病院研修生　日額1,050円（消費税を含む。） |
| ２～４　（省略） | ２～４　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学役員退職手当規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （退職手当の額）<br>第３条　退職手当の額は，在職期間１月につき，退職の日におけるその者の本給に100分の12.5の割合を乗じて得た額に，文部科学省国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う業績評価の結果を参考にして，0.0から2.0の範囲内で業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし，第７条第１項及び第８条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は，異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）１月につき，退職の日における当該異なる役職ごとの本給に100分の12.5の割合を乗じて得た額に，委員会が行う業績評価の結果を参考にして，0.0から2.0の範囲内で業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。<br><br>（省略） | （同左）<br>第３条　退職手当の額は，在職期間１月につき，退職の日におけるその者の本給に100分の12.5の割合を乗じて得た額に，国立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う業績評価の結果，役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し，総長がその者の業務実績に応じて，0.0から2.0の範囲内で業績勘案率を決定し，これを乗じて得た額とする。ただし，第７条第１項及び第８条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は，異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）１月につき，退職の日における当該異なる役職ごとの本給に100分の12.５の割合を乗じて得た額に，委員会が行う業績評価の結果，役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し，総長がその者の業務実績に応じて，0.0から2.0の範囲内で業績勘案率を決定し，これを乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。<br><br>（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年３月26日から施行する。

## 国立大学法人名古屋大学総長選考会議規程の一部を改正する規程新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （設置）<br>第１条　国立大学法人名古屋大学（以下「本学」という。）に，国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき，総長選考会議を置く。<br><br>（省略） | （同左）<br>第１条　国立大学法人名古屋大学（以下「本学」という。）に，国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき，総長（法第10条第１項に規定する学長をいう。以下同じ。）を選考するため，総長選考会議を置く。<br><br>（省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年３月26日から施行する。

## 名古屋大学授業料等の料金に関する規程の一部を改正する規程新旧対照

### 現　行　条　文

別表第１（第２条第１項関係　平成11年度以降入学者）

<table>
<tr><td colspan="3">区　　分</td><td>授　業　料</td><td>入学料</td><td>検定料</td></tr>
<tr><td rowspan="3">学 生</td><td colspan="2">学部</td><td>年額　円<br>520,800</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学院の研究科</td><td>520,800</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（省略）</td><td rowspan="2">（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td rowspan="2">（省略）</td><td rowspan="2">（省略）</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>

（省略）

別表第３（第２条第１項関係）

| 区　　分 | 授　業　料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|
| 聴講生 | １単位　円<br>14,400 | （省略） | （省略） |
| 特別聴講学生 | １単位<br>14,400 | （省略） | （省略） |
| 研究生 | 月額<br>28,900 | （省略） | （省略） |
| 大学院特別聴講学生 | １単位<br>14,400 | （省略） | （省略） |
| 大学院研究生 | 月額<br>28,900 | （省略） | （省略） |
| 特別研究学生 | 月額<br>28,900 | （省略） | （省略） |
| 科目等履修生 | １単位<br>14,400 | （省略） | （省略） |

別表第４（第２条第１項関係）

| 区　　分 | 授　業　料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|
| 外国人留学生日本語・日本文化研修コース研修生 | 月額　円<br>28,900 | （省略） | （省略） |

別表第５（第２条第１項第４号関係）

| 区　　分 | 授　業　料 | 入学料 | 検定料 |
|---|---|---|---|
| 外国人留学生日本語研修コース研修生 | 月額　円<br>29,400 | （省略） | （省略） |

（省略）

### 改　正　条　文

（同左）

<table>
<tr><td colspan="3">（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td><td>（同左）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（同左）</td><td colspan="2">（同左）</td><td>年額　円<br>535,800</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（同左）</td><td>535,800</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（省略）</td><td rowspan="2">（省略）</td><td>（省略）</td><td>（省略）</td><td rowspan="2">（省略）</td><td rowspan="2">（省略）</td></tr>
<tr><td>（省略）</td><td>（省略）</td></tr>
</table>

（省略）

（同左）

| （同左） | （同左） | （同左） | （同左） |
|---|---|---|---|
| （同左） | １単位　円<br>14,800 | （省略） | （省略） |
| （同左） | １単位<br>14,800 | （省略） | （省略） |
| （同左） | 月額<br>29,700 | （省略） | （省略） |
| （同左） | １単位<br>14,800 | （省略） | （省略） |
| （同左） | 月額<br>29,700 | （省略） | （省略） |
| （同左） | 月額<br>29,700 | （省略） | （省略） |
| （同左） | １単位<br>14,800 | （省略） | （省略） |

（同左）

| （同左） | （同左） | （同左） | （同左） |
|---|---|---|---|
| （同左） | 月額　円<br>29,700 | （省略） | （省略） |

（同左）

| （同左） | （同左） | （同左） | （同左） |
|---|---|---|---|
| （同左） | 月額　円<br>30,200 | （省略） | （省略） |

（省略）

### 附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員の育児休業等に関する規程取扱細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （育児休業の適用除外者）<br>第２条　育児休業等規程第３条第１号の「期間を定めて雇用される職員」は，次の者をいう。<br>一　育児休業をしている職員の代替要員として任期を付して雇用されている職員<br>二　短時間勤務正職員<br>三　外国人教師又は外国人研究員のうち更新回数を定めて雇用されている職員<br>四　契約職員及び医員（研修医）のうち更新回数を定めて雇用されている職員<br>五　パートタイム勤務職員及び医員のうち更新回数を定めて雇用されている職員 | 削る。 |
| （育児休業を協定により適用除外とされた職員）<br>第３条　育児休業等規程第３条第２号イの「配偶者（内縁関係を含む。）が常態としてその子の養育をすることができる」とは，次に掲げるいずれにも該当する場合をいう。<br>一　職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び１週間の就業日数が２日以下の者を含む。）<br>二　身体障害者福祉法第４条の身体障害者であること又はこれと同程度に日常生活に制限を受ける精神障害があることにより自ら子を養育することが困難な状態にある者のほか，１月間を超える期間継続して，通院，加療，入院又は安静を必要とすることが見込まれる状態にある者でないこと。<br>三　６週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）以内に出産する予定であるか又は産後８週間を経過しない者でないこと。<br>四　育児休業の申出に係る子と同居している者 | 削る。 |
| （育児休業の申出等の様式）<br>第４条　（省略） | （同左）<br>第２条　（省略） |
| | （期間を定めて雇用される職員）<br>第３条　育児休業等規程第４条第２項，第５条，及び第７条第２項第２号に規定する「期間を定めて雇用される職員」は，次の者をいう。<br>一　名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条に規定する職員<br>二　名古屋大学契約職員就業規則（平成16年度規則第２号）の適用職員<br>三　名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則（平成16年度規則第３号）の適用職員 |

四　名古屋大学医員及び医員（研修医）就業規則（平成16年度規則第７号）の適用職員
五　名古屋大学外国人教師及び外国人研究員就業規則（平成16年度規則第４号）の適用職員
六　名古屋大学再雇用職員就業規則（平成16年度規則第５号）の適用職員
七　短時間勤務正職員

（準ずる事由）
第５条　育児休業等規程第４条第３項ただし書の「これに準ずる事由」とは，次に掲げる事由をいう。
一～三　（省略）

（同左）
第４条　育児休業等規程第４条第４項ただし書及び第８条第１項の「これに準ずる事由」とは，次に掲げる事由をいう。
一～三　（省略）
（延長の要件）
第５条　育児休業等規程第５条第３項第２号に規定する「特に必要と認められる場合」は，次に掲げる場合をいう。
一　育児休業等規程第５条第３項の申出に係る子について，保育所における保育の実施を希望し，申込みを行っているが，当該子が１歳に達する日後の期間について，当面その実施が行われない場合
二　常態として申出に係る子の養育を行っている配偶者であって，当該子が１歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合
イ　死亡したとき。
ロ　負傷，疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等規程第５条第２項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
ハ　婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等規程第５条第２項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。
ニ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては，14週間）以内に出産する予定であるか又は産後８週間を経過しないとき。

（養育状況変更届等の様式）
第６条　育児休業等規程第６条第２項及び第21条第２項の届出は，別記様式第３号による。

（同左）
第６条　育児休業等規程第６条第２項の届出は，別記様式第３号による。

（省略）

（省略）

（部分休業を協定により適用除外とされた職員）
第14条　育児休業等規程第17条第１号の「配偶者が常態としてその子の養育をすることができる場合」とは，第３条各号のいずれにも該当する場合をいう。

削る。

（部分休業の申出の様式）

（同左）

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| 第15条　（省略） | 第14条　（省略） |
| 別記様式第１号（第４条第１項関係）<br>育児休業申出書<br>（省略） | 別記様式第１号（第２条第１項関係）<br>（同左）<br>（省略） |
| 別記様式第２号（第４条第２項関係）<br>育児休業対象児出生届<br>（省略） | 別記様式第２号（第２条第２項関係）<br>（同左）<br>（省略） |
| （省略） | （省略） |
| 別記様式第４号（第７条第１項第４号関係）<br>育児休業計画書<br>（省略） | 別記様式第４号（第７条第２項関係）<br>（同左）<br>（省略） |
| （省略） | （省略） |
| 別記様式第７号（第10条第１項関係）<br>育児休業撤回申出書<br>（省略） | 別記様式第７号（第10条関係）<br>（同左）<br>（省略） |
| 別記様式第８号（第10条第２項関係）<br>育児休業事由消滅届<br>（省略） | 別記様式第８号（第13条関係）<br>（同左）<br>（省略） |
| 別記様式第９号（第14条関係）<br>部分休業申出書<br>（省略） | 別記様式第９号（第15条関係）<br>（同左）<br>（省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学職員の介護休業等に関する規程取扱細則の一部を改正する細則新旧対照

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （介護休業の適用除外者）<br>第３条　介護休業等規程第３条第１号の「期間を定めて雇用される職員」とは，次の者をいう。<br>一　介護休業をしている職員の代替要員として任期を付して雇用されている職員<br>二　短時間勤務正職員<br>三　外国人教師又は外国人研究員のうち更新回数を定めて雇用されている職員<br>四　契約職員及び医員（研修医）のうち更新回数を | 削る。 |

定めて雇用されている職員
五　パートタイム勤務職員及び医員のうち更新回数を定めて雇用されている職員

（介護休業及び介護部分休業の申出等の様式）
第４条　介護休業等規程第４条第１項の介護休業の申出及び第13条の介護部分休業の申出は，別に定める介護休業申出書による。
2　介護休業等規程第４条第３項の介護休業を申し出た職員に交付する通知書は，別記様式第１号による。

（同左）
第３条　介護休業等規程第４条第１項の申出は，別記様式第１号による。

2　介護休業等規程第４条第２項の介護休業を申し出た職員に交付する通知書は，別記様式第２号による。
（期間を定めて雇用される職員）
第４条　介護休業等規程第５条に規定する「期間を定めて雇用される職員」は，次の者をいう。
一　名古屋大学職員の任期に関する規程（平成16年度規程第63号）第２条に規定する職員
二　名古屋大学契約職員就業規則（平成16年度規則第２号）の適用職員
三　名古屋大学パートタイム勤務職員就業規則（平成16年度規則第３号）の適用職員
四　名古屋大学医員及び医員（研修医）就業規則（平成16年度規則第７号）の適用職員
五　名古屋大学外国人教師及び外国人研究員就業規則（平成16年度規則第４号）の適用職員
六　名古屋大学再雇用職員就業規則（平成16年度規則第５号）の適用職員
七　短時間勤務正職員
（特別な事情）
第５条　介護休業等規程第５条第３項第１号に規定する「特別な事情がある場合」は，次のとおりとする。
一　介護休業申出をした職員について新たな介護休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって，当該新たな介護休業期間が終了する日までに，当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚，婚姻の取消，離縁等により当該新たな介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした職員との親族関係が消滅するに至ったとき。
二　介護休業申出をした職員について産前産後休業期間又は育児休業期間が始まったことにより介護休業期間が終了した場合であって，当該産前産後休業期間（当該産前産後休業期間中に出産した子に係る育児休業期間を含む。以下この号において同じ。）又は育児休業期間が終了する日までに，当該産前産後休業期間又は育児休業期間の休業に係る子のすべてが，次のイ又はロのいずれかに該当するに至ったとき。

（介護状況変更届等の様式）
第５条　介護休業等規程第６条第２項及び第16条第２項の届出は，別記様式第２号による。
２　介護休業等規程第６条第３項及び第16条第３項の職員に交付する通知書は，別記様式第３号による。
（介護休業満了届等の様式）
第６条　介護休業等規程第９条第１項の届出は，別記様式第４号による。
２　介護休業等規程第９条第２項の職員に交付する通知書は，別記様式第５号による。

イ　死亡したとき。
ロ　養子となったことその他の事情により当該労働者と同居しないこととなったとき。
（同左）
第６条　介護休業等規程第６条第２項の届出は，別記様式第３号による。
２　介護休業等規程第６条第３項の職員に交付する通知書は，別記様式第４号による。
（同左）
第７条　介護休業等規程第９条第１項の届出は，別記様式第５号による。
２　介護休業等規程第９条第２項の職員に交付する通知書は，別記様式第６号による。

別記様式第１号（第３条第１項関係）
介護（介護部分）休業申出書

申出年月日　平成　　年　　月　　日
名古屋大学総長　殿
（申出者）所属
職名
氏名　　　　　　　　　　　印

下記のとおり介護休業を申し出ます。

<table>
<tr><td rowspan="4">要介護者に関する事項</td><td>氏　　名</td><td></td><td rowspan="5">要介護者の状態及び具体的な介護内容</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>続　　柄</td><td></td></tr>
<tr><td>同・別居</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">介護が必要となった時期<br>平成　年　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">連続する６月の期間<br>平成　　年　　月　　日から<br>平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
</table>

請　求　の　期　間

<table>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>時　　間</td><td>日・時間数</td></tr>
<tr><td>平成　年　月　日から<br>平成　年　月　日</td><td>□毎日<br>□その他（　）</td><td>午前　時　分～　時　分<br>午後　時　分～　時　分</td><td>日<br>時</td></tr>
<tr><td>平成　年　月　日から<br>平成　年　月　日まで</td><td>□毎日<br>□その他（　）</td><td>午前　時　分～　時　分<br>午後　時　分～　時　分</td><td>日<br>時</td></tr>
<tr><td>平成　年　月　日から<br>平成　年　月　日まで</td><td>□毎日<br>□その他（　）</td><td>午前　時　分～　時　分<br>午後　時　分～　時　分</td><td>日<br>時</td></tr>
<tr><td>平成　年　月　日から<br>平成　年　月　日まで</td><td>□毎日<br>□その他（　）</td><td>午前　時　分～　時　分<br>午後　時　分～　時　分</td><td>日<br>時</td></tr>
<tr><td colspan="4">備　考</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
</table>

＊介護部分休業の申出を取り消す場合は，その旨を裏面に記入すること。

別記様式第1号（第4条第2項関係）
　介護休業取扱通知書
　（省略）

別記様式第2号（第5条第1項関係）
　介護状況変更届
　（省略）

別記様式第3号（第5条第2項関係）
　介護休業終了確認通知書
　（省略）

別記様式第4号（第6条第1項関係）
　介護休業満了届
　（省略）

| 日付 | 休業を取り消す時間 | | 時間数 | 請求者 | 総　長 | 勤務時間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 午　前 | 午　後 | | 印 | 印 | 管理員印 | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |
| | 時　分から<br>時　分まで | 時　分から<br>時　分まで | 時間<br>分 | | | | |

別記様式第2号（第3条第2項関係）
　（同左）
　（省略）

別記様式第3号（第6条第1項関係）
　（同左）
　（省略）

別記様式第4号（第6条第2項関係）
　（同左）
　（省略）

別記様式第5号（第7条第1項関係）
　（同左）
　（省略）

| | |
|---|---|
| 別記様式第５号（第６条第２項関係）<br><br>介護休業満了確認通知書<br><br>平成　　年　　月　　日<br><br>殿<br><br>名古屋大学総長<br>○　○　○　○　印<br><br>平成　　年　　月　　日付けで介護休業期間が満了したので，平成　　年　　月　　日から職務に復帰させる。 | 削る。 |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。

## 名古屋大学国際企画室の設置に伴う関係規程を整理する規程新旧対照

### 名古屋大学教育研究組織規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （学内共同教育研究施設） | （同左） |
| 第11条　（省略） | 第11条　（省略） |
| ２　本学に，教育研究を全学共通に支援する施設として，次の施設を置く。 | ２　（同左） |
| 一～十五　（省略） | 一～十五　（省略） |
| | 十六　国際企画室 |
| ３　（省略） | ３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

### 国立大学法人名古屋大学教育研究評議会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　教育研究評議会は，次に掲げる評議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～十　（省略） | 一～十　（省略） |
| 十一　発達心理精神科学教育研究センター，法政国際教育協力研究センター，農学国際教育協力研究センター，留学生センター，高等教育研究センター，博物館，大学文書資料室，評価企画室，国 | 十一　発達心理精神科学教育研究センター，法政国際教育協力研究センター，農学国際教育協力研究センター，留学生センター，高等教育研究センター，博物館，大学文書資料室，評価企画室，国 |

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| 際学術コンソーシアム推進室，学生相談総合センター及び附属図書館研究開発室の教授のうちから１名 | 際学術コンソーシアム推進室，学生相談総合センター，附属図書館研究開発室及び国際企画室の教授のうちから１名 |
| 十二～十三　（省略） | 十二～十三　（省略） |
| ２～４　（省略） | ２～４　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**名古屋大学個人情報保護規程規程の一部改正**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| 別表（第４条関係） | （同左） |

| 部　局 | 保護管理者 |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| 法務室 | 企画課長 |
| | |
| （省略） | （省略） |

| （同左） | （同左） |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） |
| 国際企画室 | 国際課長 |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

**名古屋大学エコトピア科学研究機構の改組に伴う関係規程を整理する規程新旧対照**

**国立大学法人名古屋大学教育研究評議会規程の一部改正**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　教育研究評議会は，次に掲げる評議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～五　（省略） | 一～五　（省略） |
| 六　エコトピア科学研究機構長 | 六　エコトピア科学研究所長 |
| 七～十三　（省略） | 七～十三　（省略） |
| ２～４　（省略） | ２～４　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**名古屋大学部局長会規程の一部改正**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　部局長会は，次に掲げる者をもって組織する。 | 第３条　（同左） |

| | |
|---|---|
| 一～五　（省略） | 一～五　（省略） |
| 六　エコトピア科学研究機構長 | 六　エコトピア科学研究所長 |
| 七～十二　（省略） | 七～十二　（省略） |
| 2～3　（省略） | 2～3　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学の企画・運営に関する基幹委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （委員の構成） | （同左） |
| 第2条　前条の各委員会は，原則として，次に掲げる委員で構成する。 | 第2条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　教育研究評議会評議員（役員を除く。）又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。） | 二　教育研究評議会評議員（役員を除く。）又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。） |
| 三～四　（省略） | 三～四　（省略） |
| 2～3　（省略） | 2～3　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学計画・評価委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第3条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第3条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 | 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学組織・運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第3条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第3条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 | 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 |

| | |
|---|---|
| 三～五　（省略） | 三～五　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学人事・労務委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長(副所長,副機構長及び副病院長を含む。)のうち総長が指名した者 | 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学財務委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　大学院理学研究科，大学院医学系研究科，大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院環境学研究科，大学院情報科学研究科，環境医学研究所，太陽地球環境研究所，エコトピア科学研究機構及び医学部附属病院の評議員又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。)並びに評議会規程第３条第１項第12号の規定に基づき選出された評議員のうちから５名 | 三　大学院理学研究科，大学院医学系研究科，大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院環境学研究科，大学院情報科学研究科，環境医学研究所，太陽地球環境研究所，エコトピア科学研究所及び医学部附属病院の評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。)並びに評議会規程第３条第１項第12号の規定に基づき選出された評議員のうちから５名 |
| 四～五　（省略） | 四～五　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学施設・安全委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 | 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学病院・医系委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 | 三　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 |
| 四～七　（省略） | 四～七　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学研究・国際交流委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 | 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学全学教育委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　エコトピア科学研究機構情報メディア教育センター長，高等教育研究センター長及び学生相談総合センター長 | 三　情報メディア教育センター長，高等教育研究センター長及び学生相談総合センター長 |
| 四～六　（省略） | 四～六　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学将来構想委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長，副機構長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 | 二　教育研究評議会評議員又は副研究科長（副所長及び副病院長を含む。）のうち総長が指名した者 |
| 三～五　（省略） | 三～五　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学広報委員会暫定規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～六　（省略） | 一～六　（省略） |
| 七　エコトピア科学研究機構情報メディア教育センターの教授又は助教授及び附属図書館研究開発室専任室員のうちから１名 | 七　情報メディア教育センターの教授又は助教授及び附属図書館研究開発室専任室員のうちから１名 |
| 八～十　（省略） | 八～十　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学安全衛生総括委員会規程の一部改正

| 現行条文 | 改正条文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　総括委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究機構長，附属図書館長，医学部附属病院長及び総合保健体育科学センター長 | 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究所長，附属図書館長，医学部附属病院長及び総合保健体育科学センター長 |
| 三～八　（省略） | 三～八　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学原子力委員会暫定規程の一部改正

| 現行条文 | 改正条文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第２条　委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一　情報文化学部，研究科（大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科及び大学院情報科学研究科を除く。），附置研究所，アイソトープ総合センター，エコトピア科学研究機構，総合保健体育科学センター及び医学部附属病院の教授又は助教授各１名 | 一　情報文化学部，研究科（大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科及び大学院情報科学研究科を除く。），附置研究所，アイソトープ総合センター，エコトピア科学研究所，総合保健体育科学センター及び医学部附属病院の教授又は助教授各１名 |
| 二～四　（省略） | 二～四　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学国際交流委員会暫定規程の一部改正

| 現行条文 | 改正条文 |
| --- | --- |
| （委員） | （同左） |
| 第２条　委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究機構長，附属図書館長，医学部附属病院長，留学生センター長及び総合保健体育科学センター長 | 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究所長，附属図書館長，医学部附属病院長，留学生センター長及び総合保健体育科学センター長 |
| 三～四　（省略） | 三～四　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |

| （省略） | （省略） |
|---|---|

### 名古屋大学施設マネジメント委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織）<br>第３条　委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。<br>一　（省略）<br>二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究機構長，附属図書館長，医学部附属病院長及び総合保健体育科学センター長<br>三～五　（省略）<br>２　（省略） | （同左）<br>第３条　（同左）<br>一　（省略）<br>二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究所長，附属図書館長，医学部附属病院長及び総合保健体育科学センター長<br>三～五　（省略）<br>２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

### 名古屋大学環境安全防災委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織）<br>第３条　委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。<br>一　（省略）<br>二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究機構長，附属図書館長，医学部附属病院長及び総合保健体育科学センター長<br>三～七　（省略）<br>２　（省略） | （同左）<br>第３条　（同左）<br>一　（省略）<br>二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究所長，附属図書館長，医学部附属病院長及び総合保健体育科学センター長<br>三～七　（省略）<br>２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

### 名古屋大学公印規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （定義）<br>第２条　この規程において「部局等」とは，事務局，学務部，学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館（分館を含む。），医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | （同左）<br>第２条　この規程において「部局等」とは，事務局，学務部，学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館（分館を含む。），医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| （省略） | （省略） |

別表第１（第３条第３項関係）

公印の種類及び寸法並びに公印管守補助責任者

| 部局等 | 公印の種類 | 公印の寸法（ミリメートル平方） | 公印管守補助責任者 |
|---|---|---|---|
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究機構 | 名古屋大学エコトピア科学研究機構 | 28 | エコトピア科学研究機構事務室長 |
| | 名古屋大学エコトピア科学研究機構長 | 30 | |
| | 名古屋大学先端技術共同研究センター印 | 25 | |
| | 名古屋大学先端技術共同研究センター長 | 23 | |
| | 名古屋大学情報メディア教育センター | 25 | |
| | 名古屋大学情報メディア教育センター長 | 23 | |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| 生物機能開発利用研究センター | 名古屋大学生物機能開発利用研究センター長 | 23 | 農学部・生命農学研究科事務長 |
| | | | |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（省略）

（同左）

（同左）

| （同左） | （同左） | （同左） | （同左） |
|---|---|---|---|
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| エコトピア学研究所 | 名古屋大学エコトピア科学研究所 | （同左） | エコトピア科学研究所事務室長 |
| | 名古屋大学エコトピア科学研究所長 | （同左） | |
| | 削る。 | 削る。 | |
| | 削る。 | 削る。 | |
| | 削る。 | 削る。 | |
| | 削る。 | 削る。 | |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） | （同左） | （同左） |
| 先端技術共同研究センター | 名古屋大学先端技術共同研究センター印 | 25 | エコトピア科学研究所事務室長 |
| | 名古屋大学先端技術共同研究センター長 | 23 | |
| 情報メディア教育センター | 名古屋大学情報メディア教育センター | 25 | エコトピア科学研究所事務室長 |
| | 名古屋大学情報メディア教育センター長 | 23 | |
| （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（省略）

## 名古屋大学個人情報保護規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| 別表（第４条関係） | （同左） |

現行条文

| 部　局 | 保護管理者 |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究機構 | エコトピア科学研究機構事務室長 |
| （省略） | （省略） |
| 生物機能開発利用研究センター | 農学部・生命農学研究科事務長 |
| | |
| | |
| （省略） | （省略） |

改正条文

| （同左） | （同左） |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究所 | エコトピア科学研究所事務室長 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） |
| 先端技術共同研究センター | エコトピア科学研究所事務室長 |
| 情報メディア教育センター | エコトピア科学研究所事務室長 |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学管理職員等の範囲に関する規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| 別表（第２条関係） | （同左） |

現行条文

| 所属等 | 管理職員等 |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究機構 | 機構長 |
| 先端技術共同研究センター | 先端技術共同研究センター長 |
| 情報メディア教育センター | 情報メディア教育センター長 |
| （省略） | （省略） |
| 生物機能開発利用研究センター | 生物機能開発利用研究センター長 |
| | |
| （省略） | （省略） |
| その他 | （省略）<br>名古屋大学教育研究組織規程第７条第３項によりエコトピア科学研究機構に置かれる副機構長 |

（省略）

改正条文

| （同左） | （同左） |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究所 | エコトピア科学研究所長 |
| 削る。 | 削る。 |
| 削る。 | 削る。 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） |
| 先端技術共同研究センター | 先端技術共同研究センター長 |
| 情報メディア教育センター | 情報メディア教育センター長 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （省略）<br>名古屋大学教育研究組織規程第第３項によりエコトピア科学研究所に置かれる副所長 |

（省略）

## 名古屋大学放射線障害予防規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （放射線使用施設等の新設，廃止及び変更） | （同左） |
| 第３条　（省略） | 第３条　（省略） |
| ２　前項の「部局」とは，事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | ２　前項の「部局」とは，事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学受託研究規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （用語の定義） | （同左） |
| 第２条　（省略） | 第２条　（省略） |
| ２～５　（省略） | ２～５　（省略） |
| ６　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 | ６　（同左） |
| 一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | 一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| 二　（省略） | 二　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学受託研究員等受入規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （用語の定義） | （同左） |
| 第２条　この規程において，次に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 | 第２条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　部局　事務局，学務部，学部及び研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情 | 三　部局　事務局，学務部，学部及び研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報 |

| | |
|---|---|
| 報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | 連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学共同研究規程の一部改正

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| （用語の定義） | （同左） |
| 第２条　（省略） | 第２条　（省略） |
| ２～５　（省略） | ２～５　（省略） |
| ６　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 | ６　（同左） |
| 一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | 一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| 二～五　（省略） | 二～五　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学寄附金受入規程の一部改正

| 現行条文 | 改正条文 |
|---|---|
| （用語の定義） | （同左） |
| 第２条　この規程において，次に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。 | 第２条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | 二　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| 三　（省略） | 三　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学寄附講座・寄附研究部門規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （定義） | （同左） |
| 第２条　この規程において，次に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 | 第２条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | 三　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| 四　（省略） | 四　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学受託事業規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （用語の定義） | （同左） |
| 第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 | 第２条　（同左） |
| 一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | 一　部局　事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| 二～四　（省略） | 二～四　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学内地研究員受入規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （用語の定義） | （同左） |
| 第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。 | 第２条　（同左） |
| 一　部局　学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及 | 一　部局　学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総 |

び総合保健体育科学センターをいう。
二　（省略）

（省略）

合保健体育科学センターをいう。
二　（省略）

（省略）

### 名古屋大学防火管理規程の一部改正

現　行　条　文

（定義）
第２条　この規程において「部局」とは，本部，学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。
２　（省略）

（省略）

別表第１（第４条関係）

| 部局 | 資産の区域 |
| --- | --- |
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究機構 | エコトピア科学研究機構の用に供する資産 |
| （省略） | （省略） |
| 生物機能開発利用研究センター | 生物機能開発利用研究センターの用に供する資産 |
|  |  |
| （省略） | （省略） |

（省略）

別表第２（第５条第１項関係）

| 部局 | 防火管理者 |
| --- | --- |
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究機構 | エコトピア科学研究機構事務室長 |
| （省略） | （省略） |
| 生物機能開発利用研究センター | 農学部・生命農学研究科事務長 |
|  |  |

改　正　条　文

（同左）
第２条　この規程において「部局」とは，本部，学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。
２　（省略）

（省略）

（同左）

| （同左） | （同左） |
| --- | --- |
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究所 | エコトピア科学研究所の用に供する資産 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） |
| 先端技術共同研究センター | 先端技術共同研究センターの用に供する資産 |
| 情報メディア教育センター | 情報メディア教育センターの用に供する資産 |
| （省略） | （省略） |

（省略）

（同左）

| （同左） | （同左） |
| --- | --- |
| （省略） | （省略） |
| エコトピア科学研究所 | エコトピア科学研究所事務室長 |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） |
| 先端技術共同研究センター | エコトピア科学研究所事務室長 |

| | |
|---|---|
| | |
| （省略） | （省略） |

（省略）

| | |
|---|---|
| 情報メディア教育センター | エコトピア科学研究所事務室長 |
| （省略） | （省略） |

（省略）

### 名古屋大学中国政府派遣研究員受入規程の一部改正

現　行　条　文

（用語の定義）
第２条　この規程において,次に掲げる用語の意義は,それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　（省略）
二　部局　学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。
三　（省略）

（省略）

改　正　条　文

（同左）
第２条　（同左）

一　（省略）
二　部局　学部，研究科，教養教育院，高等研究院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。
三　（省略）

（省略）

### 名古屋大学国際交流会館規程の一部改正

現　行　条　文

（委員）
第４条　委員会は,次に掲げる委員をもって組織する。
一　（省略）
二　情報文化学部，研究科，エコトピア科学研究機構，留学生センター，物質科学国際研究センター及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名
三～五　（省略）
２　（省略）

（省略）

改　正　条　文

（同左）
第４条　（同左）
一　（省略）
二　情報文化学部，研究科，エコトピア科学研究所，留学生センター，物質科学国際研究センター及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名
三～五　（省略）
２　（省略）

（省略）

### 名古屋大学全学教育協議会規程の一部改正

現　行　条　文

（協議員）
第３条　協議会は，次に掲げる協議員をもって組織する。

改　正　条　文

（同左）
第３条　（同左）

| | |
|---|---|
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　学部長，大学院国際開発研究科長，大学院多元数理科学研究科長，大学院国際言語文化研究科長，大学院環境学研究科長，大学院情報科学研究科長，総合保健体育科学センター長，留学生センター長，エコトピア科学研究機構情報メディア教育センター長及び高等教育研究センター長 | 二　学部長，大学院国際開発研究科長，大学院多元数理科学研究科長，大学院国際言語文化研究科長，大学院環境学研究科長，大学院情報科学研究科長，総合保健体育科学センター長，留学生センター長，情報メディア教育センター長及び高等教育研究センター長 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学教養教育院運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （運営委員） | （同左） |
| 第３条　運営委員会は，次に掲げる運営委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　学部，大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科，大学院環境学研究科，大学院情報科学研究科，総合保健体育科学センター，留学生センター，エコトピア科学研究機構情報メディア教育センター及び高等教育研究センターの教授各１名 | 二　学部，大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科，大学院環境学研究科，大学院情報科学研究科，総合保健体育科学センター，留学生センター，情報メディア教育センター及び高等教育研究センターの教授各１名 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学附属図書館商議員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第２条　商議員会は，次に掲げる商議員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一～三　（省略） | 一～三　（省略） |
| 四　情報文化学部，大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科，大学院環境学研究科，大学院情報科学研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名 | 四　情報文化学部，大学院国際開発研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院国際言語文化研究科，大学院環境学研究科，大学院情報科学研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名 |
| （省略） | （省略） |

### 名古屋大学留学生センター協議会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　協議会は，次に掲げる協議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　情報文化学部，附置研究所，エコトピア科学研究機構及び総合保健体育科学センターの教授各１名 | 三　情報文化学部，附置研究所，エコトピア科学研究所及び総合保健体育科学センターの教授各１名 |
| 四～五　（省略） | 四～五　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

### 名古屋大学高等教育研究センター協議会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　協議会は，次に掲げる協議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　情報文化学部，附置研究所，エコトピア科学研究機構及び総合保健体育科学センターの教授各１名 | 三　情報文化学部，附置研究所，エコトピア科学研究所及び総合保健体育科学センターの教授各１名 |
| 四～五　（省略） | 四～五　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

### 名古屋大学博物館協議会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　協議会は，次に掲げる協議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究機構長，附属図書館長及び年代測定総合研究センター長 | 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究所長，附属図書館長及び年代測定総合研究センター長 |
| 三～五　（省略） | 三～五　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学博物館運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第２条　運営委員会は，次に掲げる運営委員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　情報文化学部，研究科，附置研究所及びエコトピア科学研究機構の教授又は助教授各１名 | 二　情報文化学部，研究科，附置研究所及びエコトピア科学研究所の教授又は助教授各１名 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学大学文書資料室協議委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （委員） | （同左） |
| 第３条　協議委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究機構長，附属図書館長，博物館長及び総合保健体育科学センター長 | 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，エコトピア科学研究所長，附属図書館長，博物館長及び総合保健体育科学センター長 |
| 三～四　（省略） | 三～四　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学大学文書資料室運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第２条　運営委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一～三　（省略） | 一～三　（省略） |
| 四　情報文化学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構及び総合保健体育科学センターの教授，助教授又は講師各１名 | 四　情報文化学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所及び総合保健体育科学センターの教授，助教授又は講師各１名 |
| 五～六　（省略） | 五～六　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学廃棄物処理施設運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第２条　運営委員会は，次に掲げる運営委員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　研究科（大学院理学研究科及び大学院医学系研究科を除く。），附置研究所，エコトピア科学研究機構，生物機能開発利用研究センター，地球水循環研究センター及び総合保健体育科学センターの教授，助教授又は講師各１名 | 二　研究科（大学院理学研究科及び大学院医学系研究科を除く。），附置研究所，エコトピア科学研究所，生物機能開発利用研究センター，地球水循環研究センター及び総合保健体育科学センターの教授，助教授又は講師各１名 |
| 三～六　（省略） | 三～六　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学核燃料管理施設運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第２条　運営委員会は，次に掲げる運営委員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　エコトピア科学研究機構の教授又は助教授１名 | 三　エコトピア科学研究所の教授又は助教授１名 |
| 四～六　（省略） | 四～六　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学産学官連携推進本部規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　推進本部は，次に掲げる者をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～三　（省略） | 一～三　（省略） |
| 四　エコトピア科学研究機構先端技術共同研究センター長 | 四　先端技術共同研究センター長 |
| 五～七　（省略） | 五～七　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学情報連携基盤センター協議会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　協議会は，次に掲げる協議員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　（省略） | 一　（省略） |
| 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，附属図書館長及びエコトピア科学研究機構情報メディア教育センター長 | 二　情報文化学部長，研究科長，附置研究所長，附属図書館長及び情報メディア教育センター長 |
| 三　（省略） | 三　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学情報連携基盤センター運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第２条　運営委員会は，次に掲げる運営委員をもって組織する。 | 第２条　（同左） |
| 一～四　（省略） | 一～四　（省略） |
| 五　エコトピア科学研究機構情報メディア教育センターの教授又は助教授１名 | 五　情報メディア教育センターの教授又は助教授１名 |
| 六～七　（省略） | 六～七　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学キャンパス情報ネットワーク利用規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （定義） | （同左） |
| 第２条　（省略） | 第２条　（省略） |
| ２　この規程において「部局」とは，本部，学部，研究科，高等研究院，教養教育院，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 | ２　この規程において「部局」とは，本部，学部，研究科，高等研究院，教養教育院，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。 |
| （省略） | （省略） |

### 名古屋大学総合保健体育科学センター運営委員会規程の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　運営委員会は，次に掲げる運営委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～二　（省略） | 一～二　（省略） |
| 三　情報文化学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構，アイソトープ総合センター，留学生センター,生物機能開発利用研究センター,地球水循環研究センター及び情報連携基盤センターの教授，助教授又は講師各１名 | 三　情報文化学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所，アイソトープ総合センター，留学生センター，生物機能開発利用研究センター，地球水循環研究センター及び情報連携基盤センターの教授，助教授又は講師各１名 |
| 四～九　（省略） | 四～九　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

**附　則**

この規程は，平成17年４月１日から施行する。

### 名古屋大学エコトピア科学研究機構の改組に伴う関係細則等を整理する細則新旧対照

### 名古屋大学男女共同参画推進専門委員会細則の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （組織） | （同左） |
| 第３条　専門委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～三　（省略） | 一～三　（省略） |
| 四　大学院理学研究科，大学院医学系研究科，大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院情報科学研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構及び医学部附属病院の大学教員のうちから２名 | 四　大学院理学研究科，大学院医学系研究科，大学院工学研究科，大学院生命農学研究科，大学院多元数理科学研究科，大学院情報科学研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所及び医学部附属病院の大学教員のうちから２名 |
| 五～六　（省略） | 五～六　（省略） |
| ２　（省略） | ２　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学学術振興基金委員会専門委員会暫定細則の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （委員） | （同左） |
| 第３条　学術振興基金専門委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一　情報文化学部，研究科，附置研究所，医学部附属病院，留学生センター，エコトピア科学研究機構，生物機能開発利用研究センター及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名 | 一　情報文化学部，研究科，附置研究所，医学部附属病院，留学生センター，エコトピア科学研究所，生物機能開発利用研究センター及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名 |
| 二　（省略） | 二　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学社会連携専門委員会暫定細則の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （組織） | （同左） |
| 第３条　専門委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～四　（省略） | 一～四　（省略） |
| 五　エコトピア科学研究機構先端技術共同研究センター長 | 五　先端技術共同研究センター長 |
| 六～八　（省略） | 六～八　（省略） |
| ２～３　（省略） | ２～３　（省略） |
| （省略） | （省略） |

## 名古屋大学国際交流委員会専門委員会暫定細則の一部改正

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
| --- | --- |
| （委員） | （同左） |
| 第３条　学術・教育交流専門委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。 | 第３条　（同左） |
| 一～三　（省略） | 一～三　（省略） |
| 四　情報文化学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構，留学生センター，法政国際教育協力センター，農学国際教育協力研究センター，留学生相談室及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名 | 四　情報文化学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所，留学生センター，法政国際教育協力センター，農学国際教　育協力研究センター，留学生相談室及び総合保健体育科学センターの教授又は助教授各１名 |
| ２～４　（省略） | ２～４　（省略） |

（省略）

（省略）

## 名古屋大学環境安全防災委員会専門委員会細則の一部改正

現　行　条　文

（組織）
第３条　（省略）
２　（省略）
３　自然災害等対策専門委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
一　（省略）
二　研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構及び総合保健体育科学センターの教授各１名
三～四　（省略）

（省略）

改　正　条　文

（同左）
第３条　（省略）
２　（省略）
３　（同左）

一　（省略）
二　研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所及び総合保健体育科学センターの教授各１名
三～四　（省略）

（省略）

## 名古屋大学法人文書管理規程施行細則の一部改正

現　行　条　文

別表（第７条関係）

| 文書記号 | |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| 名大エコ第　号 | エコトピア科学研究機構に属するもの |
| （省略） | （省略） |
| 名大生第　号 | 生物機能開発利用研究センターに属するもの |
| | |
| （省略） | （省略） |

（省略）

改　正　条　文

（同左）

| （同左） | |
|---|---|
| （省略） | （省略） |
| （同左） | エコトピア科学研究所に属するもの |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | （同左） |
| 名大先第　号 | 先端技術共同研究センターに属するもの |
| 名大情第　号 | 情報メディア教育センターに属するもの |
| （省略） | （省略） |

（省略）

## 名古屋大学職員管理職手当支給細則の一部改正

現　行　条　文

（支給範囲）
第２条　給与規程第13条第１項に規定する「管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員」とは，次に掲げる職員とする。

改　正　条　文

（同左）
第２条　（同左）

一　給与規程第13条第２項第１号の規定に該当する職員

| 職務区分 | 職務 |
| --- | --- |
| （省略） | （省略） |
| Ⅱ種 | 情報文化学部長，総合保健体育科学センター長，エコトピア科学研究機構長及び中学・高等学校長 |
| Ⅲ種 | 評議員，副研究科長（各研究科１名に限る。），副研究所長（各研究所１名に限る。），副病院長（２名に限る。），エコトピア科学研究機構副機構長（２名に限る。），経営協議会委員（学内委員に限る。）及び総長補佐 |
| （省略） | （省略） |

二　（省略）
2　（省略）

（省略）

一　（同左）

| （同左） | （同左） |
| --- | --- |
| （省略） | （省略） |
| （同左） | 情報文化学部長，総合保健体育科学センター長，エコトピア科学研究所長及び中学・高等学校長 |
| （同左） | 評議員，副研究科長（各研究科１名に限る。），副研究所長（各研究所１名に限る。），副病院長（２名に限る。），エコトピア科学研究所副所長（２名に限る。），経営協議会委員（学内委員に限る。）及び総長補佐 |
| （省略） | （省略） |

二　（省略）
2　（省略）

（省略）

**名古屋大学毒劇物管理要項の一部改正**

現　行　条　文

（定義）
第２　（省略）
2　（省略）
3　この要項において,「部局」とは，事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，エコトピア科学研究機構，附置研究所，附属図書館，医学部附属病院，大学院生命農学研究科附属農場，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。
4　（省略）

（省略）

改　正　条　文

（同左）
第２　（省略）
2　（省略）
3　この要項において,「部局」とは，事務局，学務部，学部，研究科，教養教育院，高等研究院，エコトピア科学研究所，附置研究所，附属図書館，医学部附属病院，大学院生命農学研究科附属農場，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいう。
4　（省略）

（省略）

**名古屋大学廃棄物処理等に関する取扱要項の一部改正**

現　行　条　文

（定義）
第２　（省略）
2～5　（省略）
6　この要項において,「部局」とは，事務局，学務部，

改　正　条　文

（同左）
第２　（省略）
2～5　（省略）
6　この要項において,「部局」とは，事務局，学務部，

| | |
|---|---|
| 学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，医学部附属病院，大学院生命農学研究科附属農場，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいい，「部局長」とは，当該部局の長をいう。<br><br>（省略） | 学部，研究科，附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，医学部附属病院，大学院生命農学研究科附属農場，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいい，「部局長」とは，当該部局の長をいう。<br><br>（省略） |

**名古屋大学東山地区構内における自転車等の入構，駐車等の規制に関する要項の一部改正**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （定義）<br>第２　（省略）<br>２　この要項において「部局」とは，事務局，学務部，学部（医学部を除く。），研究科（大学院医学系研究科を除く。），附置研究所，エコトピア科学研究機構，附属図書館，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいい，「部局長」とは，当該部局の長をいう。<br><br>（省略） | （同左）<br>第２　（省略）<br>２　この要項において「部局」とは，事務局，学務部，学部（医学部を除く。），研究科（大学院医学系研究科を除く。），附置研究所，エコトピア科学研究所，附属図書館，学内共同教育研究施設，地球水循環研究センター，情報連携基盤センター及び総合保健体育科学センターをいい，「部局長」とは，当該部局の長をいう。<br><br>（省略） |

**名古屋大学附属図書館中央図書館利用細則の一部改正**

| 現　行　条　文 | 改　正　条　文 |
|---|---|
| （演習室・サテライトラボ）<br>第30条　（省略）<br>２～３　（省略）<br>４　サテライトラボの利用については，附属図書館サテライトラボ（エコトピア科学研究機構情報メディア教育センター）利用要項の定めるところによる。<br><br>（省略） | （同左）<br>第30条　（省略）<br>２～３　（省略）<br>４　サテライトラボの利用については，附属図書館サテライトラボ（情報メディア教育センター）利用要項の定めるところによる。<br><br>（省略） |

**附　則**

この細則は，平成17年４月１日から施行する。